第２回　名寄市まち・ひと・しごと創生本部会議

日時：平成２７年４月１３日（月）
１４時３０分～
場所：名寄庁舎４階　大会議室

１　開　　会

２　本部長あいさつ

３　報告事項
（１）人口ビジョン等策定に向けた基礎調査について

（２）地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について

（３）その他

４　閉　　会

［会議資料］
資料１　名寄市地方創生総合戦略及び総合計画策定に係る基礎調査等業務仕様書（案）抜粋
資料２　「地域経済分析システム」の今後の運用について
資料３　地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付分について
資料４　地方創生先行型交付金上乗せ交付分等のスケジュール
資料５　今後の地方創生の取組方針について（案）
資料６　日本版ＣＣＲＣ構想有識者会議の開催について
資料７　地方創生コンシェルジュ制度
資料８　総務省資料（H27.4.3 地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会）
資料９　文部科学省資料（　　〃　　）
資料10　厚生労働省資料（　　〃　　）
資料11　農林水産省資料（　　〃　　）
資料12　国土交通省資料（　　〃　　）

資料　1

名寄市地方創生総合戦略及び総合計画策定に係る基礎調査等業務仕様書（案）抜粋

業務内容

名寄市人口ビジョンの策定に係る調査・分析

名寄市地方創生総合戦略及び総合計画に係る基礎調査

業務内容詳細

１　名寄市人口ビジョンの策定に係る調査・分析

（１）人口の現状分析

①　人口動向分析

出生数・死亡数、転入者数・転出者数の推移や移住の状況などから分析を行う

②　将来人口の推計と分析

2060 年まで、出生率や移動率などについて仮定値を変えた人口推計における、総人口、性別・年齢別階級人口の比較を行い、自然増減・社会増減の影響度を分析する

③　人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

人口の変化が、将来の地域住民の生活や地域経済、社会保障等の財政需要や税収等の増減など、地方行政に与える影響について分析・考察を行う

（２）人口の将来展望

①　将来展望に必要な調査分析

人口の将来展望に必要な、地域住民の結婚・出産・子育て・移住に関する調査・分析及び、高校・大学卒業後の動向や地域連携に関する調査・分析を実施する

②　目指すべき将来の方向

名寄市の強み、弱みの調査・分析から将来の可能性を考察

③　人口の将来展望

自然増減や社会増減に関する仮定を置き、総人口や性別・年齢３区分別人口といった人口等を展望するとともに、転入転出のタイミングからライフステージを分割設定し、ステージごとに定住施策を検討する

２　名寄市総合戦略策定に係る基礎調査

各種統計数値等を活用した、本市の各政策分野ごとの現状及び課題の把握並びに道内及び北・北海道中央圏域定住自立圏の他自治体との比較に基づく、本市の強み、弱みの調査・分析の実施し、必要な施策を検討する

資料2

「地域経済分析システム」の今後の運用について

２０１５年４月

まち・ひと・しごと創生本部

４月３日　地方創生に関する説明会

「地域経済分析システム」とは

〇人口減少、過疎化が構造的に進展し、疲弊する地域経済を真の意味で活性化させていくためには、地方自治体が、地域の現状・実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、その上で、地域の実情・特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案とその実行が不可欠。

〇このため、国が、地域経済に係わる様々なビッグデータ（企業間取引、人の流れ、人口動態、等）を収集し、かつ、わかりやすく「見える化（可視化）」するシステムを構築することで、地方自治体による、真に効果的な「地方版総合戦略」の立案、実行、検証（PDCA）を支援する。

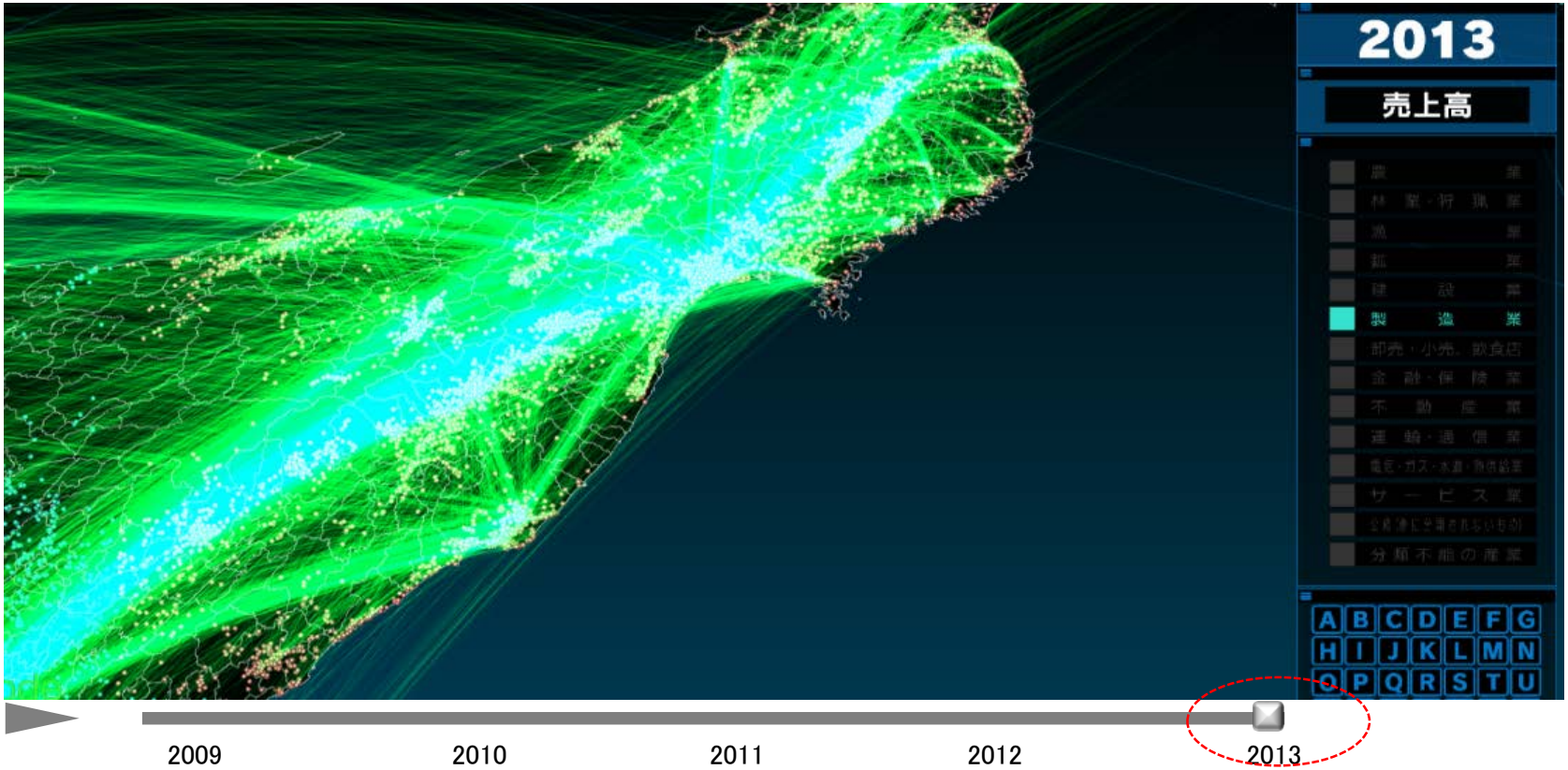

「4つのマップ」メニュー（一覧）

1．産業マップ

＃1-1　全産業花火図 ※
＃1-2　産業別花火図 ※
＃1-3　企業別花火図 ※

2．観光マップ

＃2-1　From-to分析（滞在人口）
＃2-2　滞在人口率
＃2-3　メッシュ分析（流動人口）
＃2-4　ラウンドトリップ分析 ※

3．人口マップ

＃3-1　人口分析
＃3-2　人口流出
＃3-3　人口流入

4．自治体比較マップ

＃4-1　経済構造
- 4-1-1　企業数
- 4-1-2　事業所数
- 4-1-3　製造品出荷額等
- 4-1-4　付加価値額
- 4-1-5　労働生産性

＃4-2　企業活動
- 4-2-1　創業比率
- 4-2-2　黒字赤字企業比率
- 4-2-3　従業者数
- 4-2-4　経営者平均年齢 ※

＃4-3　労働環境
- 4-3-1　有効求人倍率
- 4-3-2　一人当たり賃金

＃4-4　地方財政
- 4-4-1　地方税
- 4-4-2　市町村民税法人分
- 4-4-3　固定資産税

※：国および地方自治体の職員が一定の制約の下で利用可能な「限定メニュー」

今後の予定

【2015年】

○4月上旬～：IDとパスワードの送付

- 初回受付期限である3月20日までに本申請を行っていただいた自治体については、特段問題がなければ、4月6日の週からIDとパスワードを送付していく予定。
- 3月20日以降に本申請や変更申請等を行われた自治体については、4月13日の週から随時対応予定。

（参考）4月1日時点で、47都道府県全て、および、1916市区町村中1365市区町村が事前申請済み。

→まだ申請いただいていない市区町村に対しては、都道府県からもご要請いただきたい。

○4月下旬：本システムの公開（地方自治体向け・一般向け）

○5月中旬～：地方自治体職員向け研修会（都道府県別説明会）

- 全都道府県で実施（北海道は3地域で行うため、全国49地域で説明会を行う）。

地方自治体職員向け説明会（1）

～「地域経済分析システム」を活用した地方版総合戦略策定に係る都道府県別説明会～

1．開催趣旨

平成27年度中の策定をお願いしている地方版総合戦略の策定においては、地方自治体がそれぞれの地域の強み・弱みなどの特性を踏まえて策定することが重要であり、地方自治体が自らの産業構造や人口動態、観光の人の流れなどの現状・実態を正確に把握するとともに、データに基づく目標・KPI（重要業績評価指標）の設定、PDCAサイクルの確立等が求められている。

こうした中で、平成27年4月下旬から提供させていただく「地域経済分析システム」を活用した地方版総合戦略の策定についての説明会を各都道府県（北海道は3地域）において開催する。

2．説明内容（150分）（予定）

（1）地域経済分析システムの内容説明（40分）

（2）地域経済分析システムを活用した地方版総合戦略の策定について（60分）

質疑応答（30分）

（3）地方拠点強化税制と対内直接投資について（20分）　※前回案内から新規追加

地方自治体職員向け説明会（2）

～「地域経済分析システム」を活用した地方版総合戦略策定に係る都道府県別説明会～

3. 各都道府県への依頼事項

（1）会場の確保：

都道府県と都道府県内市区町村から最低2名が参加できる広さの会場を確保してください。

※恐縮ですが、会場費等の負担は各都道府県にお願いいたします。

（2）市区町村へのご連絡：

都道府県内の市区町村の担当者の方々へのご連絡をお願いいたします。

（3）事前用意

①プロジェクター、スクリーン、②マイク（3本（説明者用、質問者用×2））、
③パソコン1台（プロジェクター用）、④レーザーポインター、⑤説明者用の机テーブル1台、
⑥出席者名簿一覧の作成、⑦出席者分の資料の印刷・席上配布

※当日の資料等は、別途、内閣官房からご連絡いたします。

（4）当日対応

①受付業務、②会議室への案内看板の設置、③会場の後片付け

都道府県・経済圏の地域経済分析

～地域の産業特性を詳細に把握できる「地域経済分析のハンドブック」～

○全国47都道府県、233経済圏の産業特性を見える化（合計4800ページ）。
○経済産業省の「工業統計調査」の約1100万件に上る1981年から2012年までの事業所個票データを再集計することにより、経済圏・産業小分類レベルの時系列変化が追跡可能。

○本分析資料に基づいて、資金の流れから地域経済の仕組みをつかみ、地域における中核的な産業を詳細に把握した上で、「地域経済分析システム」と併せて活用。
○各都道府県・市町村が、客観的なデータに基づき、自らの地域の現状と課題を把握し、その特性に即した地域課題を抽出して「地方版総合戦略」を策定することをデータ面から支援。

地域経済の模式図

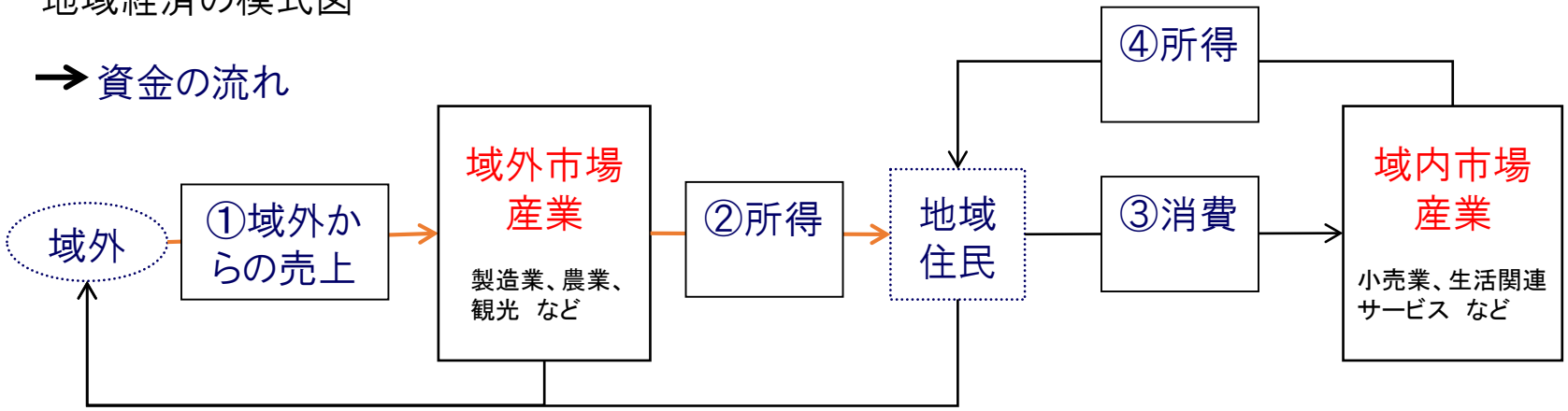

都道府県・経済圏の地域経済分析　（県別データ集）
（URL）http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/bunseki/index.html
（お問い合わせ）　経済産業省経済産業政策局産業構造課　担当者：　荒木、及川、家入、吉岡　電話：03-3501-1626（直通）

国による地域経済分析システムの活用支援体制

〇全国の地方経済産業局及び地方運輸局に、各都道府県担当の地方創生コンシェルジュを配置すると共に、地元経済に精通した民間専門人材を確保し、総勢200名超の支援体制を構築。
〇特に、地方経済産業局の企画担当職員が「システムマスター」として、システム利活用についてワンストップ支援。
〇産業分野、観光分野、人口分野等の主要分野について、自治体のニーズに応じて各分野の有識者を派遣する体制を構築。動画による説明会・ワークショップの情報・経験の共有を図る。

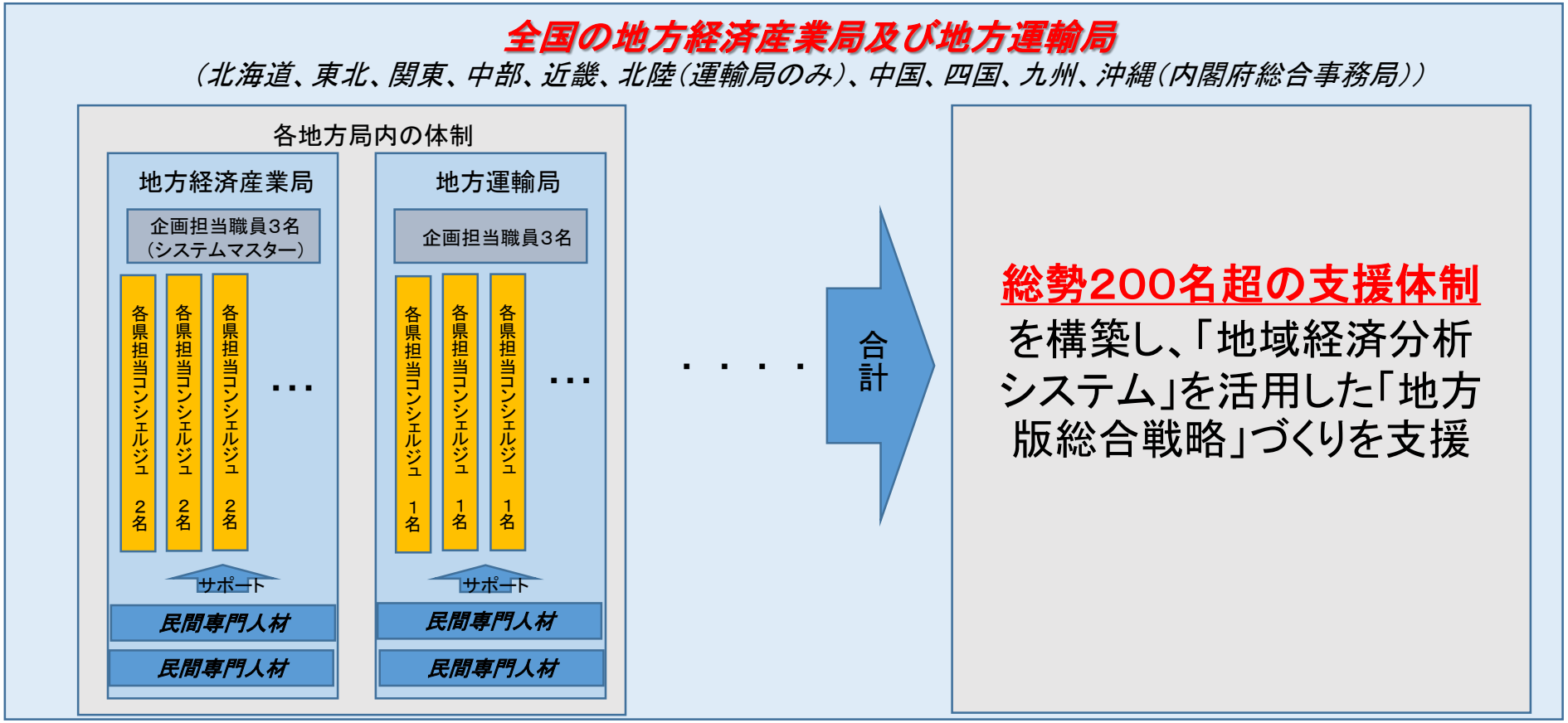

第2期システムの開発について

・2015年4月から第2期システムの開発を着手する。

・第2期システムの開発では、今後、地方自治体が「地方版総合戦略」を立案する際に必要となる、幅広いデータ（地域経済循環、財政、産業、観光、消費、農業、医療福祉、教育等）を整備する。

・2015年９月以降、順次、完成したマップから提供していく。

問い合わせ先

内閣官房　まち・ひと・しごと創生本部事務局
ビッグデータチーム

担当：大星・小西・堀口
おおぼし　こにし　ほりぐち

【問い合わせ先】03－3581－4541

電話対応時間9：30～17：30

〒100－8914
東京都千代田区永田町1－6－1
内閣府庁舎　014号室

資料3

平成 27 年 4 月 3 日
内閣府地方創生推進室

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）
の上乗せ交付分について

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）の上乗せ交付については、下記により行うこととする。

Ⅰ．上乗せ交付分の規模
300 億円

Ⅱ．交付対象

1. 対象事業及び基準

タイプⅠ

原則として以下の（イ）に掲げる事業分野のいずれかに該当し、（ロ）に掲げる事業の仕組みを全て備え、他の地方公共団体の参考となる（ハ）に示す先駆性を有する事業を実施する場合

（イ）事業分野（原則として給付事業を除く。）（別紙１の国の総合戦略における参考例を参照すること。）

(1) しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業（事業承継事業、移住関係事業等を含む。）
(2) 農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業
(3) 地域の観光資源の開発等を行う事業
(4) コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等（日本版 CCRC を含む。）
(5) 中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業（コンパクトビレッジ）
(6) プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業

（注）まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定。以下、「国の総合戦略」という。）のⅢ．今後の施策の方向、２．政策パッケージ中、(3)-(イ)「妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援」、及び、(3)-(ウ)「子ども・子育て支援の充実」については、地域少子化対策強化交付金により対応することとする。ただし、これらの分野に関して、上記（イ）における職場環境の改善の一環としての企業等の取組を支援する事業は対象とする。

（ロ）事業の仕組み（別紙２の着眼点に留意すること。）

(1) ビッグデータ等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。

(2) 事業の企画や実施に当たり、地域における関係者との連携体制が整備されていること。

(3) 重要業績評価指標（KPI）が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が整備されていること。

（ハ）先駆性

以下の点や国の総合戦略における政策５原則の観点から、他の地方公共団体において参考となる先駆的事業であること（地方創生に関する従来の事業の成果を踏まえつつ、事業内容、実施体制、運用の手法に新規性のある取組であること等）。（別紙３の着眼点に留意すること。）

(1) 関連する国や地方公共団体の施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること。

(2) 連携中枢都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体又は観光、都市農村交流等の特定の分野に関し、広域にわたる複数の地方公共団体が、適切に連携して同一事業を実施するものであること。

(3) 民間事業者（民間金融機関を含む。）やNPO等の参画又はそれらとの合意を得つつ、その事業ノウハウを活用して、事業の継続性、民間事業者やNPO等の経済的な自立性を目指すものであること。

(4) 地域住民との緊密な連携により地方版総合戦略を実施するための専門部署の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。

タイプⅡ

平成27年10月30日までに、以下の点を満たす地方版総合戦略を策定する場合

(1) 原則としてアウトカムベースにより適切な重要業績評価指標（KPI）が設定されていること。
(2) 外部有識者等を含めた検証機関により重要業績評価指標（KPI）の検証が行われるものであること。
(3) 地方版総合戦略の策定・見直しについて、住民や産官学金労言等との連携体制等を備えていること。

2. 対象事業の取扱いについて

(1) 上乗せ交付により支援する事業についても、基礎交付分と同様に、ソフト事業を中心とすることとする。
(2) したがって、建設地方債対象事業は、交付金の対象としない。ただし、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する重要業績評価指標（KPI）等の十分な向上が見込まれる施設整備事業は対象とする。その場合であっても、単年度で見た場合にハード事業が太宗を占める場合には、交付金の対象としない。
(3) なお、備品購入については、上乗せ交付分にあっては対象とするが、重要業績評価指標（KPI）等の十分な向上に資するよう留意されたい。

Ⅲ. 交付申請について

(1) タイプⅠについての地方公共団体ごとの申請事業数については、都道府県にあっては５事業まで、市区町村にあっては２事業までを目安とする。ただし、個別分野に関して、複数の地方公共団体が広域にわたり連携し、同一事業を実施する場合は、この限りではない。
　地方公共団体ごとの申請の上限は設けないが、一地方公共団体当たりの上限として、都道府県にあっては 3～5 億円、市区町村にあっては 3～5 千万円を目安に交付を検討する予定である（注）。
（注）提出案件の内容等によっては、上記目安にかかわらず、交付し得るものとする。
(2) タイプⅡについては、一地方公共団体当たりの上限として、1,000 万円を目安に交付を検討する予定である。

(3)　タイプⅠについては8月31日(月)、タイプⅡについては8月14日(金)を実施計画の提出期限として、10月下旬を目途に交付決定を行う予定である。

(4)　事業の審査に当たっては、外部有識者による評定委員の評価を行う予定であり、交付することとなった事業は公表される。

(5)　既に基礎交付分の対象となった事業も申請を行うことは可能である。それに伴い、基礎交付分の対象であった事業が上乗せ交付分の対象となった場合には、基礎交付分に係る実施計画の調整を行う。当該手続きは上乗せ交付分の交付決定後に行うが、詳細は別途連絡する。

(6)　制度要綱、その他の制度運用、申請書のフォーマット等については、後日、連絡する。

＜問い合せ先＞
内閣府　地方創生推進室　地方創生先行型交付金担当
　０３－３５８１－４２１３、４２１４

別紙１

（イ）事業分野

事業分野	国の総合戦略における参考例
(1)　しごとづくり等に資する人材の育成・確保のための事業（事業承継事業、移住関係事業等を含む。）	○　「プロフェッショナル人材」の地方還流（同事業を促進するために行う生活環境・教育環境の向上等の地方移住希望者への支援を含む。） ○　新規就農・就業者への総合支援 ○　「農業水産業・地域の活力創造プラン」における他業種からの人材確保や人材育成事業 ○　事業承継の円滑化 ○　若手人材等の還流及び育成・定着支援（新卒者等への就職支援を含む。） ○　地域における女性の活躍推進等 ○　大学、高等専門学校、専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援 ○　育児休業の取得促進、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等に関する企業の先進的取組の普及支援
(2)　農林水産業等の分野における地域に埋もれた資源を見出し、そのブランド化、販路開拓、事業化等を行う事業	以下の事業における地域に埋もれた資源のブランド化、販路開拓、事業化への支援 ○　包括的創業支援 ○　地域を担う中核企業支援 ○　地域イノベーションの推進 ○　「地域企業応援パッケージ」の事業 ○　「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく一部事業（農林水産物・食品の国別・品

	目別輸出戦略の推進、日本の食文化・食産業の海外展開の促進、他業種からの技術の導入、A-FIVE 等の出資、地域金融機関等のコンサル機能を活用した地域ぐるみの六次産業化・農商工連携等のブランド化・高付加価値化等）
(3)　地域の観光資源の開発等を行う事業	○　観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
(4)　コンパクトシティ、中心市街地活性化の包括的政策パッケージに関する事業等（日本版 CCRC を含む。）	○　コンパクトシティ化と周辺施設等の交通ネットワークの形成 ○　地域都市の拠点となる中心市街地等の活性化（民間投資と連携しつつ行う、「土地の所有と利用の分離」の手法等を活用した、複合的な機能の再整備や空き店舗等の解消） ○　日本版 CCRC の導入 ○　公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用
(5)　中山間地域等における「小さな拠点」に関する事業（コンパクトビレッジ）	○　中山間地域等における「小さな拠点」の形成
(6)　プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、魅力ある地域商品開発、商店街の活性化等の事業	プレミアム商品券、ふるさと名物券・旅行券事業と連携しつつ行う、以下の事業 ○　地域産品開発や販路開拓等事業 ○　ご当地カード（電子媒体）等を活用しつつ、消費者や観光客に魅力ある商店街等への改善事業 ○　キャッシュレス環境整備による観光振興

別紙２

（ロ）事業の仕組み

事業の仕組み	着眼点
(1)　ビッグデータ等客観的なデータやこれまでの類似事業の実績評価に基づき事業設計がなされていること。	
(2)　事業の企画や実施にあたり地域における関係者との連携体制が整備されていること。	○　住民、企業、金融機関、教育機関等や、それ以外の幅広い関係者から意見を得る仕組みをもっているか。 ○　住民、企業、金融機関、教育機関等から得た意見がどのように反映されているかについて、公表する仕組みをもっているか。 ○　実施に当たって金融機関等民間との連携のあり方が具体的に明示されているか。
(3)　重要業績評価指標(KPI)が、原則として成果目標（アウトカム）で設定され、基本目標と整合的であり、その検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が整備されていること。	○　重要業績評価指標（KPI）の設定や事業結果の検証などに当たって、金融機関や外部専門家が関与し客観的な検証を行うものであるか。 ○　地方版総合戦略における基本目標との関係が明確な重要業績評価指標（KPI）を設定しているか。 ○　検証プロセスの透明性の確保等の工夫を行っているか。 ○　事業結果の検証により事業内容の変更や中止の改善等が機動的に行えるよう、利用者への予めの周知も含めた仕組みが整備されているか。 ○　事業の積算根拠が妥当か。

（ハ）先駆性

先駆性等	着眼点
(1) 関連する国や地方公共団体の施策をパッケージ化し、利用者から見てワンストップ化を目指すものであること。	○ 関連する国や地方公共団体の施策の目標、内容、条件等の統一、整理等を行うパッケージ化を図ったり、利用者からみて意味あるワンストップ型の窓口等の整備を行ったりするものか。 ○ 本文Ⅱ．１．（イ）に掲げる各事業分野における関係施策を分野横断的・一体的に実施する総合的な計画を策定するか。
(2) 連携中枢都市圏や定住自立圏における複数の地方公共団体又は観光、都市農村交流等の特定の分野に関し、広域にわたる複数の地方公共団体が、適切に連携して同一事業を実施するものであること。	○ 行政サービスの区域にこだわらずに、戦略的に関係性の深い企業の立地状況、顧客動向等の商圏など、事業上の経済合理性のあるエリアであることを踏まえて、必要な連携を行おうとするものか。 ○ 同一事業を行うための連携体制が具体的に整備され、事業目標達成や事業改善のために有効か。
(3) 民間事業者（民間金融機関を含む。）やNPO等関係する利害関係者の参画又はそれらとの合意を広範に得つつ、その事業ノウハウを活用して、事業の継続性、民間事業者やNPO等の経済的な自立性を目指すものであること。	○ 事業を実施する上で、利害関係を持ち得る関係者の合意又は参画へのコミットを、事業開始に当たり、どれだけ広範に取り付けているか。 ○ 国の支援がなくとも、地方の事業が継続したり、民間事業者やNPO等の経済的な自立等が達成される状態を目指しているか。（重要業績評価指標（KPI）等の設定において反映されているか。） ○ 民間事業者（民間金融機関を含む。）やNPO等のノウハウ等を活用しつつ、サービスの向上や経営改善を行うものか。 ○ 民間投融資との連携を伴ったものか。 ○ 問題となる事象の発生原因や構造的な背景への対応を併せて行うものか。（例えば、人材の育成・確保について、職場環境の改善、地域の生活環境等の改善、事業体等の

	経営改善等を伴うものか。あるいは、地域企業への経営支援については活力ある地域産業の維持・創出を図るものか。）
（4）地域住民との緊密な連携により地方版総合戦略を実施するための専門部署の設置等、有効な事業実施体制を伴うものであること。	○　地域住民等と連携した実施体制の専門セクションを創設するものか。 ○　強力な地域コーディネータやこれをサポートする体制整備を伴うものか。 ○　事業実績の透明性や経営責任の明確化が確保されている事業か。 ○　事業実施に向けた資金計画の立案と実現に向けて、資金提供者等必要な関係者の合意が得られる仕組みとなっているか。 ○　地方公共団体が民間等の活動や事業を選定し支援を行うタイプの事業の場合、その支援対象事業の選定基準が、具体的であり、かつ、設定した重要業績評価指標（KPI）と整合的であるか。

（参考）

「まち・ひと・しごと創生」政策５原則、地域間の連携推進

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」Ⅱ２．まち・ひと・しごとの創生に向けた政策５原則

（１）自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

（２）将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域 の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

（３）地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）」を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならず、また 必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

（４）直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限

らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

（５）結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

○「まち・ひと・しごと創生総合戦略」Ⅱ３（４）地域間の連携推進

国は、地方公共団体間の広域連携に関し、重複する都市圏概念を統一し、経済成長のけん引などの機能を有する「連携中枢都市圏」の形成を促進し、財政面や データ分析面での支援等を行う。併せて、従来からの定住自立圏の形成を進め、 全国各地において、地域連携による経済・生活圏の形成を推進する。

各地方公共団体は、こうした地域連携施策を活用しつつ、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行い、抽出された課題を各地方公共団体の「地方版総合戦略」に順次反映させていくこととする。また、都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「地方版総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

資料4

地方創生先行型交付金上乗せ交付分等のスケジュール

４月	３日	地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会において、上乗せ交付分の交付基準等について説明	地方公共団体からの事前相談対応
５月	中旬 下旬	地方公共団体（市町村）向けブロック別会議（地方版総合戦略、上乗せ交付分等） 地方版総合戦略の策定状況について都道府県・政令市からヒアリング	
６月	下旬	消費喚起型と先行型基礎交付分の未申請分に係る実施計画提出の締め切り	
７月	中下旬 （予定）	消費喚起型と先行型基礎交付分の未申請分の交付決定	
８月	14 日 31 日	上乗せ交付分タイプⅡの実施計画提出の締め切り 上乗せ交付分タイプⅠの実施計画提出の締め切り	
９月		上乗せ交付分の審査	
10 月	下旬 （予定）	上乗せ交付分の交付決定	

※上乗せ交付分の決定に伴い基礎交付分の実施計画の調整が必要な場合、当該手続きは上乗せ分の交付決定後に行う予定。（別途連絡）

資料5

今後の地方創生の取組方針について（案）

まち・ひと・しごと創生本部

平成 27 年４月３日（金）

１．今後取り組むべき主要課題

（１）「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の策定（６月を目途）

○下記（２）～（５）に関する事項を盛り込み、今後の地方創生の在り方や基本方針を示す。

（２）政策の更なる推進

○観光や金融・産業などの政策分野について、解決すべき課題や政策内容を深掘りし、必要な方策を示す。

○「新型交付金」の検討を行う。

（３）個別施策のフォローアップ

○日本版 CCRC やプロフェッショナル人材などの個別施策の進展状況についてフォローアップを行い、今後の具体的な進め方を示す。

（４）地方支援の展開

○「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定を支援する。

（５）広報普及活動の推進

○国民各層を対象として広報普及活動を推進する。

２．「創生基本方針 2015」に向けた検討体制（「創生基本方針検討チーム」の設置）

○創生会議の「基本政策検討チーム」を「創生基本方針検討チーム」に名称変更する。

○チームにおいて、政策の深掘りと個別施策のフォローアップを行う。テーマに即して、必要に応じワーキング・グループを設置する。

○チームは、「創生基本方針」に盛り込むべき項目をとりまとめ、創生会議に報告する。

（以上）

資料6

日本版 CCRC 構想有識者会議の開催について

１．趣旨

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）に基づき、希望する高齢者が健康時から移住し、自立した社会生活を継続的に営める「日本版 CCRC」の導入に向けて、その課題及び論点を整理し、結論を得るため、「日本版 CCRC 構想有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を開催する。

２．構成

（１）有識者会議は、別紙に掲げる者により構成し、地方創生担当大臣の下に開催する。

（２）地方創生担当大臣は、別紙に掲げる者の中から、有識者会議の座長を依頼する。

（３）有識者会議は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

３．庶務

有識者会議の庶務は、関係府省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。

４．運営

（１）有識者会議において配布された資料は、原則として、公表する。

（２）有識者会議の議事要旨を公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。

有識者会議の当面のスケジュール（案）

第１回（２月 25 日）

〇日本版 CCRC 構想を巡る状況等

・米国・国内における動向

・健康長寿・予防の推進

〇日本版 CCRC 構想の基本コンセプト

第２回（３月 17 日）

〇主な論点に関する討議（Ⅰ）

〇先進事例等のヒアリング

※　各地域の意向調査を開始

第３回（４月）

〇主な論点に関する討議（Ⅱ）

※　必要に応じて、有識者会議を追加開催。

第４回（５月）

〇有識者会議の素案とりまとめ

〇各地域の意向調査結果

夏頃　「日本版 CCRC 構想」の中間報告

（別紙）

日本版 CCRC 構想有識者会議委員

	池本　洋一	SUUMO 編集長
	受田　浩之	高知大学副学長
	河合　雅司	産経新聞論説委員
	神野　正博	社会医療法人財団董仙会恵寿総合病院理事長
	袖井　孝子	お茶の水女子大学名誉教授
	園田　真理子	明治大学理工学部建築学科教授
	辻　　一郎	東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野教授
	南　　砂	読売新聞東京本社取締役調査研究本部長
◎	増田　寛也	東京大学公共政策大学院客員教授
	松田　智生	三菱総合研究所プラチナ社会研究センター主席研究員
	森田　朗	国立社会保障・人口問題研究所所長

◎：座長

（敬称略・五十音順）

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）
～関係部分抜粋～

Ⅲ．今後の施策の方向　２．政策パッケージ　（２）地方への新しいひとの流れをつくる

（ア）地方移住の推進

【施策の概要】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。また、都市と農山漁村交流の推進、「お試し居住」を含む「二地域居住」の推進、住替え支援策の検討が必要である。また、退職期を控えて移住を検討する場合には、「お試し居住」等により地域のコミュニティとの交流機会を持つなどの対応を検討することも必要である。

さらに、都会の高齢者が地方に移り住み、健康状態に応じた継続的なケア環境の下で、自立した社会生活を送ることができるような地域共同体（「日本版CCRC」※）について検討を進める。

※　米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在している。

【主な施策】

◎（２）－（ア）－③　「日本版CCRC」の検討

東京都在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約3割が地方への移住の意向を示していることに鑑み、健康時から地方に移住し、安心して老後を過ごすための「日本版CCRC」の導入に向け、2014年度中に有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成等について課題及び論点を整理する。同年度中に結論を得た上で、成果目標を設定し、2016年度以降、モデル事業を実施し、その実施状況を踏まえ所要の措置を講じつつ、全国展開する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略　アクションプラン（個別施策工程表）
～関係部分抜粋～

（２）地方への新しいひとの流れをつくる	（ア）地方移住の推進

(2)-(ア)-③　「日本版 CCRC」の検討

●現在の課題

〇東京都在住者のうち、50 代男性の半数以上、50 代女性及び 60 代の約３割が地方への移住の意向を示している。

〇アクティブ・シニアが、退職後に地方に移住し、健康時から終末期まで、継続ケアを受けながら、安心して老後を過ごせる体制が十分ではない。その際、地域において、生きがいを持てるような「学び」の機会や地域活動への参画機会の確保も十分ではない。

〇住まい、学習活動、社会参加や健康支援、医療・介護サービス等の高齢者向けのサービスが、居住者の意向に即して一元的又は連携して提供される取組が行われておらず、また、居住者コミュニティの形成や多世代交流といった観点からの地域づくり、まちづくりを行う取組が行われていない。

●必要な対応

〇有識者や関係府省庁が参画する検討会を設置し、2015 年度中に事業実施主体、サービス内容、居住者によるコミュニティの形成や地方公共団体の役割等について検討し、課題及び論点を整理し、結論を得る。

〇モデル事業を実施する。

〇モデル事業の実施状況を踏まえつつ、所要の措置を講じ、全国展開を図る。

●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015 年度	2016 年度以降（５年後まで）
取組内容	〇検討会を設置し、課題・論点を整理	〇実現に向けた検討会の結論を得る	〇検討会の結果を踏まえて、モデル事業を実施 〇モデル事業の実施状況を踏まえて、所要の措置及び全国展開
2020 年 KPI（成果目標）	〇国の KPI は検討会の結論を踏まえ設定		

東京在住の50代・60代の地方移住に関する意向

○　東京在住者のうち、50代男性の半数以上、また、50代女性及び60代の約３割が地方への移住の意向を示している。
○　50代以上の都市住民の農山漁村（地方）への定住願望は、近年、どの年代でも増加傾向。

東京在住の50代･60代の移住希望

※赤字:「移住する予定･検討したい」の合計

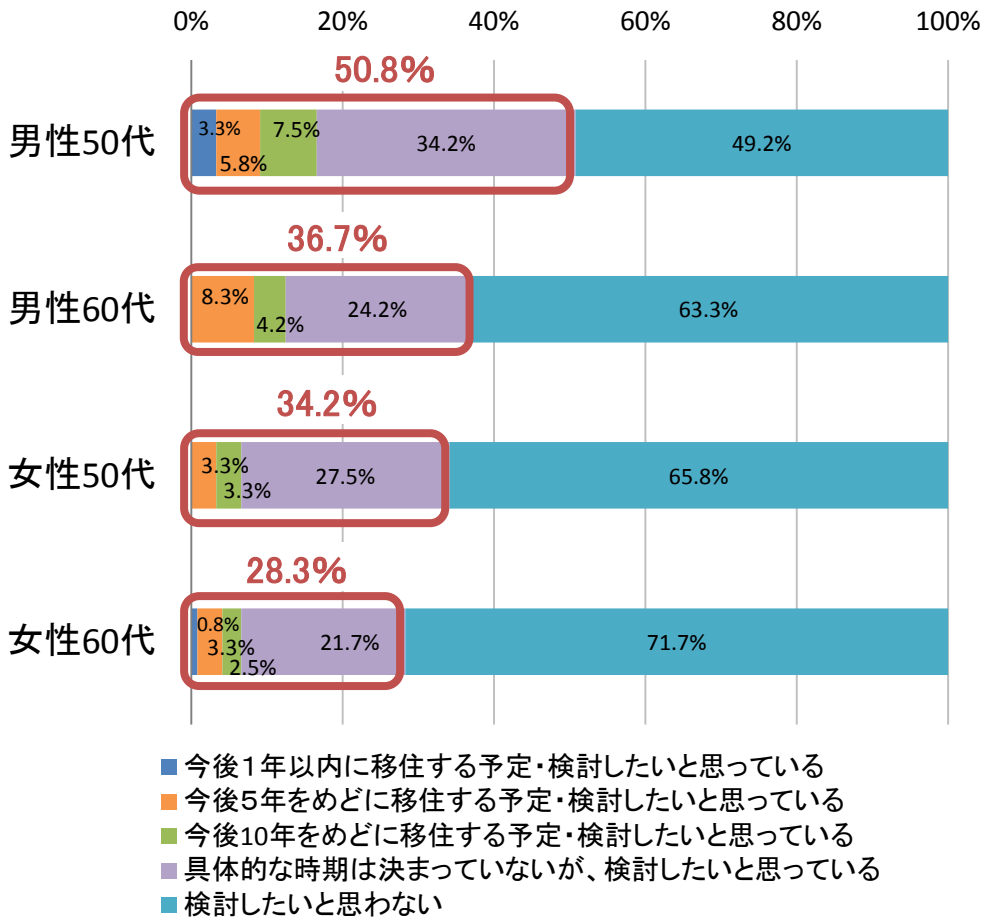

年代別東京在住者の移住意向割合

（「移住する予定･検討したい」の合計の割合）

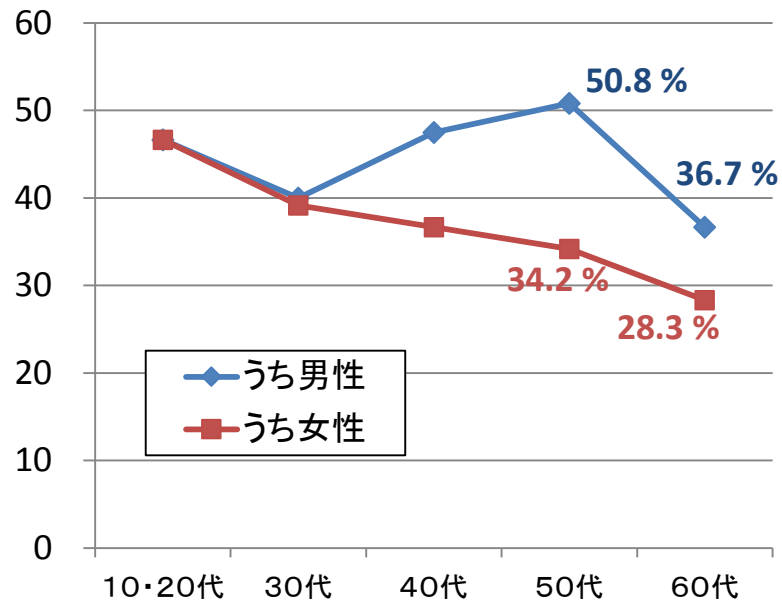

都市住民の農山漁村への定住願望の推移

（定住願望が「ある」･「どちらかというとある」の合計の割合）

	2005年		2014年
50代	28.5%	⇒	33%
60代	20.0%	⇒	33.7%
70代以上	13.4%	⇒	22.5%

（資料出所）内閣官房「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（2014年８月）、内閣府「都市と農山漁村の共生･対流に関する世論調査」（2005年）、内閣府「農山漁村に関する世論調査」（2014年）

米国におけるCCRCの概要

○　米国では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体（CCRC：Continuing Care Retirement Community）が約2,000か所存在している。（推定居住者数：75万人）

○　中でも、大学での生涯学習等を通じて、知的刺激や多世代交流を求める高齢者のニーズに対応する大学連携型CCRCが近年増加している（約70か所）。

◎基本コンセプト

健康レベルに合わせた自立型住まい・軽介護型住まい・介護施設等の住宅が用意されていて、健康レベルに応じて住み替えることが可能。

①自立型住まい
健常・自立の者向け。食事サービス、娯楽文化サービスや、健康を維持するプログラムが提供される。

②軽介護型住まい
日常生活に一部支援が必要な者向け。着替え、投薬、入浴介助等の支援を受けられる。

③介護施設
常時介護が必要な者向け。24時間対応を必要とするケア等を受けられる。

◎大学連携型CCRCのコンセプト

○　1960年代以降作られた、高齢者が集住し、ゴルフ等の娯楽に打ち込めるコミュニティでは、知的刺激や多世代交流を求めるニーズに対応できないとともに、認知症等を患う恐れも増加。

例：アリゾナ州サンシティ。約３万人の高齢者が集住、10のゴルフ場・劇場・レストラン等の娯楽施設が整備。

○　大学連携型CCRCは、大学での生涯学習や学生との交流を通じて「知的刺激や多世代交流の不在」を解消。

○　なお、大学での一定時間以上の生涯学習を入居条件としているCCRCもある（マサチューセッツ州のラッセル・ビレッジは、年間450時間以上の授業への出席が入居条件）。

◎CCRCの現状

○地域：都市、郊外、地方

○運営主体：非営利団体82%、営利団体18%。単一主体ではなく、複数主体が連携して運営する場合が多い。

○規模：300室以下：３分の２　　300室以上：３分の１
500室以上：８％

○契約形態：入居金型、賃借型（入居金なし）が一般的で、所有型はほとんどない。

◎事業の安定性・質の確保

○　信頼感（対入居者・投資家等）を得るため、４分の１程度のCCRC（約500か所）は、第三者機関による格付を受けている。

※入居率、運営組織の経験、財務状況等に応じて格付

○　国の規制はないが、ほとんどの州で規制あり。CCRCからの定期報告（財務状況、収入計画、返済計画など）をもとに州は監督。

【CCRC「チャールズタウン」（廃校大学をリノベーション）の全景】

（資料）CCRC TASK FORCE（Editor：Jane E.Zarem）「Today's Continuing Care Retirement Community (CCRC)」、厚生労働省・都市部の高齢化対策に関する検討会（第１回）馬場園明委員提出資料、同検討会（第２回）鎌形太郎委員提出資料、松田智生「海外に学ぶアクティブシニアのライフスタイル」に基づき作成

米国における大学連携型CCRCの事例　ケンダル・アット・ハノーバー

◎運営主体・施設概要・居住者

・所在：ニューハンプシャー州ハノーバー
・設立：1991年
・事業者：NPO法人ケンダル社
・敷地面積：26万㎡（約８万坪）
・居住者数：約400人（約350室）
・居室構成：健康状態に応じて移り住む
　健常者用（250室）　軽介護用（40室）
　重介護用（45室）　認知症用（15室）
・提携大学：ダートマス大学
・提携病院：ダートマス大学病院
・居住者の健康状態：８割以上が健康
・平均年齢：84歳（米国の平均寿命79歳を大きく上回る）
・収益：収入約20億円、利益約1.5億円
・雇用：従業員約300人

ケンダル・アット・ハノーバーの全景

◎ダートマス大学における生涯学習

・居住者はダートマス大学の生涯学習講座を気軽に受講可能。
・講座は、ディスカッション型の双方向の学習スタイル。

【講座の例】
＊現代の国際政策課題（政治）
＊国際金融システム（国際金融）
＊温暖化問題を考える（環境）
＊上手に歳をとる方法（生活）
＊チャーチル論（歴史）
＊ノンフィクションの書き方（執筆）

ダートマス大学での生涯学習

【アクティブシニア（夫婦）のある１日】

7:00	起床
7:30	夫婦で散歩
8:00	朝食
9:00	ガーデニングのサークル活動
11:00	フィットネスクラブで運動
12:00	昼食
13:00	夫婦でゴルフ
16:00	生涯学習講座で美術を勉強
18:00	スタッフの子どもの面倒をみる
19:00	夕食　サークル活動の仲間と
22:00	就寝

（資料）松田智生「調査レポート　米国の大学連携型リタイアメント・コミュニティ～ケンダル・アット・ハノーバー訪問レポート～」、松田智生委員（三菱総合研究所主席研究員）、厚生労働省・都市部の高齢化対策に関する検討会（第２回）鎌形太郎委員提出資料、 kendal at hanoverホームページに基づき作成

国内における関連する主な動き①　～概観～

：事業者の動き
：地方自治体の動き
：民間企業の動き
：大学の動き

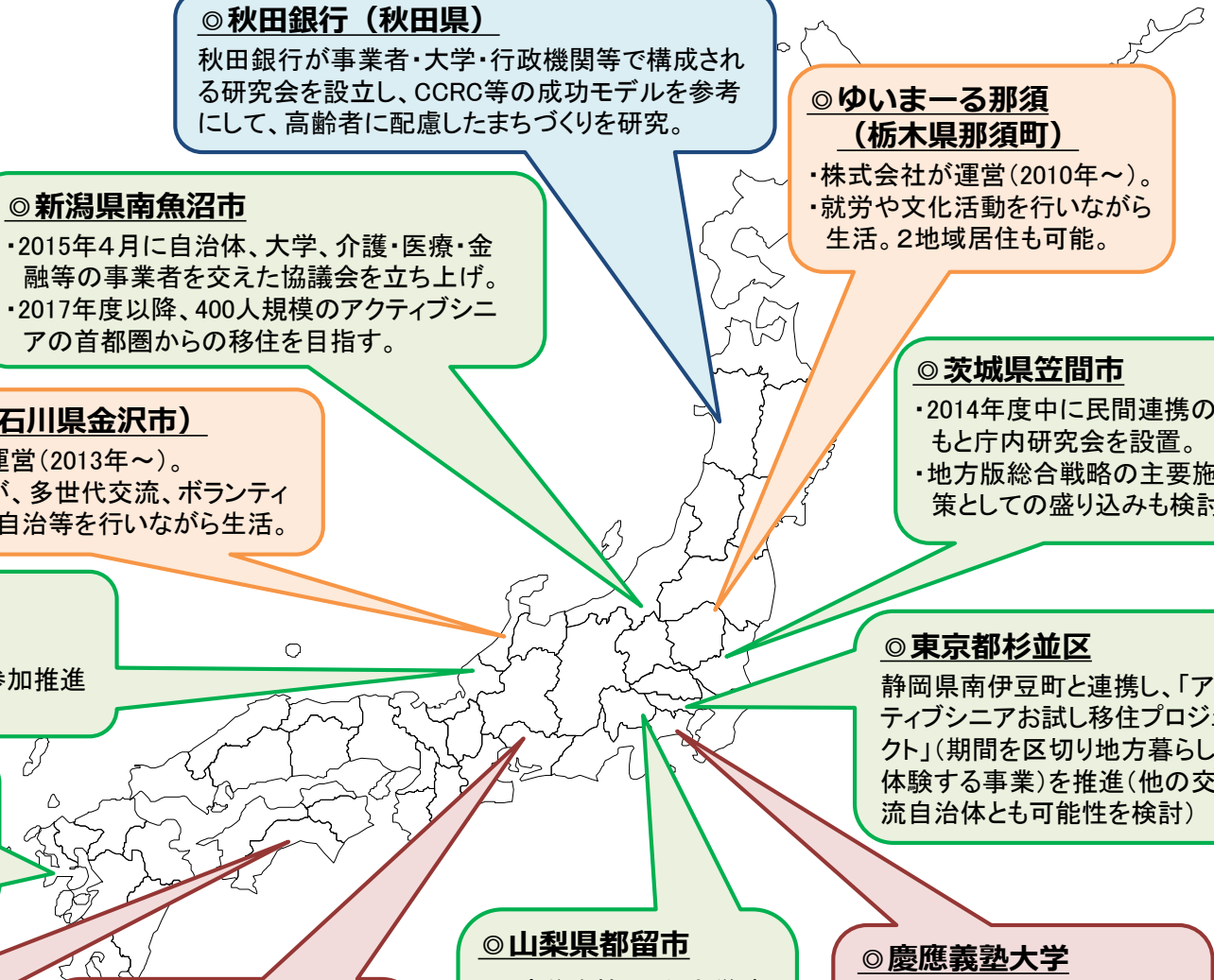

◎秋田銀行（秋田県）
秋田銀行が事業者・大学・行政機関等で構成される研究会を設立し、CCRC等の成功モデルを参考にして、高齢者に配慮したまちづくりを研究。

◎ゆいまーる那須（栃木県那須町）
・株式会社が運営（2010年～）。
・就労や文化活動を行いながら生活。2地域居住も可能。

◎新潟県南魚沼市
・2015年4月に自治体、大学、介護・医療・金融等の事業者を交えた協議会を立ち上げ。
・2017年度以降、400人規模のアクティブシニアの首都圏からの移住を目指す。

◎シェア金沢（石川県金沢市）
・社会福祉法人が運営（2013年～）。
・高齢者や学生等が、多世代交流、ボランティア、農作業、住民自治等を行いながら生活。

◎茨城県笠間市
・2014年度中に民間連携のもと庁内研究会を設置。
・地方版総合戦略の主要施策としての盛り込みも検討。

◎福井県坂井地区広域連合（あわら市・坂井市）
東大・県・医師会等と連携し、高齢者の社会参加推進に向けたネットワーク拠点等の整備を推進。

◎東京都杉並区
静岡県南伊豆町と連携し、「アクティブシニアお試し移住プロジェクト」（期間を区切り地方暮らしを体験する事業）を推進（他の交流自治体とも可能性を検討）

◎長崎県
官民で推進協議会を立ち上げ、都市部のシニア世代を県内に呼び込むながさき型CCRCモデルの研究に取り組む。

◎高知大学
地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図るための事業の中で、高知型CCRCを産官学で検討。

◎中部大学
シニア大学の開講や高齢者宅での学生の短期間生活等を通じて、高齢化が進展するニュータウンと連携した大学連携型CCRCの創設を検討。

◎山梨県都留市
・サ高住を核とした大学連携型CCRC構想に取り組む。
・地方版総合戦略の主要施策としての盛り込みも検討。

◎慶應義塾大学
湘南藤沢キャンパス（SFC）に未来創造塾を建設することに伴い、大学連携型CCRCの創設を検討。

（資料）聞き取り・ホームページ等に基づき作成。

国内における関連する主な動き②　～概要（１）～

①事業者の動き

◎**ゆいまーる那須（株式会社）**　⇒　13ページ

◎**シェア金沢（社会福祉法人）**　⇒　14ページ

②地方自治体の動き

◎**新潟県南魚沼市**

2015年４月に、自治体、大学、介護・医療・金融等の事業者を交えた協議会を立ち上げ、「プラチナタウン」構想を推進。2016年度に移住者の募集を開始し、2017年度以降、約200戸の集合住宅に400人規模のアクティブシニアの首都圏からの移住を目指す。近隣大学・病院と連携した教育・医療のほか、地域資源を活用した様々なサービス提供や介護予防での雇用創出を図る。

◎**茨城県笠間市**

笠間版CCRCの導入に向けた事業を開始し、住まい・学び・働く場を含めた多世代・多分野交流型のコミュニティ形成を検討。2014年度中に民間連携による庁内研究会を設置し、地方版総合戦略の主要施策としての盛り込みも検討。

◎**東京都杉並区**

静岡県南伊豆町と連携し「アクティブシニアお試し移住プロジェクト」を推進

- シーズンステイ（宿泊施設等を活用した数週間～数か月の滞在）やワープステイ（空き家等を活用した５年程度のお試し居住）を通じて地方での生活を体験する事業
- 期間終了後は区に戻ることを前提にするが希望者は定住も（南伊豆町には区の区域外特養の整備を予定しており、要介護になっても安心を確保）。
- 区の留守宅は子育て世帯等への借家として有効活用も検討。

◎**山梨県都留市**

サ高住を核とした大学連携型CCRC構想を推進。企業誘致条例に基づいてサ高住誘致を推進するとともに、都留文科大（教育系）、健康科学大（看護系）、産業技術短大（ものづくり系）との連携等を通じて、高齢者の学びの場や地元若年者との交流の場を創出。東京圏からの近距離というアクセスを活かし、２地域居住も視野に入れたCCRCモデルの実現を目指す。2014年度中にCCRC構想推進のための調査の実施や地方版総合戦略の主要施策としての盛り込みも検討。

（資料）聞き取り・ホームページ等に基づき作成。

国内における関連する主な動き③　～概要（２）～

②地方自治体の動き（続き）

◎福井県坂井地区広域連合（あわら市・坂井市）
　東大高齢社会総合研究機構・福井県・医師会等と連携して、高齢者の社会参加推進に向けたネットワーク拠点の整備や、在宅医療・介護の体制（主治医・副主治医制、ICT活用）の整備等を推進。

◎長崎県
　長崎県は、2015年度から、官民で推進協議会を立ち上げ、都市部のシニア世代を県内に呼び込むながさき型CCRCモデルの研究に取り組む。

③民間企業の動き

◎秋田銀行
　秋田銀行が「秋田プラチナタウン研究会」を設立し、CCRC等の成功モデルを参考としながら、高齢者に配慮したまちづくりを研究。秋田県の人口減少・少子高齢化問題を解決する「プラチナタウン構想」の実現を目指す。

【メンバー】医療介護事業者、コミュニティビジョン関連事業者、大学・研究機関、行政機関（オブザーバー）等

④大学の動き

◎慶應義塾大学
　湘南藤沢キャンパス（SFC）に未来創造塾を建設することに伴い、SFC周辺に大学連携型CCRCの創設を検討。

◎中部大学
　シニア大学の開講や高齢者宅での学生の短期間生活等を通じて、高齢化が進展した愛知県春日井市高蔵寺ニュータウンと連携した大学連携型CCRCの創設を検討。

◎高知大学
　COC事業（センターオブコミュニティ事業、地域コミュニティの中核的存在としての大学の機能強化を図るための事業）の中で、高知型CCRCを産官学で検討（団塊の世代Uターン者の受け入れ促進とその経験知の活用）。

（資料）聞き取り・ホームページ等に基づき作成。

関連する取組事例①　ゆいま～る那須（栃木県那須町）

株式会社が運営する「ゆいま～る那須」では、都市部等から移住した高齢者が、健康な時からサービス付き高齢者向け住宅に居住して、就労や文化活動を行いながら生活し、ケアが必要になった場合は、併設事業所等から介護等のサービスを受けられる。本格的な定住のほか、２地域居住を行うことも可能。

◎ゆいま～る那須の概況（総面積：30,000坪）

ゆいま～る那須の概観

ゆいま～る那須の住戸と中庭

◎運営主体・住民

・運営主体：株式会社コミュニティネット
・取組開始：2008年６月　　・入居開始：2010年11月
・高齢者住宅の戸数：全70戸　　・年齢：60代～90代
・元々の居住地：東京（最多）、関西等
・要介護度：自立（非該当）、要介護
・本格定住のほか、以下の形で、２地域居住を行うことも可能。
　①倶楽部タイプ：終身又は15年契約。年間24日利用可能。
　②ロングステイタイプ：３年契約。年間60日利用可能。

◎住まい・まちづくり

・１戸の居住スペース：33.12m²～66.25m²　　1R～2LDK
・バリアフリー構造。賃貸借契約。
・自然素材を基調とした平屋建てが中心の戸建て風住宅。
・住戸に囲まれた中庭で、日常的なコミュニケーションを推進。
・草木や空などの自然が感じられるよう、広い敷地に住宅を点在。

◎活動

・各参加者（居住者・地域住民）が出資し、事業運営を決定する「ワーカーズコレクティブ」を通じて、手仕事品の販売や菓子・保存食づくり、手打ちそば提供等の就労が可能。地域住民との交流も可能。
・牛が放牧されている森林酪農エリアや、農地付き住宅・アトリエ付き住宅等があり、農作業や絵画・陶芸などを行える。
・図書室・音楽室・自由室といった共有スペースで、書道・体操・ガーデニング・料理教室など多彩な文化活動の実施が可能。

◎ケア

・敷地内にデイサービス事業所を併設。ケアが必要になった場合は、併設事業所の介護サービスを受けることが可能。
・医療機関と連携し、日頃の健康チェックから、在宅医療・看取りまでの提供を図っている。

（資料）ゆいま～る那須ホームページ等に基づき作成。

関連する取組事例②　シェア金沢（石川県金沢市）

社会福祉法人が運営するシェア金沢（石川県金沢市）では、都市部からの移住者も含め、健康な高齢者がサービス付き高齢者向け住宅に居住し、ボランティア・農作業・多世代交流・住民自治等を行いながら生活している。また、ケアが必要になった場合には、併設事業所等から介護等のサービスを受けることができる。

◎シェア金沢の全体像（総面積：約11,000坪）

：サービス付き高齢者向け住宅

：障害児入所施設　　：学生向け住宅

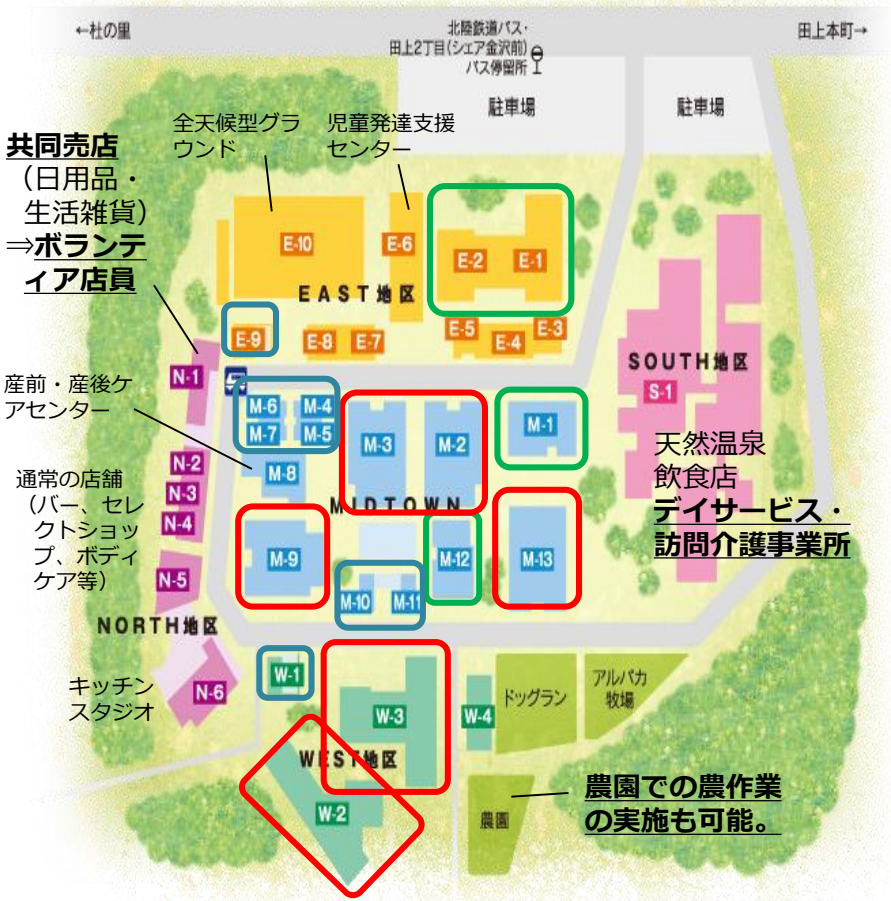

バス待合場：障害児の通学バス、買い物バスなどのターミナル。住民全員が利用。

◎運営主体・住民

- 運営主体：社会福祉法人佛子園　　・取組開始：2013年９月
- 高齢者住宅の戸数：全32戸
- 入居者：単身、夫婦等　　・年齢：60代～90代
- 元々の居住地：金沢市、石川県内（金沢市以外）、県外（東京圏、大阪圏など）
- 要介護度：自立（非該当）、要支援、要介護

◎住まい・まちづくり

- １戸の居住スペース：42～44㎡
  （LDK（10畳）、寝室（6.6畳）、ｳｫｰｸｲﾝｸﾛｰｾﾞｯﾄ（2.9畳）・浴室・洗面・トイレ）　※その他、複数世帯の共有スペースあり
- バリアフリー構造、ペットも入居可。賃貸借契約。
- 多世代（高齢者・障害児・学生）の住居をバラバラに配置し、交流推進。

◎活動

- 希望に応じて共同売店での就労ボランティアに従事（売上は従事者で配分）
- 農園での農作業の実施も可能。
- 居住する高齢者・学生による住民組織が組織されている。
- 居住する障害児・学生や、周辺地域から店舗等に来訪する地域住民などとの交流が盛ん（多世代交流）。

◎ケア

- 要支援・要介護者は併設している訪問介護事業所の介護サービスを利用（地域の他事業所を継続して利用している者もいる）。
- 医療が必要な場合に備え、医療機関と提携している。

（資料）シェア金沢ホームページ等に基づき作成。

日本版CCRC構想の基本コンセプト（案）

１.東京圏をはじめ大都市の高齢者の地方移住の支援

東京圏をはじめ大都市の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住むことを支援する。このため、移住者に対しきめ細かな支援（事前相談、お試し居住など）を展開する。

２．「健康でアクティブな生活」の実現

高齢者が、健康づくりとともに、社会活動・生涯学習への参加等により、健康でアクティブ（活動的）に生活することを目指す（支援プログラムの提供）。

３.「継続的なケア」の確保

医療・介護が必要となった時に、終末期まで尊厳ある生活が送れる「継続的なケア」の体制を確保する。

４．地域社会（多世代）との共働

地域社会に溶け込み、子どもや若者など多世代との協働や地域貢献ができる環境を実現。

５．ＩＴ活用などによる効率的なサービス提供

ケア人材不足に対応し、ＩＴ活用や高齢者などの積極的な参加により、効率的なサービス提供を行う。

６．居住者の参画・情報公開等による透明性の高い事業運営

事業運営において居住者の積極的な参画と情報公開等を通じて、高い透明性と安定性を確保する。

７．関連制度や「地方創生特区」等の活用による政策支援

関連制度等のほか、「地方創生特区」や「地域再生計画」の活用による政策支援を検討。

地方創生コンシェルジュ制度

内閣府地方創生推進室

○地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、当該地域に愛着のある国の職員（17府省庁総勢871人）を選任し、「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを2月27日構築。

○地方創生コンシェルジュ同士の横の連携・情報共有と現場のニーズの把握を図るため、地方創生コンシェルジュと地方公共団体との各県別の意見交換の場を3月20日までに設けたところ。

地方創生コンシェルジュ名簿について

○全国の地方公共団体に地方創生コンシェルジュ（17府省庁総勢871名）の連絡先・当該地域とのゆかりや想いを記載した名簿を送付。

○名簿は内閣府地方創生推進室のHP上でも公表。地方公共団体は、HP上から相談を行うことも可能。

【地方創生コンシェルジュ・トップページ：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/concierge/)】

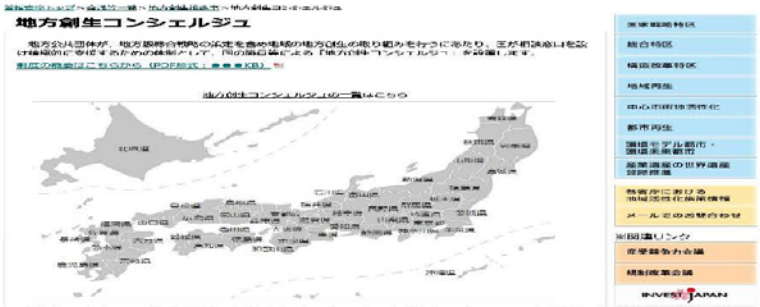

【地図上の各都道府県をクリックすると以下のような名簿を表示】

No.	担当都道府県	氏名	所属			
			省庁	局	課室	肩書
1	○×県	○○	○○省	○○局	○○課	課長
2	○×県	△△	△△省	△△局	△△課	課長補佐
3	○×県	××	××省	××局	××課	係長

相談方法について

○具体の要望先がわからない場合、地方創生推進室コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて関係府省庁の担当を紹介。

○具体の担当府省庁が明確な場合、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。より専門的な知見が必要な場合、各々の担当部局が協力対応。

資料7

地方創生コンシェルジュ　各省別人数

省庁名	人数
地方創生推進室	95
内閣府	19
警察庁	8
金融庁	8
消費者庁	7
復興庁	8
総務省	51
法務省	2
外務省	2
財務省	12
文部科学省	96
厚生労働省	51
農林水産省	161
経済産業省	123
国土交通省	154
環境省	71
防衛省	2
特定個人情報保護委員会	1
計（実人数）	871

地方創生コンシェルジュ　都道府県別人数

No.	都道府県	人数
1	北海道	63
2	青森	40
3	岩手	41
4	宮城	40
5	秋田	39
6	山形	43
7	福島	42
8	茨城	36
9	栃木	38
10	群馬	35
11	埼玉	37
12	千葉	39
13	東京	33
14	神奈川	36
15	新潟	40
16	富山	37
17	石川	36
18	福井	36
19	山梨	33
20	長野	47
21	岐阜	37
22	静岡	42
23	愛知	37
24	三重	40

No.	都道府県	人数
25	滋賀	37
26	京都	37
27	大阪	36
28	兵庫	40
29	奈良	34
30	和歌山	34
31	鳥取	35
32	島根	36
33	岡山	34
34	広島	38
35	山口	33
36	徳島	35
37	香川	35
38	愛媛	37
39	高知	35
40	福岡	44
41	佐賀	34
42	長崎	38
43	熊本	44
44	大分	35
45	宮崎	38
46	鹿児島	38
47	沖縄	32
	計（のべ人数）	1,786

資料8

地方創生に関する
都道府県・指定都市担当課長説明会
資料

総務省

平成27年4月3日

目次

●地域力創造関係（地域経済の好循環拡大に向け必要な取組について）
・・・

地域経済の好循環拡大に向けて　～地域の経済構造改革の推進～
自治体が核となって、地方からＧＤＰを押し上げ

最重要課題

○　**地方創生＝人口減少下における地域経済の好循環の実現**

地方に「しごと」をつくり、**「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む**好循環

○　**国民所得（税・保険料等の源泉）と社会保障負担とのバランス**

社会保障負担	～	高齢化に伴い増加傾向
GDP	～	強い経済により増加させることが不可欠

⇨ **自治体が核となって、地方からGDPを押し上げることが必要**

求められること

○　**「しごと」をつくる＝新事業の立ち上げ＝GDPの押し上げへ**

地方では、特に、自治体が核となって地域金融機関等との連携が重要（産・学・金・官地域ラウンドテーブル）

GDP≒人件費＋企業利潤＋設備投資
→GDPの押し上げには、企業（新事業）の立ち上げが有効

※参考：先行モデルにみる効果実証　（推計）
［地域経済循環創造事業交付金交付対象197事業］
・約200億円（フロー）のGDP押し上げ効果
・初期投資額（ストック）約140億円

地域経済の好循環拡大に向けて　～地域の経済構造改革の推進～

自治体が核となって、地方からＧＤＰを押し上げ

～新規事業立ち上げのための課題と対応策～

課題

- **資源**（農産物、木材、地場産品、景観･自然等）
- **融資資金**（地域金融機関の資金）（461兆円）
- **労働力**（不足）
- **リスクマネー**（不足）（投資資金）

対応策

- 結合（イノベーション）
  創業支援事業計画に基づき
  様々なビジネスモデルを構築
- ＩＣＴによる生産性向上
  （地域サービスイノベーションクラウド）
- 外部人材の活用、移住の推進
  （全国移住ナビ等）
- 自治体を核とした新規事業の立ち上げ支援
  （創業支援事業計画を関係省庁が横串で連携して支援）

地域の総力を挙げて地域経済の好循環拡大に向けた取組が必要

創業支援事業計画の策定に関する進捗状況調査について　参考

団体名	創業支援事業計画の策定状況		
	①策定済み	②策定中又は策定予定	③現時点では策定する予定がない
北海道	7	6	166
青森県	3	7	30
岩手県	4	11	18
宮城県	5	2	28
秋田県	2	17	6
山形県	3	6	26
福島県	9	5	45
茨城県	7	13	24
栃木県	5	11	9
群馬県	5	2	28
埼玉県	14	49	0
千葉県	14	17	23
東京都	28	17	17
神奈川県	9	3	21
新潟県	6	10	14
富山県	5	2	8
石川県	4	9	6
福井県	4	13	0
山梨県	0	5	22
長野県	15	25	37
岐阜県	7	25	10
静岡県	7	20	8
愛知県	12	17	25
三重県	7	22	0
滋賀県	5	13	1
京都府	3	23	0
大阪府	19	24	0
兵庫県	8	18	15
奈良県	1	11	27
和歌山県	2	10	18
鳥取県	19	0	0
島根県	6	4	9
岡山県	5	22	0
広島県	8	15	0
山口県	4	6	9
徳島県	2	17	5
香川県	1	6	10
愛媛県	3	4	13
高知県	0	3	31
福岡県	6	54	0
佐賀県	1	2	17
長崎県	6	15	0
熊本県	4	40	1
大分県	10	8	0
宮崎県	2	8	16
鹿児島県	3	14	26
沖縄県	1	4	36
計	301	635	805
	936		

地域経済イノベーションサイクルを核とした地域の経済構造改革
Reform of Local Economic Structure

連携中枢都市圏

集約とネットワークによる地域全体の経済性の向上

定住自立圏

為替リスクに左右されない力強い地域の経済構造改革の推進

産・学・金・官地域ラウンドテーブルによる地域の経済構造改革
～生産性（所得）の向上に向けて～

ローカル10,000プロジェクト
創業支援事業計画（産業競争力強化法）に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を1万事業程度立ち上げ

- 地域経済循環創造事業交付金
- 販路開拓支援等（ジェトロ・中小機構との連携等）
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト

起業家誘致・人材サイクル事業

大都市圏の企業等のマネジメント人材

新規企業

生産性向上（賃金上昇）

即戦力確保

Iターン
Jターン
Uターン

地域の人材

高生産性企業への失業なき労働移動支援事業

全国移住ナビ

移住・交流情報ガーデン

公共施設オープン・リノベーション
～公共施設の機能集約と民間開放によるプロフィットセンター化～

地域サービスイノベーションクラウド（公共クラウド）
～官民共通システムによる中小企業の生産性向上を支援～

地域経済の好循環拡大に向け必要な取組

1　ローカル10,000プロジェクト（生産性の高い地域密着型企業の立ち上げを支援し、雇用と所得を確保）

○ 創業支援事業計画に基づき、地域の資源と資金を結びつけて、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を次々と立ち上げ、雇用を確保し、地元の経済活動を拡大（１計画あたり５～６事業立ち上げ）

2　分散型エネルギーインフラプロジェクト（地域冷暖房システムにより地域内資金循環を創造）

○ 間伐材等を活用した地域エネルギーシステムを導入し、公共施設など中心部のエネルギー料金を活用して、山間部を含めて、地域の経済循環を創造し、雇用と所得を生み出す

3　自治体インフラの民間開放（美術館・市役所等の公共施設、介護業務支援システムなどの情報インフラ）

○ 美術館や市役所等の公共施設のスペースを意欲ある民間事業者に提供し、新規事業の立ち上げなどを後押し（**公共施設オープン・リノベーション**）

○ 自治体の保有する情報システム資産を、介護サービス等の中小事業者の業務支援システムに活用し、地域企業の生産性の向上に寄与（**地域サービスイノベーションクラウド**）

4　地域経済グローバル循環創造事業（ジェトロ・中小機構と連携し、グローバルデータベースを整備）

○ 市町村において対日直接投資等の窓口を設置し、地域経済に貢献する外国企業を誘致するとともに、地域資源の新たな可能性を求めて、海外展開を推進

全国移住ナビ（ラウンドホームページのイメージ）

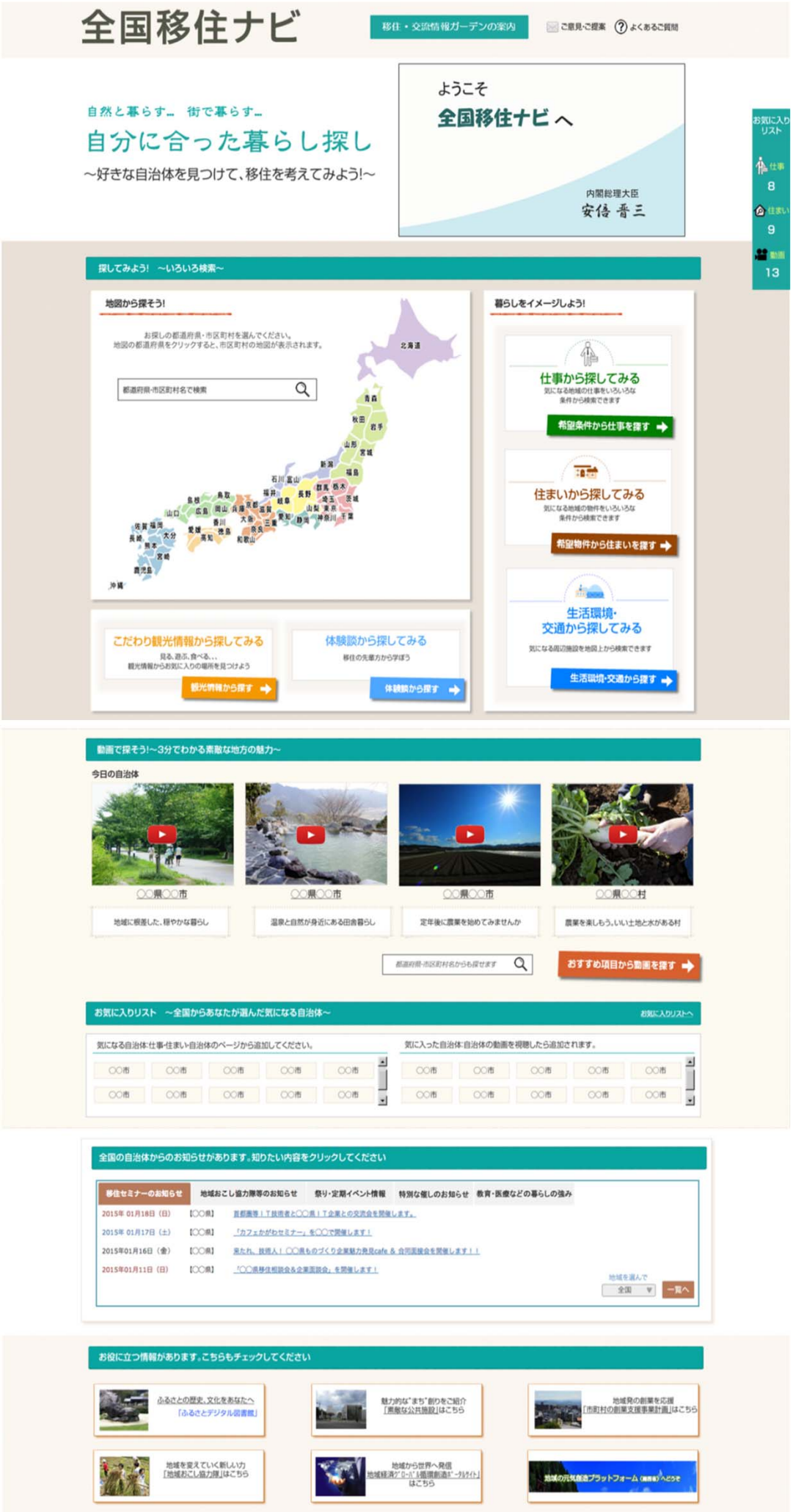

全国移住ナビ （先行自治体の入力例を参考に入力をお願いするもの）

１ 検索用のデータベース入力

○ 仕事情報

次のデータについては、総務省において登録します。
・ハローワークの求人情報（約100 万件）【4月中に登録予定】
・新規就農相談センターの求人情報（約100件）【4月中に登録予定】
・民間求人情報会社が提供する求人情報（約3万件）【登録済】
※各自治体のおすすめ仕事情報の入力をお願い致します。

○ 住まい情報

住まい情報は民間不動産会社等によりデータ入力、更新を行うため、地域の民間不動産会社等へデータ登録依頼等の手配をお願い致します。なお、自治体において、おすすめ住まい情報の入力をお願い致します。

○ 観光情報

「公共クラウドシステム」の地域観光情報を活用するため、各自治体においては、「地域の元気創造プラットフォーム」内の「公共クラウドシステム」の「地域観光情報クラウド」において地域観光情報の登録及び更新をお願い致します。

○ 体験情報

各自治体において、移住者の体験情報のデータ登録、更新をお願い致します。
※体験情報のカテゴリは、次のとおりとし、体験情報ごとに2個ずつ指定可能です。
【体験情報のカテゴリ】「移住のきっかけ」「住環境と生活」「仕事と働き方」「移住した地域」「家族・子育て」「医療・福祉」「定年後の新たな生活」「輝く人達」

２ ローカルホームページの作成について

４月中旬には「全国移住ナビ」をWeb上で公開する予定ですので、４月１０日までに各自治体のローカルホームページ内の「お問合せ先」に、担当部署や担当者名、NPO法人等の協力していただける方の連絡先の登録をお願い致します。

３ 移住プロモーション動画の作成について

移住プロモーション動画の作成及び「全国移住ナビ」への動画登録をできるだけ早期にお願い致します。

全国移住ナビ （先行自治体の入力例を参考に入力をお願いするもの）

４ ローカルホームページ、移住プロモーション動画キャンペーンについて

「全国移住ナビ」開設キャンペーンの一環として、「ローカルホームページ」及び「移住プロモーション動画」についてコンテストを検討中（平成２７年６月～８月を目途）。

（１）ローカルホームページの評価方法

以下の指標等を参考にコンテストのやり方を検討

・当該ローカルホームページへのアクセス回数　・見られたページ数

・当該ローカルホームページへのリピート数　・担当者への問合せ件数（電話、メール等による問合せ）

（２）移住プロモーション動画の評価方法

以下の指標等を参考にコンテストのやり方を検討

・動画が見られた回数　・その動画をお気に入りリストに登録した人の累計

５ お知らせ情報の入力について

各自治体において、お知らせ情報の登録を行ってください。

※お知らせ情報の登録にあたっては、分類ごとに行うものとし、分類は次のとおりです。

【お知らせ情報の分類】

「移住セミナーのお知らせ」「地域おこし協力隊等のお知らせ」

「祭り・定期イベント情報」「特別な催しのお知らせ」「教育・医療などの暮らしの強み」

６ コンテンツの作成に要する経費の措置

「全国移住ナビ」に登録するコンテンツである移住プロモーション動画、居住・就労・教育・医療介護・景観等の登録データ等の作成に対して特別交付税措置を講じます。（算入率0.5）

※プロモーション動画制作経費　500万円

なお、プロモーション動画においては、コンテストを行う予定であり、3分、500万円以下での制作をお願いします。

※全国移住ナビへの各種データ登録経費　300万円

「移住・交流情報ガーデン」の開設

○　居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。

○　地方自治体や関係省庁とも連携し、「全国移住ナビ」を活用して総合的な情報提供を実施。

地方への移住や地方との交流に
興味を持っている都市住民、団体

相談

＜移住・交流情報ガーデン＞
ワンストップ支援窓口

※国の各府省とも連携
・厚生労働省（仕事情報）
・農林水産省（就農支援情報）　等

※自治体等が実施する短期のPRイベントの場としても活用可

（ガーデン館内）

（3/28開催　移住フェアの模様）

[所在地]　東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル
[アクセス]JR／東京駅（八重洲中央口）より徒歩4分
地下鉄／東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分
東京メトロ銀座線・東西線　都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

自治体による移住関連情報の提供や相談支援等への地方財政措置

【施策概要】

○　地方公共団体が実施する移住体験、移住者に対する就職・住居支援等について平成27年度より地方財政措置を創設。

取組の内容

	地方団体の取組	国の支援
①情報発信	・移住相談窓口の設置 ・各団体のHP、東京事務所等による情報発信 ・首都圏等で開催するイベント等への相談ブースの設置、移住セミナーの開催等 ・「全国移住ナビ」に登録するコンテンツの作成	**Ⅰ．地方団体が実施する移住・定住対策に要する経費に対する特別交付税措置** ○　左の①～④の対象事業に要する経費（人件費を除く。）を対象 ※　対象経費は直接移住・定住に係るもの（観光等の他事業と絡めた複合事業や地域づくり事業は対象外）、移住・定住者のみを対象としたもの（既存の住民も対象としたものは対象外）に限る **Ⅱ．「移住コーディネーター（仮称）」の設置に要する経費に対する特別交付税措置** ○　左の⑤の移住・定住に関する支援を行う者（「移住コーディネーター（仮称）」）を設置する場合の報償費等及び活動経費を対象
②移住体験	・移住体験ツアーの実施 ・移住体験住宅の整備 ・UIターン産業体験（農林水産業、伝統工芸等）	
③就職支援	・ジョブカフェ、ふるさとハローワークによる職業紹介、就職支援 ・新規就業者（本人、受入れ企業）に対する助成	
④住居支援	・空き家バンクの運営 ・住宅改修への助成	
⑤移住・定住後の支援	・定住相談員等による支援	

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅰ　地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（1）地域産業の競争力強化
- 「ローカル10,000プロジェクト」の推進（地域経済イノベーションサイクル等）
- 分散型エネルギーの推進（分散型エネルギーインフラプロジェクト）
- 自治体とジェトロ等との連携（地域経済グローバル循環創造事業）

Ⅱ　地方への新しいひとの流れをつくる

（1）地方移住の推進、地方拠点機能強化、地方採用・就労拡大の推進
- 「全国移住ナビ」の整備
- 「全国移住促進センター（仮称）」の開設（移住・交流情報ガーデン）
- 「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

Ⅲ　時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

（1）「小さな拠点」(多世代交流・多機能型拠点)の形成
- 集落ネットワーク圏の形成

（3）地域連携による経済・生活圏の形成
- 連携中枢都市圏の形成の促進
- 定住自立圏の形成の促進

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ　今後の施策の方向

「ローカル10,000 プロジェクト」

「地域経済グローバル循環創造事業」

２．政策パッケージ

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（イ）地域産業の競争力強化（業種横断的取組）

【主な施策】

◎ (1)-(イ)-① 包括的創業支援（創業による新たなビジネスの創造や第二創業等の支援、大企業を含むベンチャー創造協議会の活用、ベンチャー企業とのネットワーク形成、個人の起業の推進、官公需への新規中小企業者の参入促進）

地域に新たなビジネスや雇用を創出し、地域を活性化させるためには、地域における起業や第二創業を支援していくことが重要である。具体的には、産業競争力強化法（平成25 年法律第98 号）における創業支援事業計画に基づき、地方公共団体が核となって地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル10,000 プロジェクト」の推進、「ビジネスプラン・グランプリ」の開催による創業マインドの向上、第二創業者に対する支援、ベンチャー企業や大企業等からなる「ベンチャー創造協議会」の活用によるビジネスマッチングの促進などを進めると同時に、国内外のベンチャーキャピタル等と連携した創業期のベンチャー企業への技術開発等の助成、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41 年法律第97 号）の改正による受注機会の拡大、クラウド・ファンディング等の手法を用いた小口投資・寄付等（ふるさと投資）の活性化などを通じ、各種創業を支援する。

◎ (1)-(イ)-② 地域を担う中核企業支援

中堅・中小企業等の優れた製品・技術やサービス等の海外展開を実現するため、関係府省庁や独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）（以下「ジェトロ」という。）、独立行政法人国際協力機構（JICA）、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方公共団体等が連携して海外ニーズとのマッチングを支援する。

◎ (1)-(イ)-④ 外国企業の地方への対内直接投資の促進

2015年度は、「対日直接投資推進会議」15などの枠組を最大限活用しつつ、地方公共団体と連携した総理・閣僚によるトップセールス、「地域の元気創造プラットフォーム」等を活用した誘致体制の強化、ジェトロ等関係機関が連携した支援拠点の拡充等を実施する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

「分散型エネルギーインフラプロジェクト」

Ⅲ　今後の施策の方向

２．政策パッケージ

（１）地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

（ウ）地域産業の競争力強化（分野別取組）

【主な施策】

◎ (1)-(ウ)-⑤ 分散型エネルギーの推進

豊かな自然に恵まれた地方で、その豊富な再生可能エネルギー資源や地域におけるコジェネレーションの活用等により、分散型のエネルギー開発・利用を推進していくことは、防災面、エネルギー・セキュリティ面からも、地域に根付いた雇用の供給という面からも、重要な課題となっている。具体的には、バイオマスなど地域資源に由来するエネルギーを活用した農林水産業の6次産業化、送電線・ガス管など地域のエネルギーインフラの整備・充実、自然環境と調和した地熱発電等の電源開発の推進など、様々な角度から、分散型エネルギーを強力に推進していく必要がある。その際には、支援施策の利用を希望する事業者が、それぞれの地域の課題特性に応じ、迷うことなく最もふさわしい施策を選び、準備が進められるよう、各事業者をしっかりと支えていくことが重要である。

このため、施策の選択や利用について的確なアドバイスが行えるワンストップ窓口を関係府省庁の地方支分部局及び希望する都道府県に整備するとともに、利用者目線の政策ガイドブックの作成を進める。また、分散型エネルギーの推進という共通の目標に向けて、各種連絡会議等の場を通じ関係府省庁間の施策内容の調整を行うとともに、2016 年目途に実施が予定されている電力自由化等を踏まえ、2015 年度中に、更なる施策の整理や進め方について検討を行い、成案を得る。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ　今後の施策の方向
２．政策パッケージ
（２）地方への新しいひとの流れをつくる　（ア）地方移住の推進

「全国移住ナビ」
「全国移住促進センター（仮称）」
（移住・交流情報ガーデン）
「地域おこし協力隊」

【施策の概要（抄）】

東京都在住者の約4割、特に10代・20代男女の47%、50代男性の51%が地方への移住を検討したいと回答している。また、60代男女は、「退職」などをきっかけとして2地域居住を考える人が33%に上る。移住する上での不安・懸念としては、雇用・就労、生活の利便性のほか、移住に係る情報の提供が不十分であることも指摘されている。

地方移住についてのワンストップ相談など支援施策を体系的・一体的に推進していくことが重要である。（以下略）

・重要業績評価指標(KPI)

■年間移住あっせん件数11,000 件

【主な施策】

◎ (2)-(ア)-① 地方移住希望者への支援体制

生活面の情報のみならず、求人情報も含めた地方移住に必要となる情報の一元的な情報提供システム（キーワード等で一括して移住関連情報を検索する、いわば「全国移住ナビ」ともいうべきシステム）を整備するため、2014年度中に関連情報の一元的な収集・提供体制を構築し、2015 年度より当該システムを本格稼働させ、2016 年度以降、随時情報コンテンツの充実を図っていく。

併せて、地方への移住関連情報の提供・相談支援の一元的な窓口となり、全国各道府県に仲介する役割を果たす「全国移住促進センター（仮称）」を今年度内に開設し、2015 年度には本格稼働させる。また、地方公共団体が実施する移住希望者に対する移住関連情報の提供や相談支援について、2015年度より地方財政措置を創設する。2016 年度以降はセンターの活動と各道府県が行う移住の相談支援事業との連携の拡大を図るとともに、受入れ側となる地方に対する支援を講ずることで、2020年までに同センターから地方の受入れ組織や民間組織へつなげるあっせん件数を11,000件とすることを目指す。

◎ (2)-(ア)-④「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」については、「地域おこし協力隊」の名称に統一し、募集情報の一元化、合同募集説明会・マッチング会の開催、合同研修の実施、隊員間の交流促進などを合同で行うなど、一体的な運用を実施する。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」

Ⅲ　今後の施策の方向
２．政策パッケージ
（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する
（ア）中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

【施策の概要】

中山間地域等では、人口減少に伴い、住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護、福祉、教育、買物、公共交通、物流、燃料供給等）の提供に支障が生じてきているが、サービス提供体制については、例えば福祉の分野では、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など各制度に基づきサービスが縦割りで提供されており、効果的・効率的なサービス提供体制を構築する必要があるほか、地域交流・地域支え合いの拠点としての機能を強化する必要がある。そのため、基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

なお、国が2020年までに達成すべき具体的な重要業績評価指標（KPI）は、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成数とするが、具体的な数値は、各地方公共団体が策定する「地方版総合戦略」を踏まえ設定する。

【主な施策】

◎ (4)-(ア)-①「小さな拠点」（多世代交流・多機能型拠点）の形成

中山間地域等において、生活・福祉サービスを一定のエリア内に集め、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）を形成し、持続可能な地域づくりを推進する。

そのため、市町村において、土地利用計画の要素とサービスを維持するための体制づくりの内容を持つ「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備の構想を策定し、この構想に基づき、基幹集落への各種機能・サービスの集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成を推進していく。同時に、事業主体が活動しやすいよう、重複の排除を進めつつ、補助制度や規制の必要な見直しを図るとともに、窓口の一元化を推進する。金融機関においては、必要に応じ経営支援等を実施する。また、文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。医療・教育・雇用・行政・農業等の幅広い分野でICTの利活用を推進するとともに、地域の通信・放送環境の整備を推進する。今後、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）に関する仕組みの検討や市町村における拠点整備の構想の策定を進めつつ、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）のモデルづくりを実施し、おおむね5年後までに市町村における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の本格的な形成・運営を進めていく。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ　今後の施策の方向

「連携中枢都市圏の形成」

２．政策パッケージ

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（オ）地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要（抄）】

新たな都市圏の形成は地方の自主性に基づくものであることを尊重しつつ、国は一体的な支援策を通じ、全ての対象都市圏において新たな都市圏が形成されるよう努めるものとする

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-①「連携中枢都市圏」の形成

人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有しつつ、活力ある社会経済を維持するための、経済成長のけん引などの機能を備えた「連携中枢都市圏」を形成する。

「連携中枢都市圏」における連携手法としては、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する「連携協約」を活用するとともに、その他個別の法律や施策に基づき必要となる手続も活用する。国は、中心都市等への交付税措置、「地域経済分析システム」や人口メッシュ推計など地域に関する情報の提供、補助事業採択における配慮等によって支援するとともに、活力ある経済・生活圏の形成に向けた所要の支援策を検討の上、実施していく。具体的な都市（圏）は、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を経て2015年度中に確定させる（先行的に構想を推進している現行の地方中枢拠点都市（圏）の要件に該当する都市（圏）は「連携中枢都市圏」の対象とする）。地方公共団体自らは、国の「総合戦略」を参考に、都市圏の特性を踏まえ、地域経済、高次都市機能及び生活関連機能に関する成果目標を設定することとする。さらに、この「連携中枢都市圏」構想については、2015年度に改定が予定される国土形成計画法（昭和25年法律第205号）における国土形成計画（全国計画及び広域地方計画）への反映を行う。

まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

Ⅲ　今後の施策の方向

「定住自立圏の形成の促進」

２．政策パッケージ

（４）時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（オ）地域連携による経済・生活圏の形成

【施策の概要】

地方では、人口の流出に歯止めがかかっていない一方、生活の利便性の低下、地域経済の縮小等が問題となっており、活力ある経済・生活圏の形成のための地域連携が課題となっている。（略）定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築することが必要である。

こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標（KPI）を以下のとおり設定する。

■ 定住自立圏の協定締結等圏域数：140圏域を目指す（2014年４月時点79圏域）

【主な施策】

◎ (4)-(オ)-② 定住自立圏の形成の促進

定住自立圏における取組により、定住自立圏がいかに地方における人口定住の受け皿となってきたのか、その取組成果について検証を行い、雇用にもより着目して今後の対策を講じていく必要がある。

そのため、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、その結果等を踏まえ、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施することとする。これらの取組により、2020年度には定住自立圏の協定締結等圏域数を140圏域とすることを目指すとともに、地方公共団体自らは、圏域の特性も踏まえ、生活関連機能・雇用・人口に関する成果目標を設定することとする。

地域経済イノベーションサイクルの仕組み（地域経済循環創造事業交付金）

地域への貢献

先行モデルにみる効果実証　　ローカル10,000プロジェクトの推進
（地域経済循環創造事業交付金）　　［交付予定額66.8億円　交付対象197事業］

① 投資効果　　２．１倍　（初期投資見込額 139.2億円）
② 地元雇用創出効果　　４．２倍　（地元人材雇用見込額（想定7年）280.4億円）
③ 地元産業直接効果　　８．８倍　（地元原材料費見込額（想定7年）586.3億円）
④ 課税対象利益等創出効果　３．５倍　（課税対象利益等見込額（税引前営業利益＋減価償却費相当）（想定7年）236.6億円）
⑤ 地域課題解決効果　　廃棄物等の商品化、一次産品等高付加価値化、地元資源活用にぎわい創出、流出資金域内還元

産学金官地域ラウンドテーブル
～それぞれの強みを活かして連携～

「産」事業者　＝ 企業家精神 柔軟性

「学」大学等　＝ノウハウの蓄積（理論化・ケースメソッド化）

「金」地域金融機関　＝ 事業の目利き、事業継続のリスクマネジメント

「官」自治体（国）　＝ 立ち上げの初期投資支援 1回限り（呼び水）
地域経済循環創造事業交付金

将来にわたるキャッシュフローの確保見通し

ビジネスモデル（イノベーション）

地域の資源

大学等のノウハウ

初期投資

①地域金融機関による融資可能額

（地域の資金）

事業立ち上げの初期投資支援

（地域経済循環創造事業交付金）

事業者の自己資金

地域での事業立ち上げ

②地域の雇用

③地域の原材料

地域経済への波及効果

相当程度の税引前営業利益

④税収等の創出

（財政健全化）

地域金融機関の資金回収

（地域の資金の有効活用）

創業支援事業計画の策定について

○産業競争力強化法に基づき、関係省庁が横串で連携して、全国の市町村の創業支援事業計画の策定を支援し、地域での創業を促進

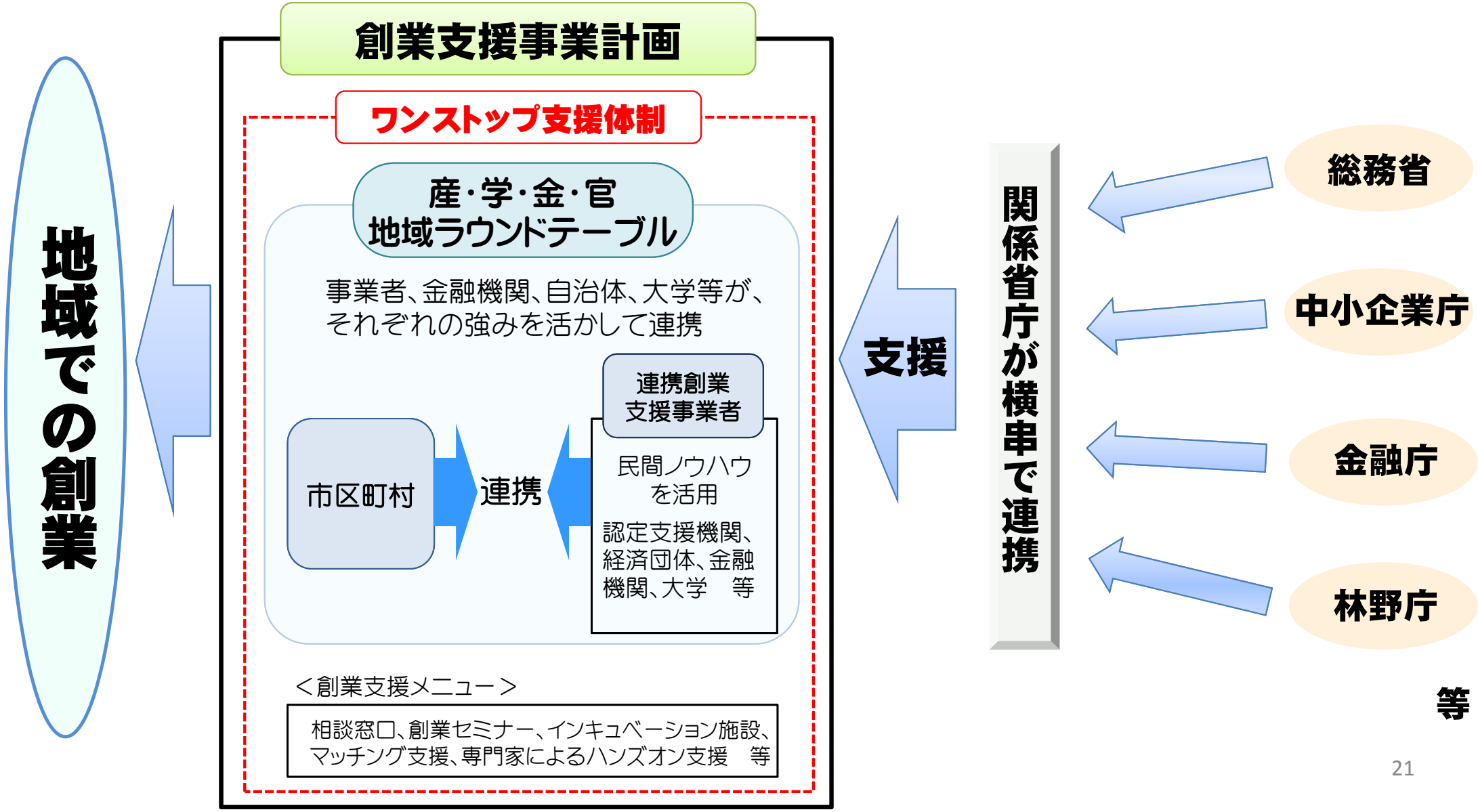

創業支援事業計画のイメージ

（2）創業支援事業の実施方法

◆創業支援事業とその担当機関

支援事業		支援機関
1　創業のきっかけづくり支援		
	ワンストップ窓口の設置	・○○市商工労働部産業政策課 （必要に応じて関係機関や専門家を紹介） ・○○銀行、○○信用金庫
	創業セミナー、マッチング交流会の開催等	・○○商工会議所 ・○○市企画部定住推進課 ・ＮＰＯ法人○○ ・○○県産業技術センター ・○○銀行、○○信用金庫 ・○○大学産学官連携機構
	事業環境認識と事業ミッションの構築支援	・○○市商工労働部産業政策課 ・○○大学経営学部 ・○○商工会議所
2　価値創造支援		
	ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援	・○○商工会議所 ・○○大学経営学部 ・○○銀行、○○信用金庫 ・○○不動産株式会社
	商品開発支援	・○○市商工労働部地域ブランド推進室 ・○○大学理工学部、経営学部 ・○○市中小企業経営者協会
	生産体制構築支援	・○○市農林水産部農業振興課 ・○○商工会議所 ・○○県産業技術センター
	雇用計画支援	・○○商工会議所 ・○○市健康福祉部社会福祉課 ・NPO法人○○ ・○○銀行、○○信用金庫
	事業戦略（４P）ポジショニング・ブランディング企画支援	・○○市企画部企画課 ・○○大学経営学部 ・○○商工会議所
3　営業力強化支援（創業後のフォローも含む）		・○○商工会議所 ・○○市総務部広報課 ・NPO法人○○ ・○○市中小企業経営者協会
4　経理・財務力強化支援		・○○銀行、○○信用金庫 ・○○会計事務所 ・○○市総務部財政課、商工労働部産業政策課 ・○○商工会議所

計画期間

平成○○年○月○日～平成○○年○月○○日

創業支援事業計画に関する支援事業例

具体的施策

全国の市町村による
創業支援事業計画の策定

創業のきっかけづくり支援

- ワンストップ窓口の設置
- 創業セミナー、マッチング交流会の開催等
- 事業環境認識と事業ミッションの構築支援

価値創造支援

- ビジネスモデル構築支援、販売先・ターゲット確定支援
- 商品開発支援
- 生産体制構築支援
- 雇用計画支援
- 事業戦略（4P）ポジショニング・ブランディング企画支援

営業力強化支援
（創業後のフォローも含む）

経理・財務力強化支援

地域資源の発掘から事業化まで、一貫した創業支援を省庁横断的に実施

総務省

- 地域資源・事業化支援アドバイザー事業
- 起業家誘致・人材サイクル事業
- 地域経済循環創造事業交付金
- 地域経済グローバル循環創造事業
- 地域経済循環創造事業交付金

起業家誘致・人材サイクル事業

中小企業庁

- 創業スクール
- 創業・第二創業促進補助金
- 新創業融資制度、ものづくり補助金
- ふるさと名物応援事業
- 経営改善計画
- 新分野需要開拓補助金、販路開拓コーディネート事業
- 中小企業経営力強化資金

よろず支援拠点

金融庁・地域経済活性化支援機構（REVIC）

- 地域金融機関による企業の事業性評価、解決策の提案・実行の支援
- 特に、事業性評価を重視した融資やコンサルティング機能の発揮
- 特定専門家派遣
- 地域活性化ファンド

農林水産省

- 6次産業化・新産業創出促進事業
- 新規用途事業等資金
- 食品安定供給施設整備資金
- 食品流通改善資金
- 農林漁業成長産業化ファンド

国土交通省

- 建設企業等のための経営戦略アドバイザリー事業
- 地域建設産業活性化支援事業
- 物流総合効率化法による支援
- 地域建設業経営強化融資制度、下請債権保全支援事業

厚生労働省・環境省

- 環境経営の導入支援（Eco-CRIP）
- 最低賃金引上げに向けた業務改善助成事業
- 公害防止用設備に係る特例措置等
- 雇用調整助成金
- 環境経営の導入支援（Eco-CRIP）
- 財形制度

分散型エネルギーインフラプロジェクト

○防災的な観点や人口減少高齢社会対応からの要請

（→自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築）

●地域での自立型エネルギーシステムの構築
・公共施設等を中心に自家発電等の自立型のエネルギー設備を導入し、平常時での地域のエネルギーコストの減少、災害時での地域のエネルギー自立を図る。

・自立型のエネルギー設備例としては、太陽エネルギーやごみの排熱の利用、分散型電源の導入など、需要地に近い地域にあるエネルギーの活用を想定。
・地域の特性を活かした地域づくりを進めるためには、建築の設計者や都市計画者、自治体など、建築や地域づくりに関わる人たちが、エネルギー利用やそのためのインフラ計画に関わることが必要。
・都市づくりの方向性も、人口減少高齢社会を迎えて、コンパクト化に向けた視点が強まっており、地域的なエネルギーシステムを構築する好機。

○電力改革を踏まえた地域経済の成長戦略

（→電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出、多様な新規企業の喚起）

・電力の小売り自由化を踏まえて、電力市場において、いかに新たな価値を生み出し成長戦略につなげるかが課題。
～再生可能エネルギーや分散型エネルギーを活用した多様な需要地密接型の発電事業の創出
～エネルギー分野に限らず、自動車、住宅、電機、ICTなどの企業を含むビジネスプラットフォームの創出

○長期の取り組みを担保する必要性

（→自治体の役割） **31自治体が予備調査実施**
→マスタープランづくりへ（26年度）

・熱供給管等は道路占用スペースも大きくなること等から、都市計画、まちづくりと一体となって進めていくことが必要。
・長期間にわたる建物や設備の新設・更新とともにエネルギーシステムとして最適化の方向に進めるため、自治体が主体的に取り組む必要があり、マスタープランの中にうまく組み込んでいくなどにより、長期の取り組みを担保する必要。
・施設等のハード面だけでなく、それを構築し活用していくためのソフトな仕組みづくりも重要。

地域エネルギーシステムと地域内での資金循環

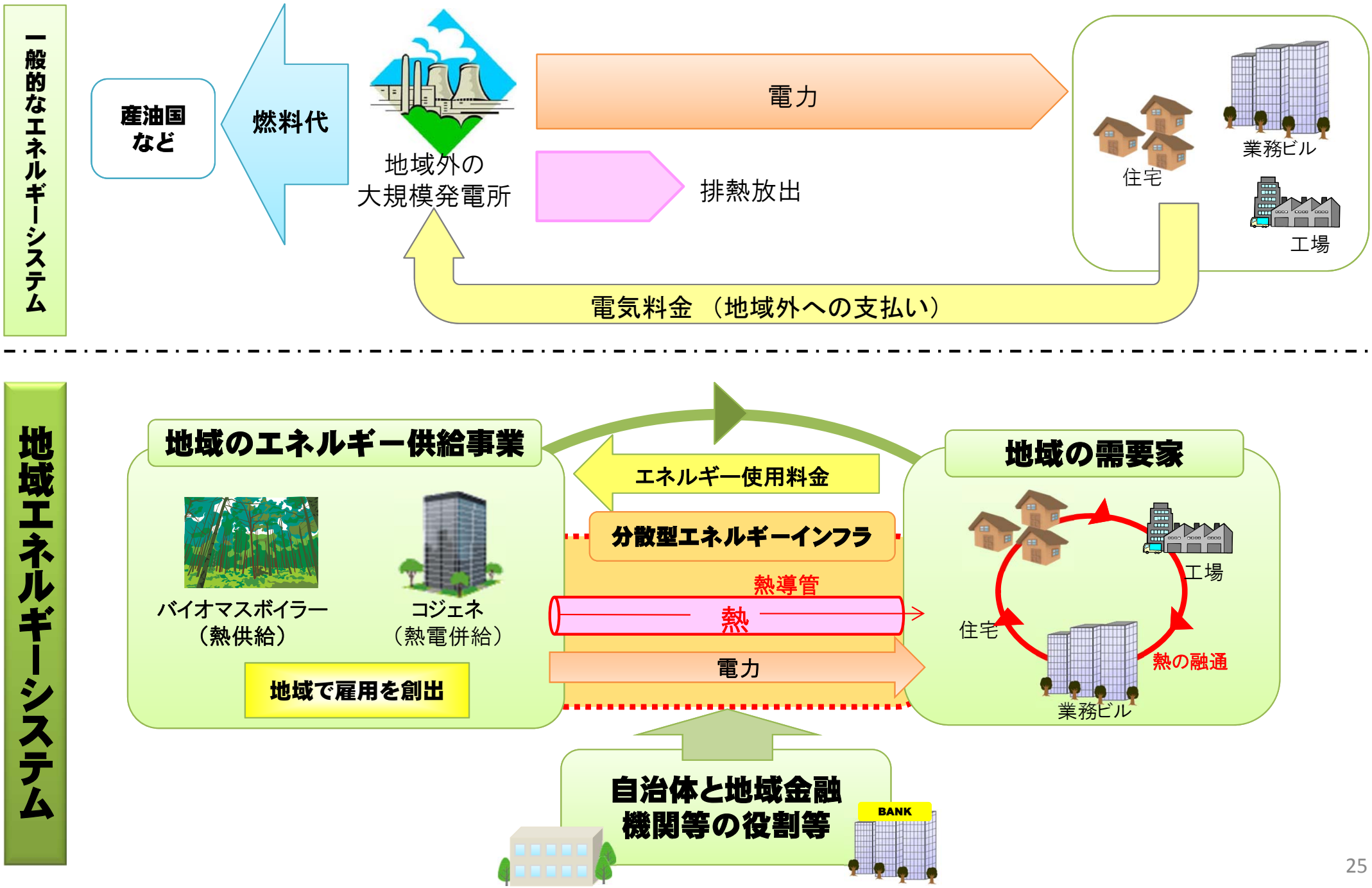

地域経済グローバル循環創造事業

自治体

⇧⇩

地域の企業

・地場産品等の情報
・立地条件等の情報

データ登録 ⇒

⇐ 情報共有

地域の元気創造プラットフォーム
（総務省と全自治体の共同データベース）

情報共有により密接に連携

中小機構
独立行政法人 中小企業基盤整備機構

JETRO
Japan External Trade Organization

販路開拓の機会を提供、地域資源（農林水産物・鉱工業品・観光資源）の活用を支援 ⇒

⇐ 企業立地に関する情報提供

J-Net21（中小企業ビジネス支援サイト）を活用し、域外の販路開拓に資する情報共有を強化

ファストパス制度（※）を活用し、自治体との連携を強化して、地域と海外をつなぐ

⇐ 対日投資促進（インバウンド）（トップセールス、産業スペシャリストの活用等による外国企業の誘致）

⇒ 海外展開促進事業（アウトバウンド）（海外への販路開拓等のハンズオン支援、有力バイヤー等招聘、マッチング等）

※ジェトロを事務局とした自治体等関係機関のネットワーク（現在、31の自治体を含む353機関が参画）

域外
- 域外の企業
- 域外の市場

海外
- 海外のグローバル企業
- 海外市場

連携して支援

MIC（総務省）　**METI（経済産業省）**

地域おこし協力隊について

地域おこし協力隊とは

○**制度概要：**都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・ＰＲ等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組。

○**実施主体：**地方公共団体

○**活動期間：**概ね１年以上３年以下

○**総務省の支援：**概ね次に掲げる経費について、特別交付税により財政支援

①地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：１団体あたり200万円上限

②地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員１人あたり400万円上限

(報償費等200万円、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など）200万円)

③地域おこし協力隊員等の起業に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者１人あたり100万円上限

地域おこし協力隊導入の効果
～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

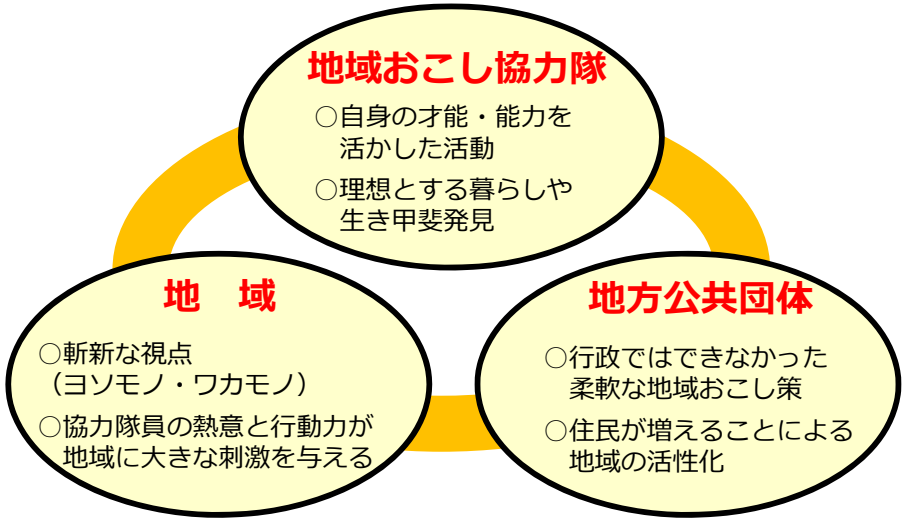

隊員数、取組団体数の推移

⇒ 隊員数を28年度までに3,000人に！

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
隊員数	89名	257名	413名	617名	978名	1,511名 (1,629名)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体

※各年度の特別交付税ベース
※26年度の隊員数のカッコ内は、名称を統一する「田舎で働き隊」の隊員数（118名）とあわせた隊員数である。

隊員の約４割は女性

隊員の約８割が20歳代と30歳代

任期終了後、約６割が同じ地域に定住
※H25.6末調査時点

地域おこし協力隊推進要綱の一部改正について

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）を一部改正し、平成26年度の特別交付税措置の算定から適用。

改正のポイント

○　地方財政措置の充実

協力隊最終年次又は任期終了翌年の起業する者の起業に要する経費として1人あたり100万円上限に特別交付税措置。

【必要経費の例】

・設備費、備品費、土地・建物賃借費
・マーケティングに要する経費
・法人登記に要する経費
・技術指導受入れに要する経費
・知的財産登録に要する経費
等

例1　最終年次の協力隊員の場合、活動に要する特別交付税対象経費について現行の上限400万円（報償費等とその他経費を合わせた上限）に、起業に要する経費として100万円が上乗せされ上限500万円となる。

例2　任期終了翌年の元協力隊員の場合、起業に要する経費として100万円が特別交付税対象経費となる。

※　ただし、起業に要する経費については、1人について一の年度に限る。

地域おこし協力隊に関する制度改正について

■　地域要件の是正　（平成26年度から適用）

○　従前の取扱いでは、市町村の区域の全域が過疎、山村、離島、半島等の地域の市町村（全部条件不利地域）のほか、その区域の一部が過疎、山村、離島、半島の地域である市町村（一部条件不利地域）も「条件不利地域」として扱い、これらの地域を転出地とする場合は地域要件を満たさず、一律に特別交付税措置の対象外としていたもの。

（改正内容）

○　一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域を転出地とする隊員も特別交付税措置の対象とするよう地域要件を是正。平成２６年度の特別交付税の算定から適用。

■　報償費（隊員１人あたり上限200万円）の弾力化　（平成27年度から適用）

○　協力隊の報償費は隊員１人あたり上限200万円（月16万7000円程度）とされている。このため、多くの自治体では、複数の隊員を採用している場合でも一律に200万円を上限として隊員それぞれに支給している状況（一般財源により個別に上乗せしている団体は存在。）

○　隊員の有するスキルや活動実績に見合った報償費を支給することができるようにするとともに、県庁所在市等から遠隔地に所在する交通不便な自治体における優秀な隊員の確保に資するため、報償費の支給額を弾力化する。

（改正内容）

○　報償費については、隊員１人あたり<u>200万円を標準</u>とし、スキルや経験、地理的条件等を考慮した上で、<u>最大250万円まで</u>支給可能とする。この場合、その他経費分を活用することで対応（隊員１人当たりの上限400万円は変更せず）。

■　「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

○　名称を「地域おこし協力隊」に統一

地域おこし協力隊の拡充による地域への人材還流の推進

地域おこし協力隊の拡充のため、制度説明会等を開催し広く制度の周知を行うとともに、隊員への研修の充実、地域との連携による活動内容の充実・強化のモデル事業の実施等により、地方自治体の自主的な取組を支援し、地域への人材還流を推進。

【H27当初予算（案）0．9億円】

制度周知・隊員募集

■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催等

・地域おこし協力隊や自治体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やブースを用いたＰＲ等により広く制度を周知

■「受入体制・サポート体制整備モデル事業」の実施

・地域おこし協力隊員が地域で効果的な活動が行えるよう、自治体が地域のＮＰＯ法人等と連携して受入体制やサポート体制を構築するためのモデル事業を実施

■「制度説明会」の開催

・３大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに隊員の人材を掘りおこし

※このほか、制度を幅広く発信するため３大都市圏における広告掲載等を実施

隊員１年目

■「ステップアップ研修」の開催

・主に２～３年目の隊員を対象に、これまでの活動を自己分析するとともに、今後の活動目標や任期終了後の目標を定め、より効果的な活動へのステップアップを図るための研修会を実施（ブロック別）

■「初任者研修会」の開催

・主に１年目の初任隊員が、地域協力活動に必要な知識を習得できるよう、ブロック別に初任者研修会を実施

※農林水産省・田舎で働き隊との合同研修も実施

隊員２～３年目

■地域おこし協力隊「ビジネススタートアップモデル事業」等の実施

・大学や商工会等との連携による活動内容の充実や、隊員の起業支援をモデル的に実施

■「起業・事業化に向けた研修会」の開催

・任期終了後においても地域へ定住し、起業を目指す隊員を対象に、起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につけてもらうための研修会を実施

任期後

起業・定住

地域への人材還流を推進！

「子ども農山漁村交流プロジェクト」の概要

学 校

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験
関係省一体となった事業推進

農山漁村

文 部 科 学 省

送り側（学校）を中心に支援
（活動支援、情報提供等）

○学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
・中学校、高等学校等における取組
・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組等
【健全育成のための体験活動推進事業（学校を核とした地域力強化プランの一部）
107（46）百万円】

○体験活動の実施等にあたり学校をサポートする人材の配置
・体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置
【補習等のための指導員等派遣事業の一部
206（−）百万円】

総 務 省

地方の創意工夫、特性を活かした自主的な取組を中心に支援

○特別交付税による地方単独事業への支援
・小学校における宿泊体験活動の取組に対する支援（送り側）
・受入側の市町村の体制整備等への支援

○子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業
・新たに取り組む市町村において、コーディネート機能の活用など創意工夫を活かした宿泊体験活動の実施体制の構築の支援
・子ども農山漁村交流プロジェクト研修、セミナーによる情報提供等
【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化に要する経費 30（30）百万円】

農 林 水 産 省

受入側（農山漁村）を中心に支援
（モデル地域）

○受入地域づくりに対する支援
・農林漁業体験等の体験プログラムの開発や安全管理体制構築等への支援
・小中学校等への情報発信及び誘致活動に対する支援

○外部人材の活用に対する支援

○農山漁村地域の宿泊・体験施設の充
【森市農林共生・対流総合対策
2,750（2,100）百万円の内数】
（関連）
【農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
6,150（6,540）百万円の内数】

環境省

（国立公園等）

○自然体験プログラムの開発等
・自然体験教育プログラムの開発・実践を通じた、農山漁村体験活動における活動支援・情報提供等
【自然公園等利用ふれあい推進事業経費
10（−）百万円】
【国立公園等地域連携ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ強化事業
34（53）百万円の内数】

【参考】取組の状況（累計）

年 度	平成20年度	平成21年度まで	平成22年度まで	平成23年度まで	平成24年度まで	平成25年度まで
受入地域数	125地域	221地域	274地域	324地域	348地域	417地域
参加小学生数	約8万1千人	約16万6千人	約24万3千人	約32万9千人	約41万6千人	約50万3千人

子ども農山漁村交流による地域活性化モデル事業

小学校における農山漁村での宿泊体験活動（「子ども農山漁村交流プロジェクト」総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省の連携事業）の推進にあたり、受入側の農山漁村では高齢化等により受入体制の整備に必要なマンパワーの不足など様々な課題が見られるようになっている。一方、送り側の小学校では、教員の負担増が大きな課題となっており、受入地域との十分な調整、宿泊体験の実施が困難になっている。

このようなことから、新たに宿泊体験活動に取り組む市町村において、コーディネート機能の活用など創意工夫を活かした宿泊体験活動の実施体制の構築を支援するとともに、学校と地域の調整に係る課題や宿泊体験活動に係る問題点を洗い出し、改善の方向性について整理し、本プロジェクトを推進する。

【H27当初予算（案）0．3億円】

小学校

◆受入地域との調整を行う余裕がない
◆宿泊体験活動に係る教員の負担増

農林漁業体験・宿泊体験活動

農山漁村

◆高齢化等により受入の調整や実際に受入れを行うマンパワーの不足

地域の創意工夫を活かした実施体制の構築

◆コーディネート機能の活用
◆地域の学生の動員等の支援体制の整備

総務省

支援

モデル実証の実施

新たに宿泊体験活動に取り組む市町村をモデル市町村として実証調査を行い、その結果を全国に展開することにより、本プロジェクトを推進する

【モデル事業対象経費の例】　※対象経費の10/10を支援。ただし、一の年度に限る。

送り側	受入側
・コーディネートに要する経費 ・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料 ・バス借り上げ等の移動経費 ・指導者等への謝金 ・小学生や指導者等に係る保険料　　等	・左記のほか、 受入体制の整備に係る経費（協議会・研修費等）

※モデル事業のほか、セミナーも開催。これらの取組みにより、子ども農山漁村交流プロジェクトを更に推進する。

広域連携の推進

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

➢ 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に**「集落ネットワーク圏」**を形成。

具体的な支援

➢ **地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組**をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。

➢ 集落の組織力を高めるため、**地域おこし協力隊**や**集落支援員**などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

➢ 中心市（人口5万人程度以上）と近隣市町村が連携し、地方圏における**「定住の受け皿」**を形成。

※中心市宣言団体数：104団体
※協定締結等圏域数：85圏域
（H27.2.27現在）

具体的な支援

➢ 全国的に進んでいる**医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組**や、ニーズが高まっている**産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援**。

※ 平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策について検討予定。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

➢ 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村**が連携して、**「連携中枢都市圏」**を形成。

※具体的な都市（圏）は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の要件に該当する都市（圏）＊は対象とする
（＊全国で61市が該当（①地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）、②昼夜間人口比率おおむね1以上）

役割

① **圏域全体の経済成長**のけん引
② **高次の都市機能**の集積・強化
③ **圏域全体の生活関連機能サービス**の向上

実現手法

➢ **連携協約**の導入
➢ **先行的なモデル**を構築する事業を実施（約1.3億円）
➢ 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**
（平成27年度予算案2.0億円）
➢ 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置を実施**。

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
（まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業）

過疎集落等を対象に、継続的な集落の維持活性化のため、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏において、「集約」と「ネットワーク化」を図りながら、生活の営み（日常生活支援機能）を確保するとともに、生産の営み（地域産業）を振興する取組をモデル的に支援する。

取り組みのポイント

- ○ 市町村が集落ネットワーク圏の範囲や活性化の基本方針等を含む「集落ネットワーク圏計画」を作成
- ○ 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織体制を確立しつつ、総合的な活性化プランを策定
- ○ 活性化プランに基づく「生活の営み」や「生産の営み」に係る事業を、地域住民等が地域内外の主体と連携して実施

集落ネットワーク圏における取組イメージ

※集落ネットワーク圏の範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

施策の概要

（1）事業主体　集落ネットワーク圏を支える中心的な組織（地域コミュニティ組織）、市町村等

（2）交付額　1事業あたり2,000万円以内

（3）平成27年度予算案内訳　400,000千円

（4）対象事業　集落ネットワーク圏の形成に係る取組及び活性化プランに基づく活性化のための事業

＜事業のイメージ＞

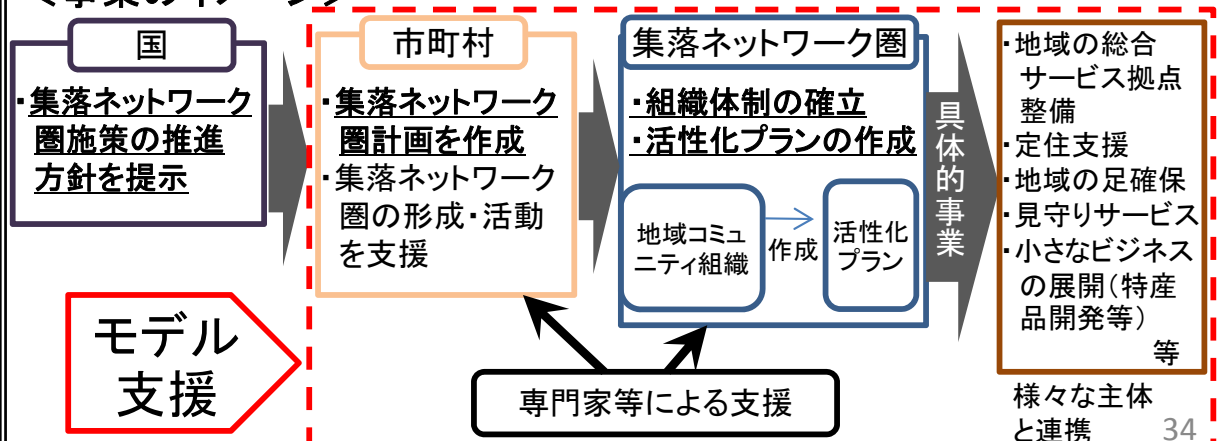

過疎地域等自立活性化推進交付金

【H27当初予算（案）6．5億円】

＜新規＞

(1)過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
（まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連事業）

基幹集落を中心として複数の集落で構成される
集落ネットワーク圏における取組をモデル的に支援
・生活の営み（日常生活支援機能）の確保
・生産の営み（地域産業）の振興
（積算額　4.0億円 ＜1事業につき2千万円以内＞ ）

(2)過疎地域等自立活性化推進事業

先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
・生活の安心・安全確保対策
・移住・交流・若者の定住促進対策
・地域文化伝承対策　　等
（積算額　1.4億円＜1事業あたり1千万円以内＞）

地域資源を活用した過疎地域の自立活性化の推進

(3)過疎地域集落再編整備事業

・定住促進団地整備事業
・定住促進空き家活用事業
・集落等移転事業
・季節居住団地整備事業
（積算額　0.7億円＜交付率1／2＞）

(4)過疎地域遊休施設再整備事業

過疎地域の廃校舎等の遊休施設を活用して行う
・生産加工施設
・資料展示施設
・教育文化施設
・地域芸能・文化体験施設
　等の整備に対して補助
（積算額　0.4億円＜交付率1／3＞）

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

➢ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

① 圏域全体の経済成長のけん引
産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援　等

② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備　等

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成　等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

➢ 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入
（平成26年11月１日施行）

➢ 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業（9事業）を実施

➢ 平成27年度も、国費により支援（H27当初予算案2.0億円）

➢ 同事業を検証し、平成27年度から地方交付税措置を講じて全国展開を図る

➢ 連携中枢都市圏形成のための手続き

連携中枢都市宣言 → 連携協約の締結 → 都市圏ビジョンの策定

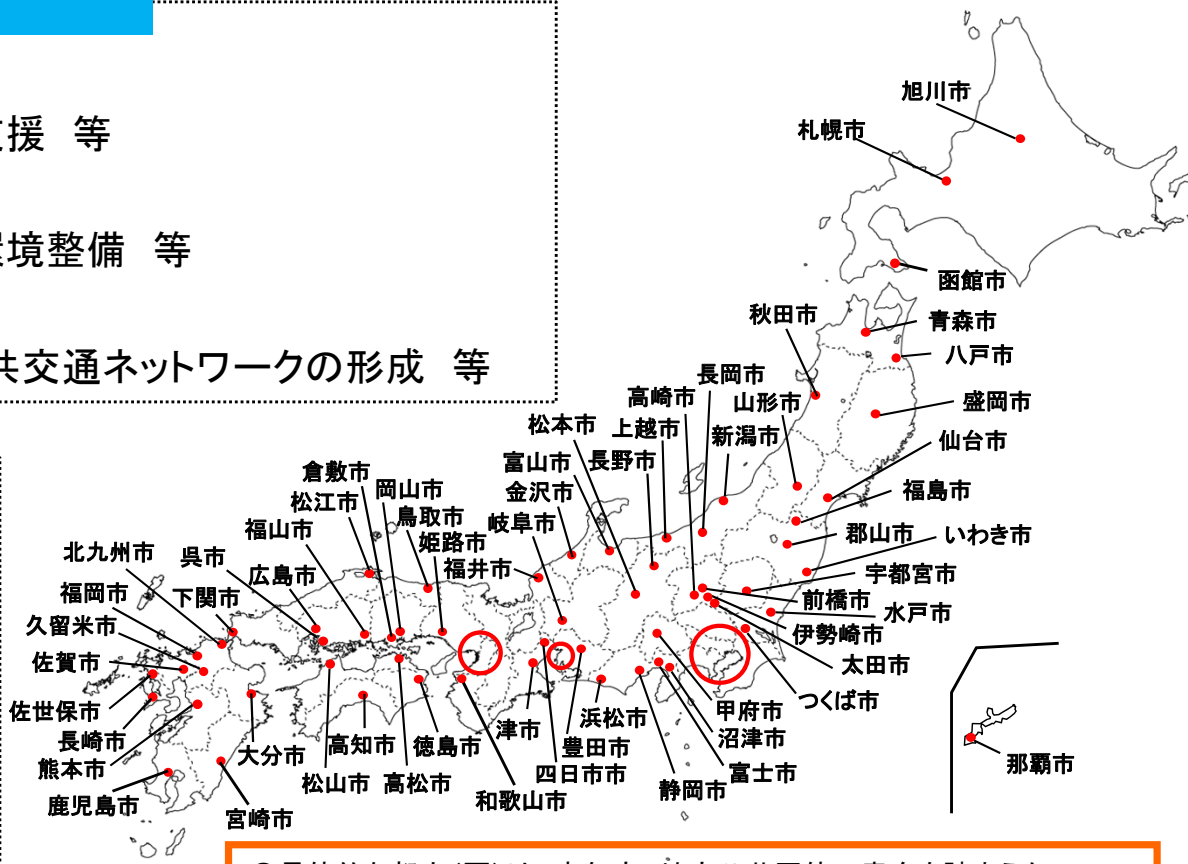

○具体的な都市（圏）は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
なお、従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の要件に該当する都市（圏）※は対象とする
※①地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）、
②昼夜間人口比率おおむね1以上
を満たす都市（●）を中心とする圏域
⇒現時点で、全国で61都市圏が該当

○ は、三大都市圏

「定住自立圏構想」の推進

基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組～

中心市

○人口5万人程度以上
○昼夜間人口比率1以上
○原則3大都市圏外　等

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定
中心市と近隣市町村が1対1で、議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョン
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

近隣市町村

○中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村

定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

・包括的財政措置（平成26年度から大幅に拡充）
（中心市　4,000万円程度→8,500万円程度）
（近隣市町村　1,000万円→1,500万円）
・外部人材の活用
・地域医療に対する財政措置　等

各省による支援策

・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況

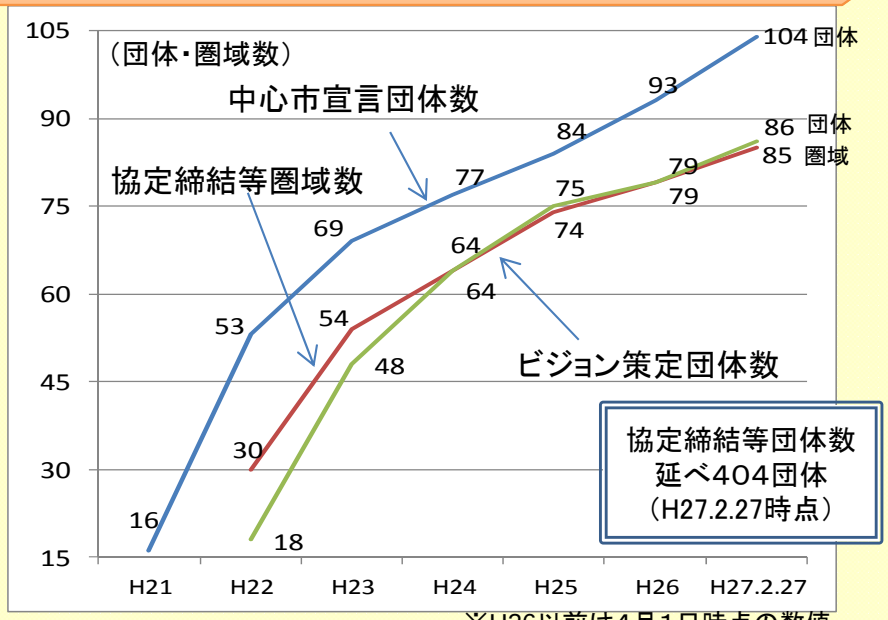

協定締結等団体数
延べ404団体
（H27.2.27時点）

※H26以前は4月1日時点の数値

地方財政計画「まち・ひと・しごと創生事業費」①

○ 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」（1．0兆円）を計上

1． 地方交付税における算定

○ 各地方公共団体がまち・ひと・しごと創生に取り組むための財政需要を算定するため、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設

- 地域の元気創造事業費　4，000億円程度（前年度比＋500億円程度）
  - 行革努力分　3，000億円程度（同　±　0億円程度）
  - 地域経済活性化分（注）　1，000億円程度（同　＋500億円程度）

  （注）うち100億円程度は特別交付税により、ローカル10,000プロジェクト等の各団体の取組状況に応じて配分）
- 人口減少等特別対策事業費　6，000億円程度（皆増）

2． 地域の元気創造事業費の算定方法

○ 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算 定 額 等

○ 平成27年度　普通交付税3，900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2，250億円程度	675億円程度	2，925億円程度
計	3，000億円程度	900億円程度	3，900億円程度

（注）地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

- 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標（道府県分、市町村分共通）
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

- 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映（新たに「女性就業率」の指標を追加）

	指標（道府県分）	指標（市町村分）
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

地方財政計画「まち・ひと・しごと創生事業費」 ②

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

基本的な考え方

・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映

・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

算 定 額 等

〇平成27年度　普通交付税6，000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1，670億円程度	330億円程度	2，000億円程度
市町村分	3，330億円程度	670億円程度	4，000億円程度
計	5，000億円程度	1，000億円程度	6，000億円程度

指標について

・以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映

・各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4：6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 （以下の指標について、現状の数値が悪い団体の需要額を割増し）	取組の成果 （以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し）
・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*)	・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*)第一次産業（農業）産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）とまち・ひと・しごと創生事業費について

まち・ひと・しごと創生の取り組みを推進するため、「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」と「まち・ひと・しごと創生事業費」等により、地方の個性を尊重し、活気あふれる発意に基づく地方公共団体の取組を支援

地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型） 平成26年度補正予算 1,700億円

○ 「地方版総合戦略」の円滑な策定と、これに関する優良施策の実施を支援

○ 「政策5原則」に沿いながら地方公共団体が自由度の高い事業設計を行えることとするとともに、事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とPDCAの体制整備を求める

その際、国は地方公共団体に対するサポート体制を整備し、事業の実施計画の策定から実施までを支援する

（参考） 「政策5原則」：①自律性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視
新規性のあるソフト事業（H26.12.27以降に予算計上される事業）を対象
客観的な指標による基礎交付（1,400億円）のほか、優れた事業等を対象とした上乗せ交付（300億円）

まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政計画の歳出への計上 平成27年度地方財政計画（歳出）1.0兆円

○ 地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする等の観点から、地方創生の取組に要する経費を計上

○ 地方交付税の基準財政需要額で算定し、使途に制限のない一般財源（地方税、地方交付税等）により、各地方公共団体の取組に要する財源を保障

（参考） 当該経費を算定するため、「地域の元気創造事業費」（H26創設）に加えて、「人口減少等特別対策事業費」を創設

→ 両者が相俟って、全国津々浦々で、地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生を推進

地域住民生活等緊急支援のための交付金とまち･ひと･しごと創生事業費について

	地域住民生活等緊急支援のための交付金 （地方創生先行型）	まち・ひと・しごと創生事業費
	平成26年度補正予算　1,700億円	平成27年度地方財政計画（歳出）　１兆円
目的	地方公共団体による地方版総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施に対し国が支援	地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点
性格	国庫補助金（補助率10/10）	一般財源（地方交付税の基準財政需要額で算定）
対象事業	①　地方版総合戦略の策定に係る事業 ②　地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置づけられる見込みのもの ※メニュー例を地方公共団体に提示	限定なし
使途制限	・新規性のあるソフト事業（H26.12.27以降に予算計上される事業）を対象 ・ハード事業（建設地方債対象事業）は原則不可	制限なし（地方交付税法３条２項）
配分	基礎交付：1400億円 人口、財政力指数等の客観的な指標により配分（就業、人口流出、少子化の現況指標が悪いところに配慮） 上乗せ交付：300億円 政策５原則等からみた内容の優れた事業、地方版総合戦略の策定状況に応じて配分	客観的な指標により配分 ①　地域の元気創造事業費の算定（4,000億円程度）（㉖比＋500億円） 各団体の「行革努力の取組」と「地域経済活性化の成果」を反映 ②　人口減少等特別対策事業費の算定（6,000億円程度）（新設） 各団体のまち･ひと･しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
効果検証の仕組み	事業実施に伴う効果について、客観的な指標を設定の上、その達成度合いについての検証とＰＤＣＡの体制整備を求める →地方公共団体は、交付金実施計画を策定し提出 （記載事項） ・個々の事業ごとの重要業績評価指標及び目標年月 ・効果検証の方法、時期及び体制　等	各地方公共団体において、「地方版総合戦略」に地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、その進捗を検証し、改善（ＰＤＣＡサイクル）

※メニュー例
①「地方版総合戦略」の策定
②UIJターン助成
③地域しごと支援事業
④創業支援･販路開拓
⑤観光振興･対内直接投資
⑥多世代交流･多機能ワンストップ拠点（小さな拠点）
⑦少子化対策（地域消費喚起等型対応等を除く）

地方大学を活用した雇用創出・若者定着

1. 人口減少克服に向けて解決すべき現状の課題

○　地方からの人口流出は、大学等進学時と大学等卒業後の最初の就職時という２つの時点において顕著。

○　特に大学等卒業後の地方定住を促進するためには、在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組や、大学等の卒業生が地方に定住して働く雇用を創出する必要があるが、必ずしも十分な成果に至っていない。

2. 自律的・持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性

○　地方の人口減少を克服していくため、地方公共団体と大学等が連携し、人口の東京一極集中が顕著となる上記２時点に焦点を当て、学生が地域に残るための重点的な取組を進めることが必要。具体的には、各地方が実情を踏まえた創意工夫を発揮しながら、以下の方向性に沿った対策を講じていくことが求められている。

≫　より多くの地方の若者が、地方大学等へ進学
≫　地方大学等を卒業したより多くの若者が、就職時に地元企業等を選択
≫　都市部の大学等に進学した若者も、就職時に地方へ環流

○　同時に、地方への定住の流れを継続させるためには、大学等と地域の関わりを強化し、大学等が有する専門知識を活かした産業振興・雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要。

3. 地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組の促進

①　地方公共団体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成

- 将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、文科省（(独)日本学生支援機構）が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠(仮称)）を設けるなど一定の優遇措置を実施
- 地元就職者等に対し、地方公共団体と地元産業界で造成する基金から奨学金返還の際に一定の給付を実施（基金造成について特別交付税措置）

②　地方公共団体と大学等が具体的な数値目標(※)を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施

- 総務省は地方公共団体の取組に対して特別交付税措置により支援
- 文部科学省は大学等の取組に対して補助事業により支援

※　●●大学卒業生の県内就職率　○%アップ、共同研究に基づく新事業による雇用創出　○人　など

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連　携

道府県等

総務省

道府県等の基金への出捐額に特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】
年間支援対象者　　：100人
1人あたりの奨学金（貸付）額：400万円
⇒　基金規模：４億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与　無利子の優先枠（地方創生枠(仮称)）　を設定

大学生等

対象者の要件

・当該特定分野の学位や資格の取得
・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職　など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ

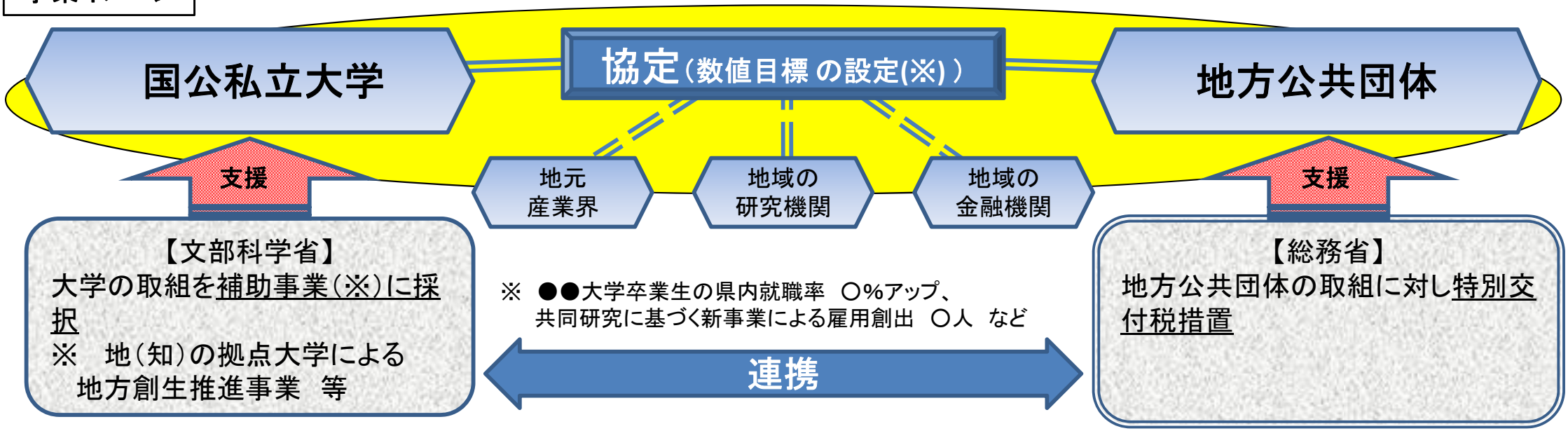

【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例１：入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施
【取組例２：就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例３：産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の６次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施

※　公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

過疎対策事業債について

過疎地域における公共施設の老朽化対策等に対応するため、地方債計画額を５００億円増額するとともに、地方創生（特に「しごと」づくり）に寄与する事業を推進するための「地方創生特別分」を創設。

１．過疎対策事業債の増額

公共施設の老朽化対策への対応や地方創生に寄与する事業等を推進するため、過疎対策事業を充実することとし、地方債計画を５００億円増額し、４，１００億円を計上

平成２６年度計画		平成２７年度計画
３，６００億円	→	４，１００億円（＋５００億円、＋１３．９％）

（参考）財政措置

充当率：１００％、交付税算入率７０％

２．地方創生特別分の創設

ハード対象事業のうち、民間雇用の創出や産業振興に資する次の事業を「地方創生特別分」として位置付け、同意等予定額を定める際に他の事業に優先した取扱いとする

【特別分対象事業】

- 法人に対する出資
- 地場産業振興施設
- 観光・レクリエーション施設
- 農林漁業経営近代化施設
- 商店街振興施設
- 貸工場・貸事務所
- 民間雇用につながる高齢者福祉施設や保育所等の新規整備への補助等

※都道府県において、該当するか否かの判断、見込まれる雇用創出を精査

平成２７年度所要見込額　５００億円程度

ICTの利活用による地域の活性化

【まち・ひと・しごと総合戦略】

○ 地域産業の活性化や地域サービスの維持・向上、柔軟な就労環境の整備を実現するため距離や時間等の制約を克服し、地域の創意工夫を生かしたイノベーションや新産業の創出を可能とするICTの利活用を、医療、教育、雇用、行政、農業等幅広い分野で推進する。

○ 具体的には、ICTを活用した新たな街づくりや地域からの情報発信強化、新たなテレワークの実現に向けた取組等の実施や、Wi-Fi、高速モバイル、ブロードバンドなどの地域における通信・放送環境の整備等を推進する。

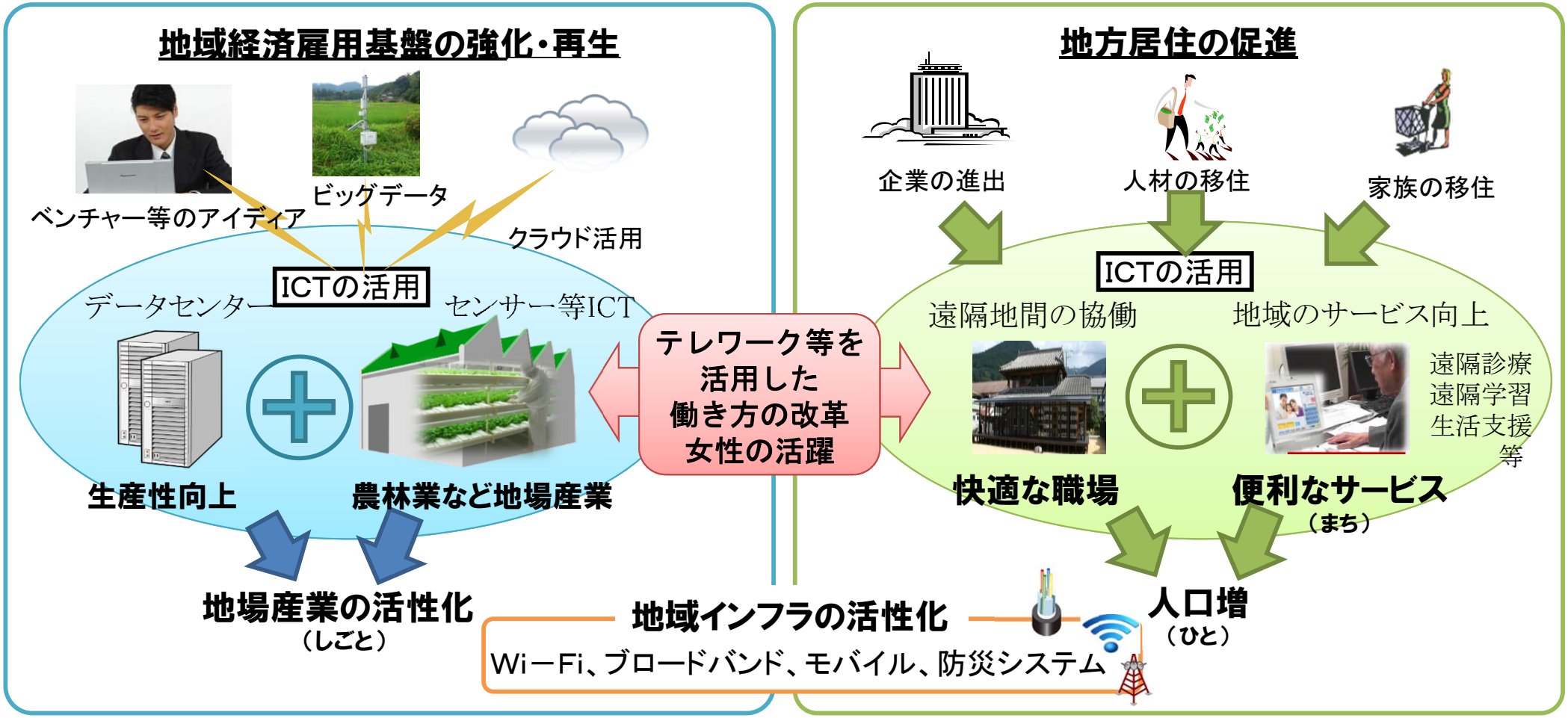

ICTによる地方創生（長野県塩尻市）【鳥獣被害対策】

センサーネットワークによる鳥獣被害対策

課題

- ✓ 長野県塩尻市では、イノシシ等が水田を荒らすことによる米収穫高の減少や耕作放棄地の拡大が年々深刻化。
- ✓ 電気柵や罠の設置などハード面での対策を実施するも、効果は限定的。

実証内容

- ✓ 塩尻市が同市内の北小野地区において、水田周辺に獣検知センサーや罠捕獲センサーを設置。
- ✓ 獣検知センサーが獣を検知すると、①サイレン音やフラッシュ光で獣を追い払うとともに、②検知情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付のメールで配信され、迅速な追い払いや捕獲に寄与。
- ✓ 罠捕獲センサーが罠に獣が掛かったことを検知すると、その情報がクラウドを介して農家や猟友会に地図付のメールで配信され、罠に掛かった獣の迅速な撤去に寄与。（平成24～25年度：計6匹を捕獲）

成果・効果

- ✓ 北小野地区（稲作面積約27ha（※1））における実証の結果、被害面積が減少、稲作収入の増大が期待。

	平成23年度	平成24年度（実証1年目）	平成25年度（実証2年目）
被害面積（※2）[%]	85	20	0
稲作収入（※3）[万円]	354	1,890	2,362

※1　塩尻市全体の稲作面積（約700ha）の約4%　　※2　地元農家への聞き取り調査に基づき、日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社が推計
※3　耕作可能面積及び1ha当たりの平均稲作収入を基に、日本ソフトウェアエンジニアリング株式会社が推計

長野県塩尻市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業（H24～25年度）を実施。

罠捕獲センサー

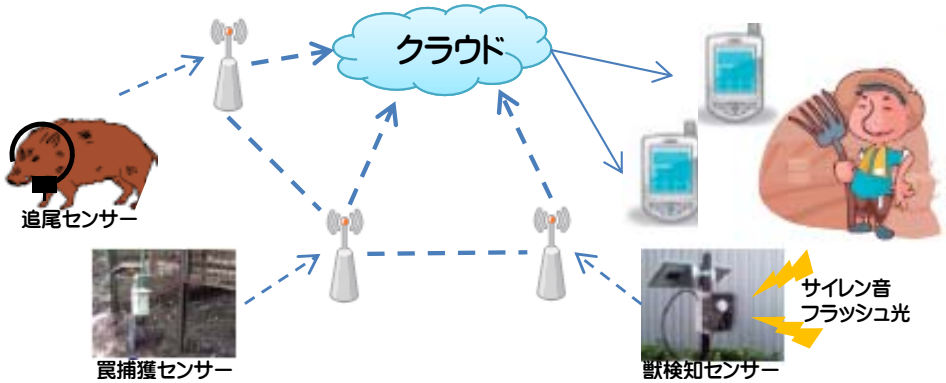

獣検知センサー

ICTによる地方創生（徳島県）【防災×個人番号カード】

テレビ・ICカードを活用した防災対策システム

課題

- ✓ 徳島県は全国平均を上回る勢いで高齢化が進行。（徳島県の高齢化率：28%、全国平均：24．1%（平成24年度））
- ✓ 南海トラフ巨大地震が発生した場合、10万棟以上の建物全壊など深刻な被害が予想されており、災害時における高齢者を含めた住民の迅速な避難誘導や避難状況の把握など防災対策が急務。

実証内容

- ✓ 高齢者にとって身近なテレビを活用した避難指示システムやICカードによる避難者管理システムを構築し、徳島県美波町において約100世帯を対象にして実証実験（避難訓練）を2回実施。

成果・効果

- ✓ テレビ画面に表示した避難指示により、避難完了までの平均時間が約2分（11．2分→9．6分）短縮。
- ✓ また、ICカードを活用した一元的な情報管理により、迅速かつ詳細な避難者情報の把握を実現。
- ✓ 個人番号カード配布時（2016年1月）までに上記情報システムの自立的・継続的に運営組織を設立予定。

徳島県は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業（H25年度）を実施。

テレビ画面表示にて個別の避難指示

個人番号カードに移行

ICカードにより、避難が完了した住民の情報を迅速に取得し、一元管理

タブレット端末に住民の避難状況を表示

ICTによる地方創生（群馬県前橋市）【健康情報×個人番号カード】

ICカード・スマートフォンを活用した母子健康情報管理

課題

- ✓ 健康管理の分野においては、医療機関や小学校、幼稚園等における健康診断情報などが一元的に管理されておらず、市民にとって情報を入手しにくい状況であることが課題。

実証内容

- ✓ 幼児や児童を持つ世帯を対象に、過去の母子健康手帳の記録を電子化。現在の健康記録と結びつけ、予防接種記録や医療機関、保健センター、小学校等における検診情報も記載することで、一貫した子供の健康情報を提供。
- ✓ ICカードとスマートフォンを用い、カードをかざすだけでログインできるシステムを実装。個人番号カードの配付開始後は、個人番号カードを使用予定。

成果・効果

- ✓ 実証実験に250人の市民が参加。アンケートでは8割以上がサービスの継続・実用化を希望。
- ✓ 個人番号カード配布時（2016年１月）までに上記情報システムの自立的・継続的な運営組織を設立予定。

群馬県前橋市は、総務省からの支援により、ICT街づくり推進事業（H25年度）を実施。

ICTまち・ひと・しごと創生推進事業

施策概要　　H26補正予算額　5．0億円

- ICTを活用した街づくりに取り組む自治体や事業者等の初期投資・継続的な体制整備等にかかる経費（機器購入、システム構築及び体制整備に向けた協議会開催等に係る費用）の一部を補助

　○ **補助対象：地方自治体又は民間事業者等** ※2/25～3/20まで提案公募を実施

　○ **補助率　：原則 1／2**

※想定例
- 農業分野におけるセンサーネットワークを活用した鳥獣被害対策等
- ICカードを活用した母子健康手帳の電子化及び複数自治体等におけるその共同利用の実現に向けた推進体制の整備等
- ICTを活用した企業活動スタイルの変革を実践しようとする地域の企業等による投資等（新規販路や顧客の開拓、新たな地方拠点の形成等）

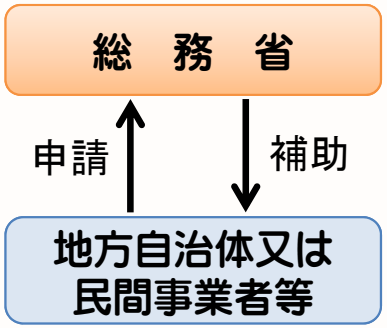

≪農業分野≫

取組想定例：　センサーネットワークを活用した鳥獣被害対策

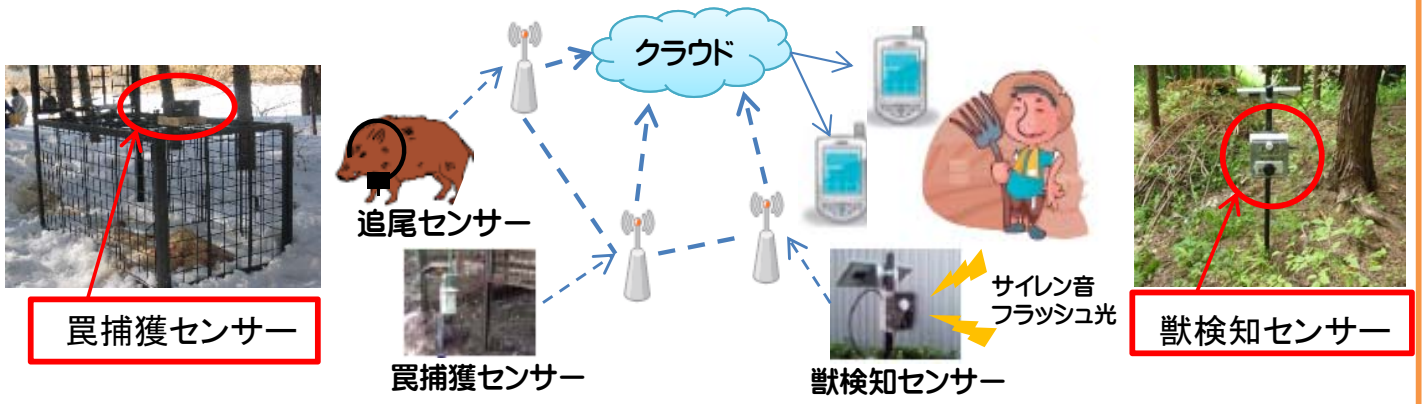

≪行政、医療分野≫

取組想定例：　母子健康手帳の電子化・共同利用

放送コンテンツの海外展開による観光振興（北海道モデル）

北海道アワー（HTB北海道テレビ放送）

概要

- ✓ 台湾のケーブルテレビ（JET-TV）を通じて、北海道紹介番組「北海道アワー」を台湾など東アジア向けに毎週放送。
- ✓ 自治体、放送局、北海道経団連、商工会議所等による産官連携組織「東アジアメディアプロモーション北海道推進協議会」を設立して、事業を推進。（2003年協議会の取組終了）
- ✓ 現在は「公益社団法人　北海道観光振興機構」が北海道の観光振興の核として、放送と連携した観光を推進。

成果・効果

- ✓ 97年の放送開始後、台湾からの観光客が**2年間で2倍に増加。10年後には5倍超に増加。**
（出典：北海道観光局「北海道観光入込客数調査」）
- ✓ 新千歳空港で外国人観光客に調査したところ、約8割がJET-TVを見て北海道を訪問。
（出典：東アジアメディアプロモーション北海道推進協議会による調査）

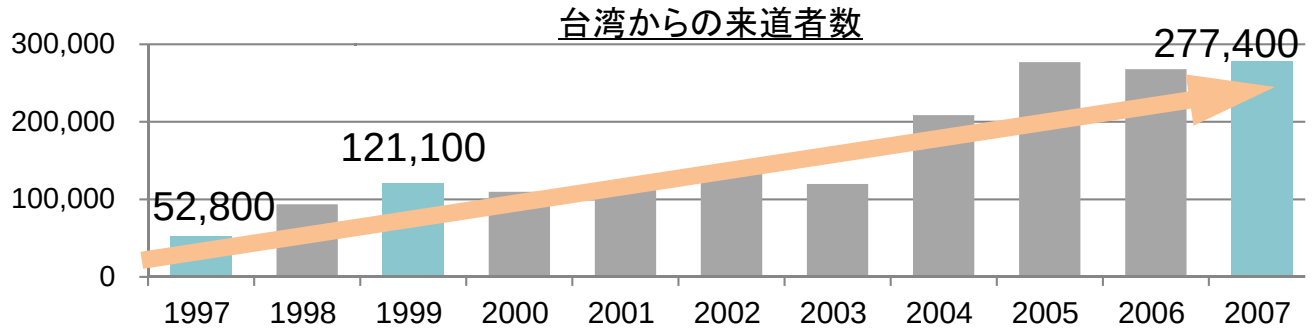

（出典：北海道庁観光局「北海道観光入込客数調査報告書）

- ✓ 北海道の地域経済、特に観光や周辺産業に**7,000億円（2.6兆円(H6)→3.3兆円(H17)）の経済効果。**これにより、**約3万人（推計）の雇用を新たに創出。**
（出典：北海道観光局「北海道観光産業経済効果調査」）

地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業

施策概要

○ 安倍政権の重要な政策課題である「地域の活性化」や「観光立国の推進」などを加速化させるため、関係省庁とも連携して地域経済の活性化に資する放送コンテンツの海外展開を強力に支援し、経済の好循環の波を全国に広げることにより日本経済の再生に貢献する。

○ 具体的に、国内外の関係機関とも幅広く連携しながら、「地域の活性化」、「訪日外国人観光客の増加」（「ビジットジャパン」）や「日本食・食文化の魅力発信」、「日本の最先端の音楽・ファッション等の発信」（「クールジャパン」）等を目的とした放送コンテンツを製作し、海外に継続的に発信するモデル事業等を支援。

H26補正予算額
16.5億円

○民間企業等が主体となり、モデル事業等を実施。

※公募時期は検討中

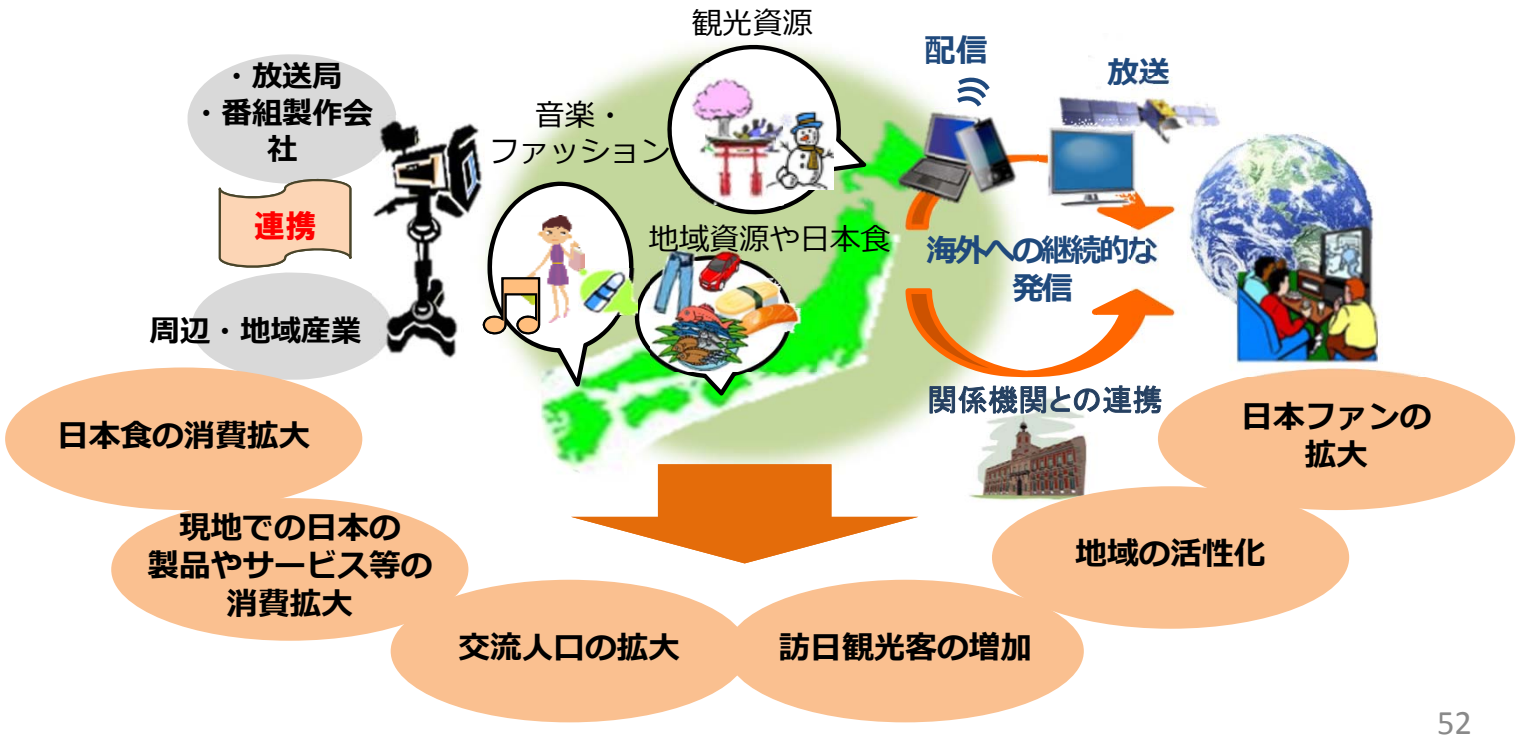

ICTによる地方創生（徳島県神山町）【サテライトオフィス】

サテライトオフィスプロジェクトによる定住促進・人口増加

概要

- ✓ 徳島県は、カバー率98.8% のFTTH網と公設民営方式の光CATV（加入率88.3%）を全県域に整備し、全国屈指の高速ブロードバンド環境を実現。
- ✓ オフィス開設・運営費用への補助（通信費、古民家改修費用等）などの支援も充実

↓

- ✓ 過疎地域にサテライトオフィスを整備、ICTベンチャー系企業の誘致を推進

首都圏のICTベンチャー系企業※を対象に本格展開

※クラウドサービス企業、情報配信サービス企業、Webデザイン企業、デジタルコンテンツ制作企業等

↓

成果・効果

- ✓ 徳島県内4市町※に、27社が22拠点に進出
- ✓ 3年間で76世帯113名が移住（徳島市を除く）
- ✓ 52名の地元雇用を創出（H27.3.1現在）
- ✓ 神山町ではH23にS45以降、初めて「社会増」が「社会減」を超過（3年間で51世帯81名が移住）

※神山町、美波町、三好市、徳島市

神山町は、総務省からの支援により、
・基盤整備事業（H12, 16年度に総額約3億円、神山町の地域公共ネットワーク等を整備）、
・利活用事業（H19～21年度に総額約9千万円、神山ワーク・イン・レジデンスのWebシステム等を整備）を実施

古民家や蔵を改装したサテライトオフィス

ふるさとテレワーク推進事業

施策概要

○　地方における定住・移住が進みにくい大きな要因として、「仕事がない」「生活施設が少ない」「交通手段が不便」「医療機関が少ない」等があげられる。

○　そこで、企業や雇用の地方への流れを促進するため、その受け皿となるサテライトオフィスや遠隔雇用の環境について、企業の特性や受け入れ自治体の規模等に応じたモデルケースの検証を行うことにより、地方創生に資する新たなテレワーク（ふるさとテレワーク）を推進する。

○　あわせて、高齢者や障害者の方々、従業員の家族も含めた就労・移住を促進するため、教育・医療等の生活に直結するサービスを遠隔で提供する環境との連携も含めた検証を行う。

H26補正予算額

10.0億円

○民間企業等への実証委託を実施

※公募中

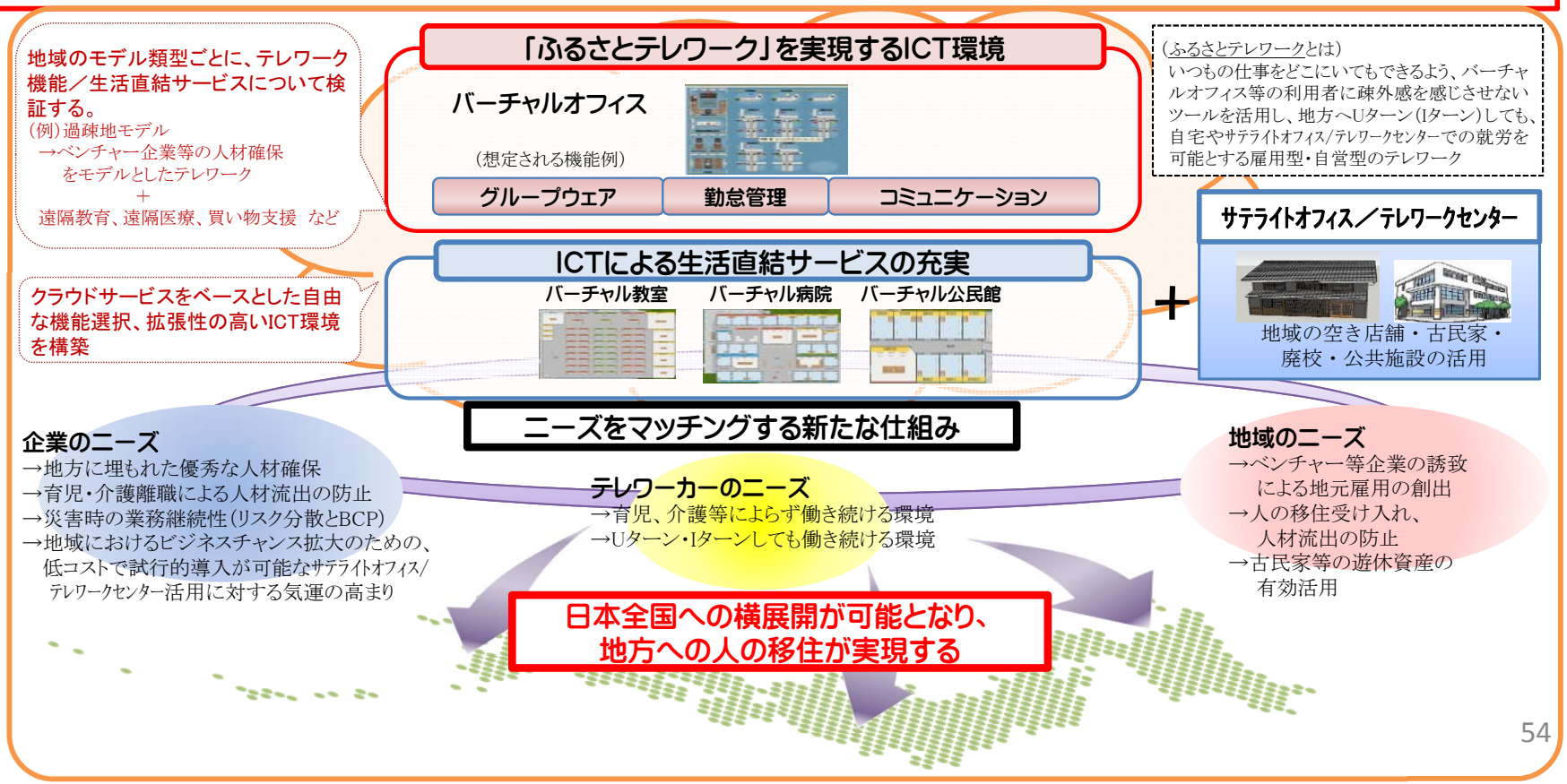

ICTによる地方創生（福岡県福岡市）【無料公衆無線LANの展開】

Fukuoka City Wi-Fiによる観光振興・新事業創出

概要

- ✓ 福岡市は誰でも使える無料Wi-FiをH24年4月に開始し、地下鉄・JRの駅、空港、バスターミナル等の交通拠点や観光拠点など、73拠点、328アクセスポイントで展開。
- ✓ 多言語対応（5言語）による観光情報発信、簡素な認証（メール認証やパスワード不要）、官民による協働、海外とのローミング等の先進的なサービスを全国に先駆けて提供。
- ✓ 災害時には認証手続なしで無料開放。

成果・効果

- ✓ 市民や観光客による積極的な利用
  - ・平均アクセス回数は約7千回/日、導入当初比約7倍の利用を達成
  - ・外国語の平均閲覧回数は約1千回/日、導入当初比約17倍（韓国語が最多）
  - ・利用者の満足度は82%
- ✓ 観光振興、新事業創出等への寄与
  - ・入込観光客数は1，740万人(H24)と、過去最高を達成
  - ・国際コンベンション開催件数は東京に次ぐ2位
  - ・国家戦略特区にも指定され、新規ビジネス創出に向けた外国人向け観光サービス実証を実施

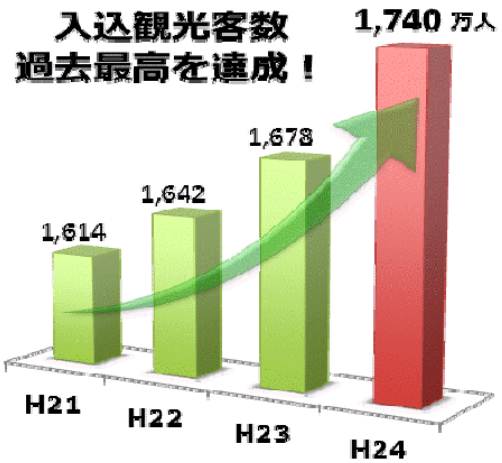

観光・防災Wi-Fiステーション整備事業

観光拠点及び防災拠点における公衆無線LAN環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その事業費の一部を補助。

○H26補正予算：8．0億円、H27当初予算（案）：2．5億円
○補助対象先　：① 観光拠点：観光案内所、文化財、自然公園、博物館等　※募集中
② 防災拠点：緊急避難場所、避難所、役場本庁舎等
○補助率：地方公共団体：1／2、第三セクター：1／3

民間主導

＜訪日外国人の動線を踏まえた整備箇所のイメージ＞

空港

宿泊施設

スポーツ・レク施設

飲食店

駅・鉄道

バス

ショッピングセンター

コンビニ

観光拠点

自然公園

文化財

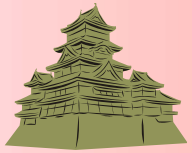

博物館

観光案内所

防災拠点

避難場所

避難所

行政主導

投資インセンティブが大
・人口集中による通信量の輻輳を回避
・施設の集客力を高め、収益増に貢献

投資インセンティブが小
・公共的な観光資源への外国人受入を拡大
・災害時における防災拠点の環境を整備

施設所有者への働きかけ

整備を行う自治体等への支援

官民連携（PPP）による整備を計画的に展開
（自治体による整備計画の策定により、官民の役割分担を明確化）

防災分野（Lアラートの普及展開）における取組

背景

- 近年頻発する災害を踏まえ、被害を未然に防止するためには、<u>災害関連情報を住民に迅速かつ確実に伝達できる基盤</u>を整備することが喫緊の課題。
- 総務省による実証実験等を経て、平成23年6月から<u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>の運営が開始。（運営は一般財団法人マルチメディア振興センター。）
- Lアラートは、現在、<u>全都道府県で</u>運用中または運用に向けて準備中。平成27年度から<u>ライフライン情報として通信分野の情報提供</u>が開始。
- 自治体による迅速かつ確実な情報発信の確保やG空間情報を活用した視覚的な情報伝達の充実が課題。

総務省の取組

- 有識者による研究会を経て、平成26年8月、Lアラートの<u>「普及加速化パッケージ」を発表</u>。
- 全都道府県における運用開始や参加メディアの拡大を促進し、<u>Lアラートの早期普及</u>に取組。
- Lアラートが発信する<u>ライフライン情報の拡充</u>に向けて、通信分野のほか、電力・ガス等の参加も促すべく、関連事業者等との連携を強化。
- <u>自治体等への入力支援や災害情報の視覚化等</u>に向けて、自治体をフィールドとした実証を実施予定。

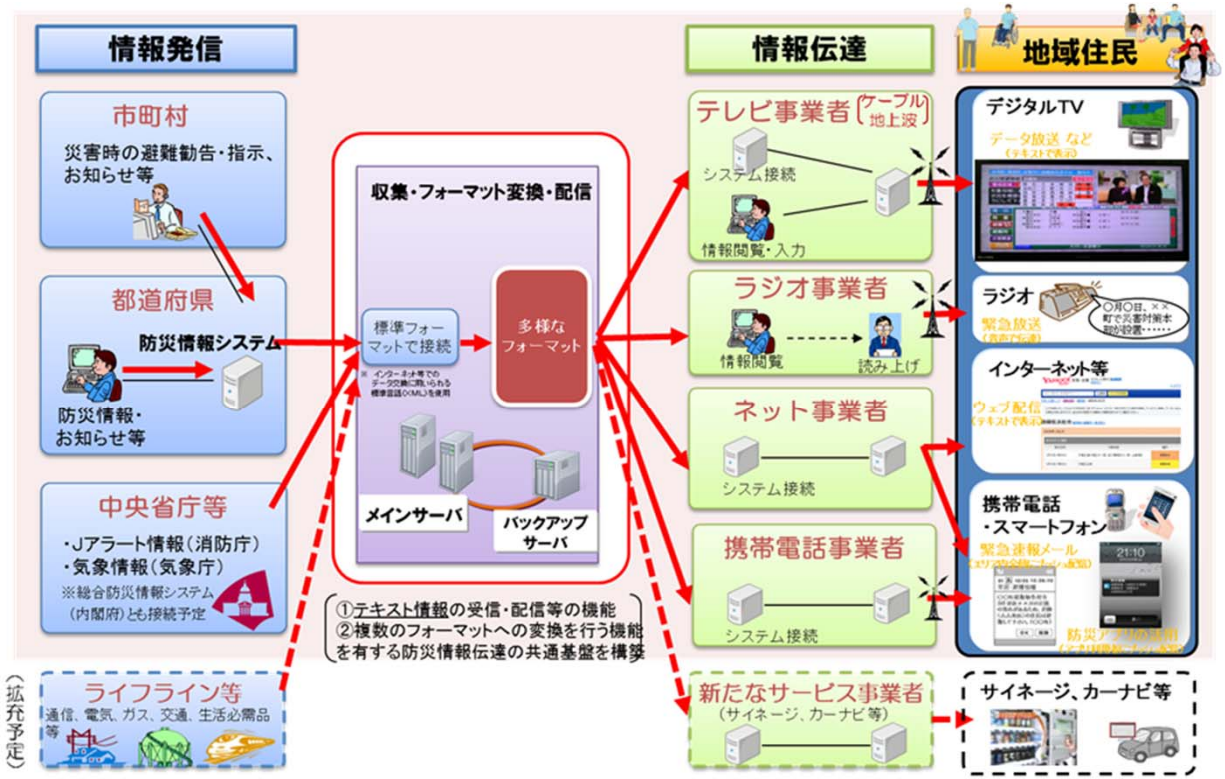

※一般財団法人マルチメディア振興センターが平成23年6月より運営

本日のご説明に係るお問い合わせ先

○資料全般について
→総務省大臣官房企画課　03－5253－5157

●地域力創造関係（地域経済の好循環拡大に向け必要な取組について）

→　総務省地域力創造グループ地域政策課　03－5253－5523

●地方財政関係（まち・ひと・しごと創生事業費等について）

→　総務省自治財政局調整課　03－5253－5618

●ICT関係（ICTによる地方創生等について）

→　総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課　03－5253－5735

資料9

文部科学省における主な地方創生の取組

４月３日地方創生に関する説明会

目　次

住民の主体的な地域課題解決・まちづくりの推進のための学習の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」～地域力活性化コンファレンスの創設～ ・・・3
地方大学を活用した雇用創出・若者定着 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

住民の主体的な地域課題解決・まちづくりの推進のための学習の支援

取組の内容

事業の概要・目的

○　少子・高齢化と人口減少、厳しい財政状況の一方、行政が対応すべき地域課題・社会課題は増大しており、「小さな拠点」を核とした地域の形成を進めるにあたっては、住民が行政の側面支援を受けながら、自主的・自律的に自らの課題を解決し、地域コミュニティを維持・再生していくことが求められるが、そこにおいては必要不可欠な「学習」に対する支援が必要。

○　具体的には、地域住民が既存の公民館やコミュニティセンター等の公共施設を活用し、様々な地域の団体とも協働しながら、自主的・自律的な地域課題解決・まちづくりを推進するために必要となる学習の支援（社会教育・生涯学習）を行う。

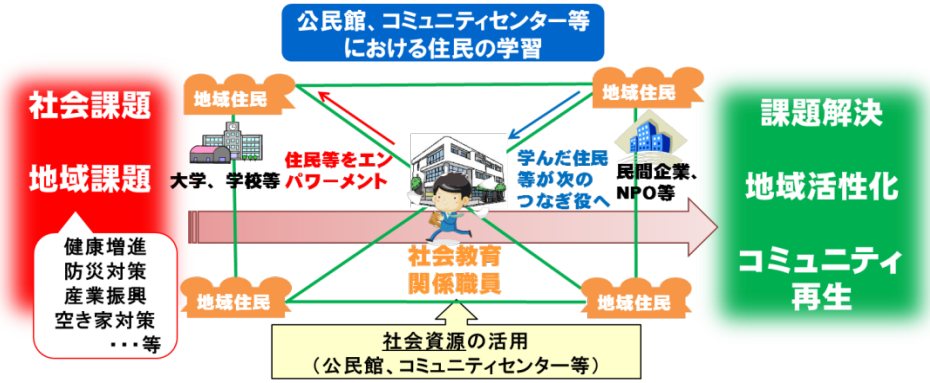

取組例

○多世代交流・次世代育成（秋田県北秋田市）

市が抱える①都市消滅の危機、②若者の県外流出、③市民協働体制の確立の3つの課題に対し、公民館の職員がコーディネートを行い、市民によるワークショップ、若者定住化策として若手農家のイメージアップ、生産物のブランド化、県立高校と連携した商品開発や市民参加の高校生イベントの実施、小学校と公民館の共催による防災キャンプの実施等を通じ、多世代交流を図りながら、次代の地域を担う人材育成を行っている。

【背景】少子高齢化、労働力減少において市民の主体的な課題を解決する力（自助・互助・公助）を育み、市民の参画・協働による新たなまちづくりを模索

【成果】

1. 高校生の社会貢献活動に対する地元企業や市民の参画・連携をコーディネート
   →地鶏など地域産食材を活用した共同開発商品の販売、地域（経済）活性化モデルの構築、高校生のふるさとに対する誇りの醸成など
2. まちづくりカレッジ、Gちゃんサミット、おとな塾など、年間を通した学び支援プログラムを実施
   →市民参画意識の向上や、事業を通した異世代交流の促進、シニア層の活性化
3. 観光資源の開発や地域の交流促進等のための事業により多世代の新たな交流を生み出そうとする若者組織の立ち上がり
4. 「市民の参画・協働による新たなまちづくり」のためのフォーラムやワークショップへの参加者の増加

○高齢社会対策（愛媛県新居浜市）

市内の泉川地区では、公民館を中心に組織された「まちづくり協議会」が様々なテーマのもと、住民主導のまちづくりのための取組を実施。その一環として、高齢化社会に伴い拡大する医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施などにより、地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。

【背景】高齢化により医療・介護費が増大する中で、健康寿命延伸のために学びにより住民の意識を変える取組を通して、住民が主体的に自らの課題を解決する体制・手法の構築

【成果】

1. 公民館が中心となった「まちづくり協議会」の組織と、住民が自主的・自律的に自らの課題を解決する体制の構築
2. 学びによって住民の健康に対する意識が変化
3. 主体的に活動しようとする意欲を「まちづくり協議会」の事業で実践につなげることで地域も活性化
4. 泉川地区でのモデル的な取組の成果をもとに、市教育委員会・福祉部局・市民部局が連携し、取組を全市的に発展させる取り組みが始まった。

「学びによる地域力活性化プログラム普及・啓発事業」
～地域力活性化コンファレンスの創設～

（新　規）
27年度予定額　36百万円

第2期教育振興基本計画で示された教育再生に向けた基本的方向性である「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の実現に向け、地域力の活性化のために公民館等地域の「学びの場」を拠点として実施される地域課題解決の取組の促進、支援を行う。具体的には、これまでに「公民館等支援プログラム」（※）やその他地域力の活性化に資する取組において蓄積された様々な課題解決のノウハウ、プロセス等の成果を活用し、各地域が共有する課題・問題の解決に向けて協議を行う「地域力活性化コンファレンス」の開催等により、地域力活性化の取組の全国的な普及・啓発等を行う。

（※公民館等支援プログラム＝平成25・26年度実施「公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム」）

Ⅰ.地域力活性化支援委員会の設置

・各ブロックでの地域力活性化コンファレンス開催にあたり、実施内容、詳細な企画の検討。
・コンファレンスへのアドバイザー支援。
・「公民館等支援プログラム」の成果であるノウハウ・プロセスの検証・評価を実施し、有効活用に向けた類型化等を実施。
・地域力活性化に資する全国の取組事例の調査・分析を実施し、その内容の普及・啓発を実施。

コンファレンス企画審査等：8百万円

Ⅱ.地域力活性化コンファレンスの開催

・全国7ブロックにおいて、都道府県、市町村、NPO、民間企業等の社会教育関係者が集まり、地域力活性化に向けた関係者間の効果的マッチングやネットワークを構築しつつ、課題の共有、解決のための協議を実施。
・「公民館等支援プログラム」を実施した自治体や、自主事業として先進的な地域課題解決の取組を実施する自治体やNPO等がテーマを持ち寄り、事例の検証・共有、研究協議を実施。
・協議内容、成果を広く全国へ提供し、地域力の活性化を図る。

全国7ブロック×4百万円、その他経費：2百万円

支援委員会が各地域を様々な形で支援

コンファレンス（Conference）

一会議、協議会の意。
関係者間で共有する問題について協議すること。

ブロック・コンファレンスの実施内容

・各地域が抱える個別課題解決のため、全国の先進的事例や、実際に地域で活躍する関係者らとともに、研究協議を実施。
・都道府県・市町村がコンファレンス実施を国から受託。または、都道府県等、大学、企業、関係団体によるコンソーシアムなどが受託。
・国は、コンファレンス実施に要する会議費等の所要経費を委託。
・各地域で既に実施している研修等と一体的に実施するなどの方式も可能。

（地域力活性化に資する取組事例）

若者の居場所づくり「喫茶わいがや」（東京都国立市）

「特産品のびわによる地域振興」（びわ種石けん等の開発）（高知県南国市）

地域づくり組織が運営する公民館での一斉防災訓練（三重県名張市）

「若者参画による過疎地域活性化」（ナマズ養殖等）（広島県神石高原町）

地方大学を活用した雇用創出・若者定着

1. 人口減少克服に向けて解決すべき現状の課題

○　地方からの人口流出は、大学等進学時と大学等卒業後の最初の就職時という２つの時点において顕著。

○　特に大学等卒業後の地方定住を促進するためには、在学中から授業等を通じて地域との関わりを深める取組や、大学等の卒業生が地方に定住して働く雇用を創出する必要があるが、必ずしも十分な成果に至っていない。

2. 自律的・持続的な社会創生に向けて地方が取り組むべき対策の方向性

○　地方の人口減少を克服していくため、地方公共団体と大学等が連携し、人口の東京一極集中が顕著となる上記２時点に焦点を当て、学生が地域に残るための重点的な取組を進めることが必要。具体的には、各地方が実情を踏まえた創意工夫を発揮しながら、以下の方向性に沿った対策を講じていくことが求められている。

> ≫　より多くの地方の若者が、地方大学等へ進学
> ≫　地方大学等を卒業したより多くの若者が、就職時に地元企業等を選択
> ≫　都市部の大学等に進学した若者も、就職時に地方へ環流

○　同時に、地方への定住の流れを継続させるためには、大学等と地域の関わりを強化し、大学等が有する専門知識を活かした産業振興・雇用創出等を図る対策を併せて実施することが必要。

3. 地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組の促進

①　地方公共団体と地元産業界が協力し、学生の奨学金返還を支援するための基金を造成

- 将来の地域産業の担い手として地方公共団体が指定する分野へ進学した学生に対し、文科省（(独)日本学生支援機構）が無利子奨学金の優先枠（地方創生枠(仮称)）を設けるなど一定の優遇措置を実施
- 地元就職者等に対し、地方公共団体と地元産業界で造成する基金から奨学金返還の際に一定の給付を実施（基金造成について特別交付税措置）

②　地方公共団体と大学等が具体的な数値目標(※)を掲げた「協定」を締結し、連携して雇用創出・若者定着の取組を実施

- 総務省は地方公共団体の取組に対して特別交付税措置により支援
- 文部科学省は大学等の取組に対して補助事業により支援

※　●●大学卒業生の県内就職率　○%アップ、共同研究に基づく新事業による雇用創出　○人　など

地方公共団体と地方大学の連携による雇用創出・若者定着の促進

事業イメージ

国公私立大学　　**協定**（数値目標の設定(※)）　　**地方公共団体**

地元産業界　地域の研究機関　地域の金融機関

支援

【文部科学省】
大学の取組を補助事業(※)に採択
※地(知)の拠点大学による地方創生推進事業　等

※　●●大学卒業生の県内就職率　○%アップ、
共同研究に基づく新事業による雇用創出　○人　など

連携

支援

【総務省】
地方公共団体の取組に対し特別交付税措置
※ 措置率は0.8
※ 地方公共団体の財政力を考慮

【取組例】

大学等の取組	地方公共団体の取組
【取組例1：入学時対策】 ICTやサテライトキャンパスを活用した都市部の大学との単位互換を通じた地元大学への入学促進	
地方大学進学者がその居住する地域において、都市部の大学の授業をICTやサテライトキャンパスを活用して受講・単位修得する機会を提供（単位互換により在学している地方大学の単位として認定する）	受講スペースの提供、通信費等増嵩経費の一部負担等を実施
【取組例2：就職時対策】 地元企業と学生のマッチングによる地元企業との関わりの強化	
地元産業界と連携した、地元企業における長期インターンシップ等、実践的な職業教育を実施（必須科目化・単位認定）	大学や地元企業間の連絡調整、インターン先企業の開拓、インターンシップ生の受入れ、地元産業界から大学への講師派遣支援等を実施
【取組例3：産業振興】 地方大学、地方公共団体及び地元企業の共同研究による産業振興	
地元企業との連携により、地域のブランド産品・固有産業技術の開発、地域産品の６次産業化、産品展開のための販路開拓やマーケティングの研究等を実施	地方公共団体設立の研究施設（例：産業技術センター）による共同研究、研究開発委託、大学や地元企業間の連絡調整、販路開拓の支援（物産展への出品等）、マーケティング支援等を実施

※　公立大学と連携する取組については、文部科学省の補助事業に採択されないものであっても、別途総務省が示す要綱に基づく取組の場合は特別交付税措置

地(知)の拠点大学による地方創生推進事業　～地(知)の拠点COCプラス　～

文部科学省 地(知)の拠点

平成27年度予定額　44億円[新規](旧COC事業平成26年度予算額　34億円)

【背　景・課　題】

『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』という負のスパイラルに陥ることが危惧されている。

地方／東京の経済格差拡大が、東京への一極集中と若者の地方からの流出を招いている。

【事業概要】

地方の大学 … 地域の自治体や中小企業等と協働し、**地域の雇用創出や学卒者の地元定着率の向上に関する計画を策定**

東京等の大学 … **地方の大学や地方公共団体・中小企業等と協働**し、地方の魅力向上に資する計画を策定

○　大学が、地域の各種機関と協働し、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに**地域が求める人材を育成するための教育改革を実行**

○　**COC+推進コーディネーターを配置し、事業協働地域の連携強化**や**取組の進捗を管理**

⇒ 事業協働機関が設定した目標達成のため、大学力（教育・研究・社会貢献）を結集

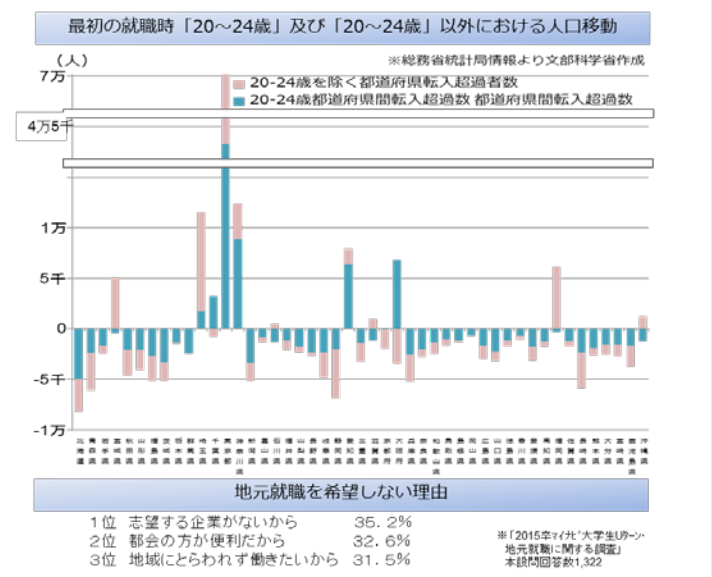

【COCからCOCへ】

COC+大学と事業協働地域の機関が協働し、地域が求める人材を育成し、若年層の地元定着を推進

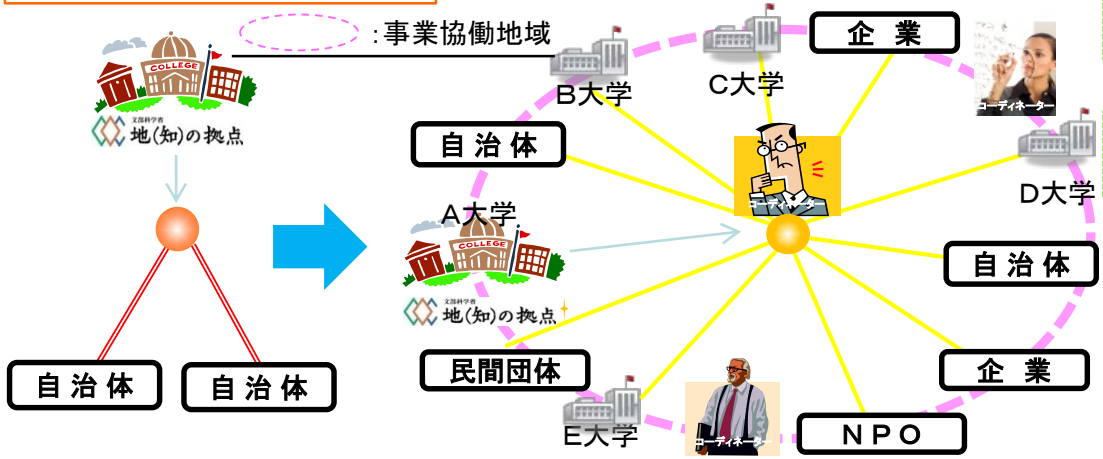

①事業協働地域の産業活性化、人口集積を推進するため、大学群、自治体、企業等の課題（ニーズ）と資源（シーズ）の分析

⇩

②①を踏まえた雇用創出・就職率向上の目標値設定

⇩

③地域が求める人材養成のための教育プログラムを実施するために必要な人的・物的資源の把握

⇩

④教育プログラムの構築・実施

【大学】
- 地域特性の理解（地域志向科目の全学必修）
- 専門的知識の修得と地域をフィールドとする徹底した課題解決型学修による地域理解力と課題発見・解決能力の修得　等

【地方公共団体・企業等】
- 実務家教員の派遣
- 財政支援
- フィールドワークやインターンシップ、PBL等を実施するための場の提供等

平成27年3月30日(月)　公募開始

平成27年6月29日(月)～7月1日(水)　公募締切

事業ＵＲＬ:http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/coc/index.htm

【成　果】

・事業協働地域における雇用創出

・事業協働地域への就職率向上

➡ 若年層人口の東京一極集中の解消

「奨学金」を活用した大学生等の地方定着の促進

【事業イメージ】

地元産業界
一般の寄付等

連　携

道府県等

総務省

道府県等の基金への出捐額に特別交付税措置

出捐

出捐

「〇〇県人口減少対策・就職支援基金」

【標準的な基金規模※】
年 間 支 援 対 象 者　　：100人
1人あたりの奨学金（貸付）額：400万円
⇒　基金規模：４億円

①対象学生を推薦

文科省

独立行政法人
日本学生
支援機構

④要件を満たす者に対して奨学金の全部又は一部を負担

③奨学金返還

②奨学金貸与　無利子の優先枠（地方創生枠(仮称)）　を設定

大学生等

対象者の要件

・当該特定分野の学位や資格の取得
・「地方経済の牽引役となる産業分野」や「戦略的に振興する産業分野」に係る地元企業に就職　など

※ 地方公共団体と地元産業界が合意して設定

地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進

※既に基金を造成している都道府県の事例を参考に算出したもの。
実際の事業執行にあたっては、各地方公共団体が設定。

「日本遺産（Japan Heritage）」認定の新たな仕組み

（　新　規　）
27年度予定額　807百万円

概　要

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」に認定するとともに、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図る。

従来型の文化財行政

「保存」重視

個々の遺産ごとに、いわば「点」として指定

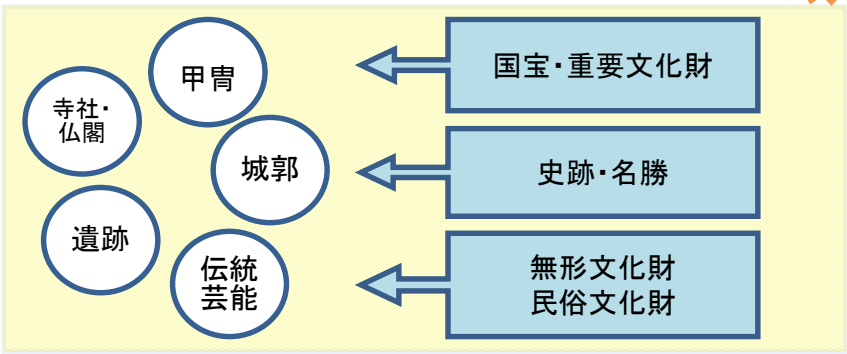

⇒地域の魅力が十分に伝わらない

日本遺産（Japan Heritage）

「活用」重視

地域に点在する様々な遺産を「面」として活用・発信

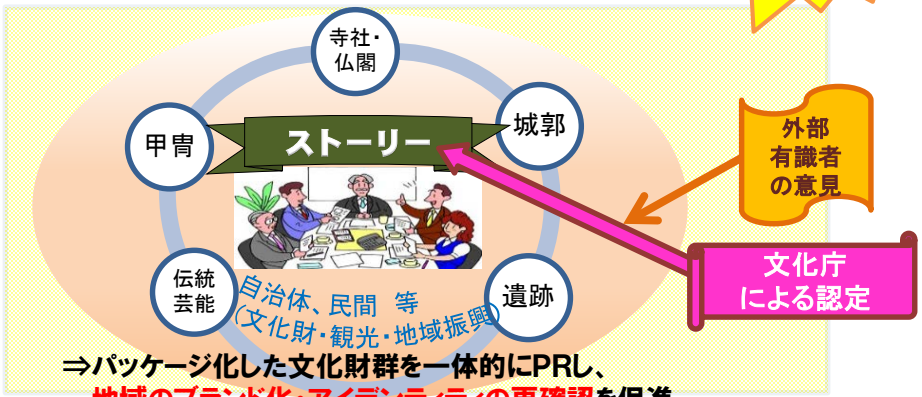

⇒パッケージ化した文化財群を一体的にPRし、
地域のブランド化・アイデンティティの再確認を促進。

ポ　イ　ン　ト

○文化財群のパッケージとして、**「地域型」**と**「ネットワーク（シリアル）型」**の2タイプを想定

（例）地域型　：　古代日本における神と人をつなぐ遺跡を中心に当時の生活様式を再現し、日本人の精神の原点ともいうべき世界を体験できる環境を整備　等

ネットワーク型　：　近代教育制度の整備以前から、支配者層のみならず、一般民衆に至るまで高い識字率を誇った我が国の教育基盤たる各地の藩校や私塾をネットワーク化　等

○自治体に対し、日本遺産に関する**情報発信**等に係る支援策を用意するほか、**ハード面に関する事業をメニュー化**

○**国交省、観光庁をはじめ関係省庁と 連携・協力**し、省庁横断的に支援。

事　業　内　容

①情報発信、人材育成事業
- 日本遺産コーディネーターの配置
- 多言語HP、パンフレットの作成
- ボランティア解説員の育成等

②普及啓発事業
- 発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウムの開催
- 日本遺産PRイベント（国内外）の開催
- ご当地検定の実施等

③公開活用のための整備に係る事業
- ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化
- 周辺環境等整備（トイレ・ベンチ、説明板の設置等）

参考資料

学校を核とした地域力強化プラン

（26年度予算額　5,218百万円）
27年度予定額　6,684百万円

◇地域創生には、地域を生かした豊かな学びの創出により、子供たちの地域への愛着を育み、地域の将来を担う子供たちを育成することが重要。

学校を核として地域住民等の参画や地域の特色を生かした事業を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図る。

- 超少子化・高齢化の進展
- 共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加
- 核家族化
- 地域のつながりの希薄化
- 地域格差、経済格差の拡大

子供たちを取り巻く地域力の衰退

地域創生の基盤として

学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりの推進

地域連携の基盤づくり

- コミュニティ・スクール
- キャリア教育
- 土曜日の支援体制構築
- 地域提案型事業
- 学校支援地域本部
- 農山漁村体験

地域の特色を生かして

様々な施策の展開により、教育の充実、地域も活性化

- 人口流出の抑制、地域コミュニティ活性化
- 子供たちの地域への愛着、地域の担い手の増加
- 地域資源を生かした子供たちの豊かな学びの実現
- 学校を核とした地域とのつながりの形成

学校を核として、人づくり・地域づくりの好循環を創出

地域創生を実現

地域の特色ある取組を柔軟に支援

地域力強化プラン

◆地域の実情に応じて、柔軟に事業を実施することができるよう、関連施策によるプランを創設。
◆学校を核とした地域力強化のための仕組みづくりや地域の活性化に直結する様々な施策等を有機的に組み合わせて推進。

【コミュニティ・スクール導入等促進事業】（157百万円）
未導入地域への支援の拡充や学校支援等の取組との一体的な推進等により、将来の地域を担う人材の育成、学校を核とした地域づくりを推進する。

【学校・家庭・地域の連携協力推進事業】（4,882百万円）
地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域力の強化及び地域の活性化を図る。

【地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業】（1,458百万円）
地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日ならではの教育活動を行う体制を構築し、学校と地域が連携した取組を支援することなどを通じて、地域の活性化を図る。

【健全育成のための体験活動推進事業】（107百万円）
農山漁村等における体験活動において、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

【地域を担う人材育成のためのｷｬﾘｱﾌﾟﾗﾝﾆﾝｸﾞ推進事業】（12百万円）
地元就職につなげるキャリアプランニングを推進する「キャリアプランニングスーパーバイザー」を配置し、地域を担う人材育成・就労促進により、地域の活性化につなげる。

【地域提案型の学校を核とした地域魅力化事業】（13百万円）
学校を核とした地域の魅力を創造する取組として、地域が提案する創意工夫のある独自で多様な取組を支援することにより、独自の地域の活性化を図る。

学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、地域コミュニティが活性化

学校を核とした地域活性化事例

コミュニティ・スクール等の導入等により、まちぐるみで学校支援・地域支援活動に取り組んだりするなど、学校を核に地域の活性化が進展。

「小ささを大きなスケールメリット」として新たな魅力の創出 （福島県大玉村）

課題

●震災等の影響もあり、県内の児童生徒数は減少。
●放射能汚染に対する除染と風評被害。

取組

○平成21年に学校支援地域本部を、平成23年には　域内５校園の幼小中連携のコミュニティ・スクールを導入。
○郷土芸能の伝承等郷土愛を育む取組の実施等、学校支援活動を実施。
○放射線への対応など困難な課題への対応について学校運営協議会で協議し、運動会の実施等を適切に判断。
○この他、様々な子育て応援、教育支援事業を実施。

➡ *県内の児童生徒等の数が減少する中、大玉村の児童生徒等の数は維持。*

ふるさとの未来を託せる子供を育てる教育環境づくり （高知県大川村）

課題

●急激な人口減少や少子高齢化等により学校統合が進み、１村１小中学校に。

取組

○平成20年に学校支援地域本部、平成24年に小中一貫のコミュニティ・スクール導入。
○「ふるさとを愛し、ふるさとの未来を託せる人材の育成」を掲げ、総合的な学習の時間等を活用した地域協働による体験活動・交流活動等を平成24年以降推進。
- 村の特産物生産の体験学習
- 村の課題を知り探究する学習　等

○１年間の山村留学の受入れを促進。

➡ *地域ぐるみで子供を応援し、学校と地域が共に喜び合う活動が定着。*

【児童生徒数】H20：21人　→　H26：36人【山村留学生】H20：7人　→　H26：15人（寮の定員）

子供たちが夢と希望を抱けるまちづくり （北海道浦幌町）

- 人口　H25：5,337人（H20：5,858人）
- 学校　幼稚園：2園（34人）、小学校：3校（242人）、中学校：2校（130人）（H23現在）
- 児童生徒等数　H23：406人（S55：1,487人）

課題

●人口減少により、児童生徒数も約30年間で１／４強まで減少。
●雇用不足等の理由から社会的流出も（年間100人超）。

取組

○平成19年より、子供たちが夢と希望を抱けるまちを目指して町役場、町教委、農協、商工会、森林組合、漁協等で構成した「うらほろスタイル推進地域協議会」を設置し「うらほろスタイル教育プロジェクト」をスタート。
- 地域への愛着を育む事業：地域の魅力発見等の体験活動を実施、まちを活性化させる企画を提案。
  （学校向けカリキュラムを作成し、町内バスツアー、講演、討論、生産者訪問、販売体験等を実施）
- 子供の想い実現事業：中学生が提案した企画を地域の大人が実現
  （新特産物開発、町のキャラクターづくり、地域の祭りを活性化する提案など）。
- 農村つながり体験事業：町内の小学生を対象とした農林漁家で生活体験を行う取組等を実施。

➡ *地域が好きな児童生徒や将来地域で働きたい、暮らしたいと思う子供が増加。*
地域に定住するための雇用の場を生むため「若者のしごと創造事業」を創設し、起業・創業の動きに発展（H25開始）。
学校と地域の継続的な協働体制を構築するため、今年度、コミュニティ・スクールの推進委員会を設置。

【浦幌を好きな児童生徒】H21：31.7%　→　H25：52.1%（どちらかといえば好きだを加えるとH21：75.9%　→　H25：83%）
【将来、浦幌に住みたい児童生徒】H21：22.1%　→　H25：38.3%（住みたい＋どちらかといえば住みたい）

ふるさとの魅力を体感

中学生提案「みのり祭り改善プラン」

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

文部科学省における事業の内容

事業の概要・目的

○　少子・高齢化や人口減少や進学・就職に伴う若者の東京一局集中など、地方の人口流出や産業の縮小が進む中、活気ある地方を取り戻すためには、地域産業の活性化・雇用の増大を図るとともに、地域産業を担う人材を地域の中で育成し地元に定着させることが必要。

○　そのため、地域の専修学校・大学等と地元企業等が連携・協働して、各地域の人材ニーズに対応した人材育成のための教育プログラムを開発し、今後、地域産業の中核を担う専門性の高い人材の育成を進めるとともに、就労・キャリアアップ・キャリア転換を目指す社会人等が必要な実践的な知識・技術等を修得できる学び直しの機会を充実させ、地域産業を担う中核的専門人材の育成を推進する。

産学官コンソーシアム（分野別）

・広域的な企業・業界団体等のニーズ調査・分析、人材養成のための目標設定・共有、職域プロジェクト毎の進捗状況把握・評価、成果の発信　等

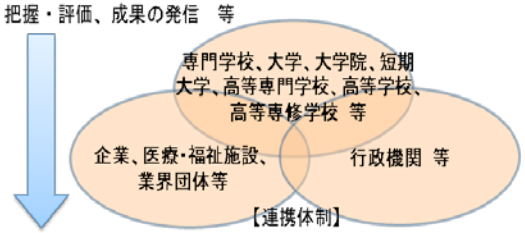

【成長分野の例】
「環境・エネルギー」「食・農林水産」
「医療・福祉・健康」「クリエイティブ」
「観光」「ＩＴ」　「グローバル」「社会基盤」
「経営基盤強化」「金融」「工業」　　等

職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラムの開発等 → 地域版学び直し教育プログラムの開発等

取組例

【地域版学び直し教育プログラムの取組例】

○ デニム・ジーンズ産業の中核的クリエイター養成（岡山県）
（代表校：中国デザイン専門学校　取組期間：平成26年度～）

世界の市場でも高い評価を得ている日本のデニム・ジーンズ産業が盛んな岡山県において、地元のファッション・デザイン専門学校を中心に地元企業や業界団体等と連携して、ジャパンブランドの構築や国際市場でのファッションビジネスに対応したクリエイター育成のための教育カリキュラムの開発・実証に取り組んでいる。

○ 訪問看護に対応した看護人材養成（福岡県）
（代表校：専門学校麻生看護大学校　取組期間：平成26年度～）

今後、さらにニーズが高まることが予想される「看護分野」において、地元医療機関等の人材ニーズに対応した教育プログラムや訪問看護を新設する医療機関等の職員教育、潜在看護師の再教育等に対応した講座の開発・実証に取り組んでいる。

○ 医療ツーリズムに対応した観光プロデューサー養成（大分県）
（代表校：別府溝部学園短期大学　取組期間：平成26年度～）

訪日外国人の受入れ拡大など今後需要の拡大が見込まれる「観光分野」において、地元の短期大学、大学、専門学校、別府市、観光協会、中小企業団体、病院等が連携し、日本一の湧出量と源泉数を誇る別府地域の温泉資源と医療との連携による医療ニューツーリズムに対応した観光プロデューサー育成のための教育カリキュラムの開発・実証に取り組んでいる。

課題解決型の生涯学習活動による地域活性化の促進

取組の内容

○　生涯学習活動を通じた地域活性化の取組を促進させるためには、地域住民の拠点において、各地域の課題等に応じた生涯学習活動が提供されるとともに、地域外の人材や近隣の大学との連携等によって、その生涯学習機能を充実させることが有効である。

○　地域住民の拠点において、地域課題の解決に向けた、住民主体の実践的な生涯学習活動を行う際の支援や、地域外や近隣大学から専門家等を招聘するための費用の補助等を行う。

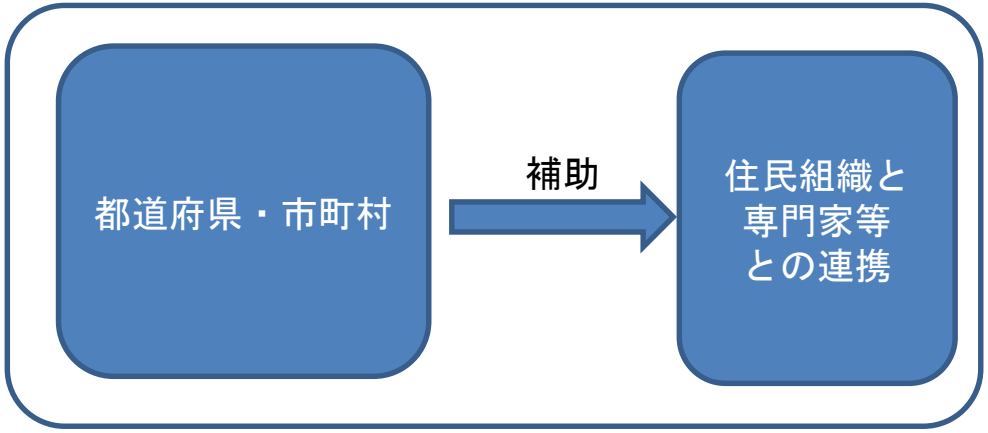

取組例

○「集落活動センター」と大学との連携プロジェクトの推進（高知県）

中山間地域の住民活動の拠点「集落活動センター」での様々な地域課題に対する実践的な生涯学習活動等、地元大学の学生や専門的な知識を有する教員が参画し、地域の再生や活性化を支援。また、地域産業人材育成について、大学の知見を活用した生涯学習講座「土佐まるごとビジネスアカデミー」を実施。

○　大学等との連携による外国人向けガイドの育成（新宮市）

外国人観光客の増加を踏まえ、地域の魅力を外国人に伝えられる人材を育成するため、大学教授や英会話教室の講師、ガイド団体の会員らを招聘して、「外国人向け観光ガイド」育成のための生涯学習講座を実施。

地域の課題解決に取り組む若者の育成及び地元への定着促進

取組の内容

○中山間地域等においては、若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいる。これにより、世代間や地域間の交流が減少し、地域に対する住民の愛着の喪失につながっている。

○このため、地域課題の解決や特色あるまちづくりを推進し、地域コミュニティの維持・活性化を図るために、従来コミュニティによって担われていた様々な活動や行政サービスの新たな担い手となるよう、生涯学習活動を通じ、地域を担う人材を育成するとともに、その定着を促進する。

○地域の自治体で産学官民からなるコンソーシアムを形成し、大学生等の若者からの提案に応じ、地域課題解決のプロジェクトを審査し、各プロジェクト実行委員会がこれをコンソーシアムの支援の下で実行することにより、課題解決型学習（PBL）と地方自治体との取組の連携を促進する。若者は地域課題解決に向けて自発的に地域について学ぶとともに、地域住民と関わることで地域への愛着が育まれ、まちづくりに必要な人材育成及び学生の地域への定着等につながる。

都道府県・市町村 → 補助 → 若者の育成支援を担う民間団体等を中心とした産学官民コンソーシアム

取組例

○やまなし若者中心市街地活性化協働事業
～ワイワイ（YY）協働事業～（山梨県）

山梨県教育委員会において、大学生を中心とする若者の柔軟な発想と活力ある行動力を活用し、魅力ある街づくりや中心市街地の活性化とともに、将来の地域リーダーとしての人材育成を図るために、産学官民等からなるコンソーシアムを組織し、県内の大学生等若者から、地域の活性化を実現させるアイディアを募集し、採用されたアイディアを実施。

育成されたリーダーが中心となって立ち上げた「やまなしの翼プロジェクト」が創業支援を行い、地場の織物産業やジュエリー産業を活性化し、商店街に店舗を2件出店。取組を進める商店街の空き店舗率が減少。

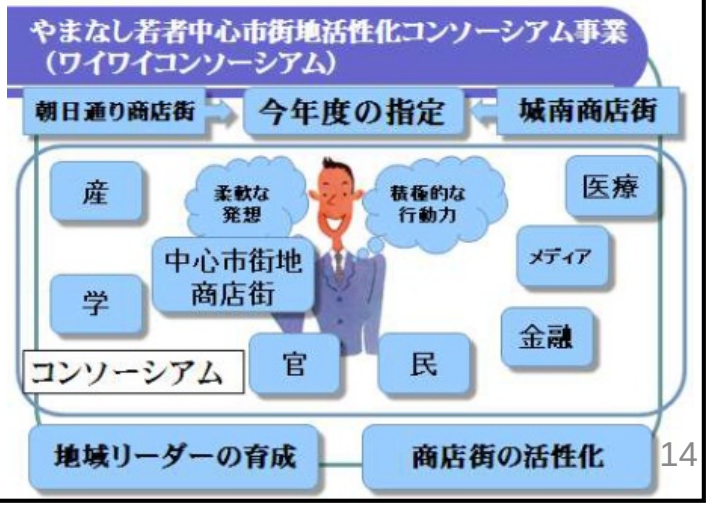

文部科学省　気候変動適応戦略イニシアチブ「気候変動適応技術社会実装プログラム」

近年、地球温暖化の影響が顕在化し、気候変動の影響とリスクに適切に対応していくことが喫緊の課題となっています。
対応策の担い手となる自治体や企業などが、その立案に活用できる共通基盤的技術の開発と社会実装を支援するプログラムを開始します。

（プログラムの概要）

- ○ 事業期間：5年間
- ○ 予算額：総額576百万円（平成27年度）
- ○ 実施形態：文部科学省からの委託（予定）
  ※プログラムの目的、概要、実施体制、進め方等は、別紙を参照。
  ※予算配分の詳細は、今後決定します。

（実施機関の公募について）

- ○ 公募の開始：平成27年4月以降の早い時期
  ※募集単位、テーマ等、公募内容の詳細は、募集要領（公募開始時に公表）を参照。
  ※平成27年10月頃の事業開始を想定しています。
- ○ 募集対象：大学、研究機関、自治体等を想定

- ➢ 気候変動適応の技術開発に取り組む場合、技術開発機関として応募できます。
- ➢ 気候変動適応に関する課題を有する自治体等から、幅広く技術開発のニーズをくみ取るとともに、開発された技術の自治体での活用・定着を支援する体制も構築します。

【問合せ先】文部科学省研究開発局環境エネルギー課
電話：03－6734－4181（直通）

①既に顕在化しつつある影響について

気候変動に伴う地域固有の課題（例）

写真：レタスの出荷不能圃場（東京大学 二宮教授提供）

【農業分野】
高温等による生育不良
↓
農作物の収量低下

出典：平成23年台風第12号による熊野川（三重県）の 越水状況（国土交通省）

【防災分野】
河川の氾濫
↓
都市機能の停止

②新たな技術開発を通じ、

気候変動適応に資する共通基盤的技術（例）

気候変動に伴う環境変化を予測・数値化する技術

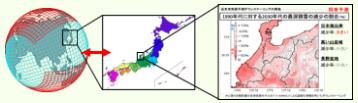

近未来の環境を精緻に予測
⇒適応策の検討に活用

適応策の影響評価技術（アプリケーション）

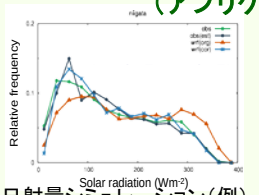

日射量シミュレーション（例）

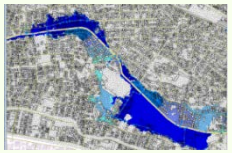

洪水シミュレーション（例）

③課題解決につなげることを目指します。

自治体単位でのきめ細やかな対策を可能に

IT化による効率的な農作業

収穫量の回復や、新たな特産物の創出

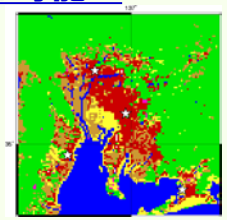

土地利用計画（イメージ）

環境親和性の高い都市デザインの構築

気候変動適応戦略イニシアチブ

気候変動適応技術社会実装プログラム

別紙

平成２７年度予定額　576百万円（新規）

背景

- 政府としての「適応計画」の策定（平成27年度予定）を背景に、地域がそれぞれ気候変動への適応策を講じて行くことが本格化。
- その際、国として、これまでの気候変動研究の蓄積を活かし、地域を支える共通基盤的技術を整備することが必須。
- なお、適応策は、地域がそれぞれの特色を活かして、新たな魅力を発現するものとなる。
- 「科学技術イノベーション総合戦略2014」において「持続可能な社会の実現に寄与するためのモニタリングとその利活用」が政策課題解決への視点と位置づけ。

概要

現在進行中の国家プロジェクトによる最先端の研究成果

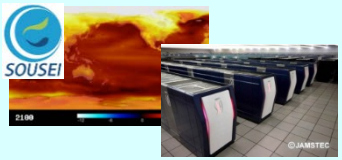

全球的な長期気候変動予測

地域レベルの気候変動適応策に関する基礎研究

地球環境情報による付加価値創造に関するシステム開発

共通基盤的なアプリケーションの開発

○数年～十年程度の近未来予測技術
○0.5～1kmメッシュ程度の超高解像度情報の提供
○適応策の組合せにより生じる影響の評価技術

シーズ・ニーズ一体による開発

○シーズ側とニーズ側のco-designを実践
○国内外へのコンサルティングなど、企業活動も視野
○マネジメント機関がハブとなり、ニーズを踏まえた技術開発や出口戦略の策定等マネジメント

実施体制

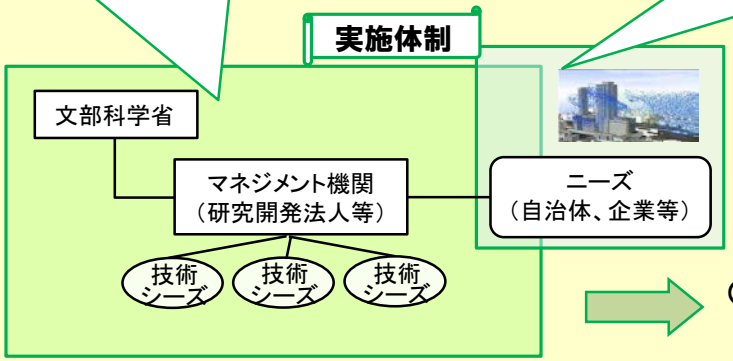

○成果をDIASに格納。
幅広いユーザーに公開。

創出される開発成果を用いて自治体の適応策導入等へ貢献

○政府や自治体が策定する「適応計画」に必要な基盤情報の創出・産業への貢献

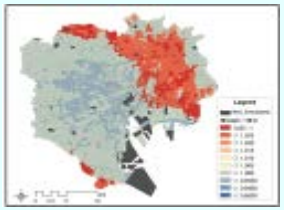

温暖化適応策のシナリオ計算例

進め方

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
○基本技術の開発 ○社会実装体制の枠組構築			○多様なニーズへの対応技術の開発 ○社会実装の試行と枠組の発展	

※図はイメージ

マッチングプランナープログラム

企業と大学等の研究成果を繋ぐマッチングプランナーを活用し、頑張る地域を集中して支援。大学等の技術シーズを基に地域から世界で戦える新産業を創出。

マッチングプランナー（MP）：地域の企業ニーズを戦略的に把握し、全国の大学等シーズと結びつける専門人材。企業にて新商品開発、事業化等を目指す段階に至るまで支援します。

企業の皆様へ：御社の開発構想、技術的課題の解決に繋がり得る大学等の新技術を紹介します。

大学、公的研究機関の皆様へ：技術移転の可能性を検証するための研究開発費を支援します。

事業の仕組み

マッチングプランナー（MP）による地域企業の開発ニーズの把握

MPが企業ニーズの解決に繋がり得る大学シーズを全国から探索

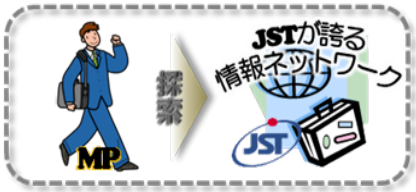

MPが企業ニーズと大学ニーズの最適マッチングを周旋

御社の開発ニーズに最適な大学等の新技術をご紹介します。マッチングプランナーに是非ご相談ください！

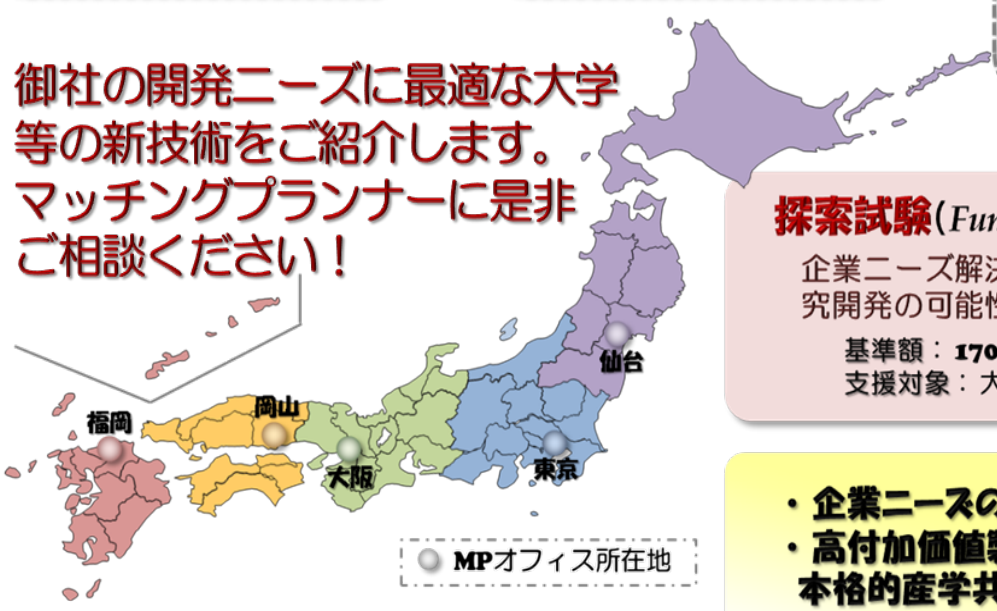

研究提案の申請

探索試験（*Funding*）

企業ニーズ解決、本格的な産学共同研究開発の可能性を検証するための支援

基準額：170万円/課題・年度※1
支援対象：大学、公的研究機関

- **企業ニーズの解決**
- **高付加価値製品/事業化のための本格的産学共同開発の実現**

※1 探索試験費は基準額を超える申請が可能ですが、その必要性を詳細に提示いただきます。
※2 探索試験費は、その必要性が認められれば企業への支出（大学等からの再委託）も可能です。

事業全体のお問合せ　国立研究開発法人 科学技術振興機構
イノベーション拠点推進部 地域イノベーショングループ
TEL.03-5214-8475（5月以降変更予定）　Email innove@jst.go.jp

スポーツによる地域活性化推進事業

（ 新　　規 ）
27年度予定額：305,619千円

目的・要旨

「日本再興戦略」において「スポーツ立国を目指し、国際競技力の向上、生涯スポーツ社会の実現、スポーツによる健康づくり等を推進する。」こととされるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2014」では2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組として「東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこし」を推進することとされたところである。

これらを受けて、スポーツが持っている本来の力を引き出すことにより、各地域でスポーツを活用したコミュニティを構築し、他者との協働や公正さと規律を重んじる社会、健康で活力に満ちた長寿社会、地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会を目指す。

事業内容

スポーツを通じた健康増進の意識の醸成や運動・スポーツへの興味・関心を喚起する取組とともに、さらにはスポーツツーリズムを活用した地域の活性化など、以下の事業を実施することにより、スポーツによる地域の活性化を促進する。

国

補助　　補助

地　方　公　共　団　体

(1)スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

中高齢者など自身の健康づくりの必要性を感じているものの、行動に移せない者などを対象として、運動・スポーツへの興味・関心を喚起するため、

- **健康ポイント等のインセンティブ付き運動・スポーツプログラムの実施**
- **オリンピアン・パラリンピアンなどを活用した各種スポーツイベント（競技体験会等）の開催**
- **ヘルスリテラシー（健康に関する知識・理解）向上のためのシンポジウムや健康運動・スポーツ教室**

などの地方公共団体が行うスポーツによる健康増進の取組を支援することを通じて、運動・スポーツに対する無関心層を減らすとともに、スポーツ実施者を増やすことにより、健康寿命の延伸を図り、超高齢化や人口減少社会の進展にも対応できるスポーツを通じた地域の活性化を目指す。

(2)地域スポーツコミッションへの活動支援

地域スポーツコミッションが実施する**新たなスポーツイベントの創出及び誘致等の取組**を支援することにより、地域におけるスポーツを活性化するとともに、スポーツを観光資源とした地域の活性化の促進を図る。

地域スポーツコミッションとは・・・地域におけるスポーツ振興、スポーツツーリズム推進に、地方公共団体、民間企業（スポーツ産業、観光産業など）、スポーツ団体等が連携・協働して取り組むことを目的としている地域レベルの連携組織のこと。

スポーツによる健康づくり・スポーツを通じた街おこし

ス　ポ　ー　ツ　立　国　の　実　現

スポーツによる地域活性化推進事業【取組事例】

(1)スポーツを通じた健康長寿社会等の創生

＜補助対象者及び補助額＞

①補助対象者：市区町村

②補助の額：定額

＜具体的な取組＞

◆健康ポイント等のインセンティブ付きスポーツ・運動プログラムの実施

◆オリンピアン・パラリンピアンなどを活用した各種スポーツイベント（競技体験会等）の開催

◆ヘルスリテラシー（健康に関する知識・理解）向上のためのシンポジウムや健康スポーツ・運動教室などの実施

＜先進的な取組事例
ー健康ポイント等のインセンティブ付きスポーツ・運動プログラムの実施ー＞

〇Smart Wellness City（新潟県見附市　等）

- 平成25年度から、**総合特区制度**を活用し、スポーツに無関心な層を含む多くの住民を対象にした**健康ポイント付運動教室等**を開催し、実施状況に応じた健康ポイントの付与と住民のスポーツ・運動実施等の関連を検証する実証実験に参加。
- スポーツや健康に関心のある層だけが参加するこれまでの政策から、**地域住民の誰もが参加し、生活習慣病予防及び寝たきり防止を可能とするスポーツを通じたまちづくりを目指す**取組を実施。

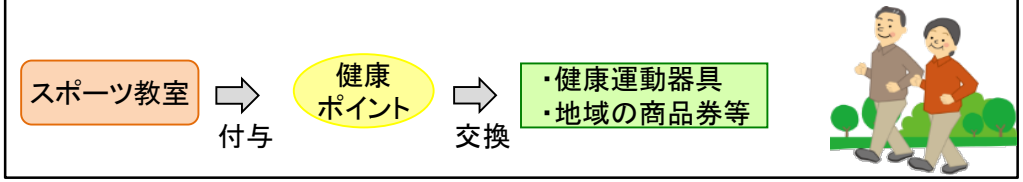

(2)地域スポーツコミッションへの活動支援

＜補助対象者及び補助額＞

①補助対象者：都道府県及び市区町村

②補助の額：定額

＜地域スポーツコミッションの取組＞

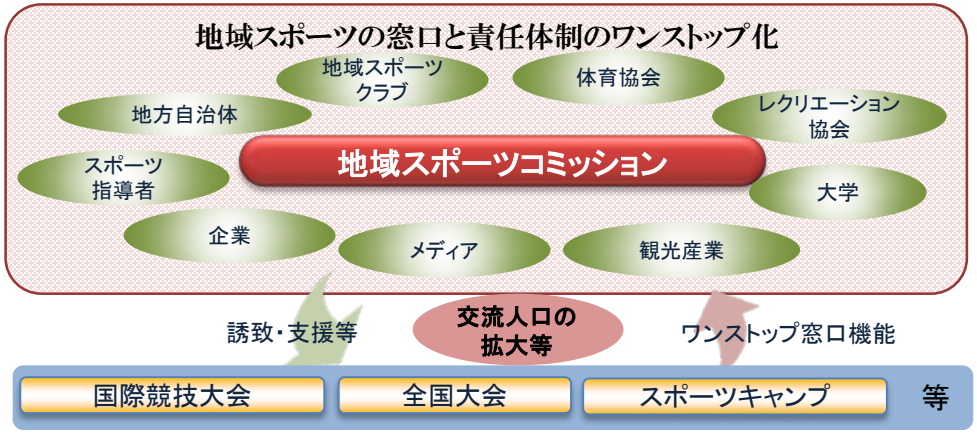

＜先進的な取組事例＞

〇さいたまスポーツコミッション（埼玉県さいたま市）

➢観光協会、自治体、市体協、大学、商工会議所、プロスポーツチーム、メディア等が連携し、さいたまスポーツコミッションを設立。Jリーグ２チームのフランチャイズ、**さいたまクリテリウムbyツール・ド・フランスの誘致成功**などの実績。

➢さいたまクリテリウムbyツール・ド・フランス（2013）の経済波及効果：30億円、来場者数：約20万人

文部科学省ホームページにおける情報発信

文部科学省における地方創生の推進について、以下のコンテンツなどを当省ホームページに掲載し、情報発信しておりますので、必要に応じてご活用ください。

（アドレス）

http://www.mext.go.jp/a_menu/chihousousei/index.htm

※文部科学省ホームページのトップページにある「トレンドキーワード」の「地方創生」からでも当ページをご覧いただけます。

〇地方創生に資する当省の予算事業や制度等

〇教育・科学技術・文化・スポーツを活用した地方創生に取り組んでいる地方自治体等の取組の紹介

〇当省地方創生コンシェルジュ　等

資料10

厚生労働省　説明資料

４月３日　地方創生に関する説明会

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対するサポートプランの位置づけ

	雇用制度・雇用対策に関する取組方針	少子化対策に関する取組方針	医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針
総合戦略	・地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備 ・地方への人材還流、人材育成 ・地域産業の競争力強化　など	・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援（「子育て世代包括支援センター」の整備） ・子ども・子育て支援の充実　など	・中山間地域等における「小さな拠点」（多世代・多機能型拠点）の形成 ・大都市圏における安心な暮らしの確保　など
＋	＋	＋	＋
厚労省の方針	○都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供と実質可処分所得の地域別モデルケースの作成 ○地域固有の比較優位性を備えた競争力のある産業分野の選定 ○地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援 など	○第1子、第2子、第3子の壁それぞれの課題の整理・分析と対策 ○施策の進捗と育児のしやすい環境の「見える化」 ○各地域の出生順位ごとの出生率推計値の分析と他の地域との比較 ○施設や人材の合理化・効率化への対応 ○企業等の少子化対策の推進へのさらなる参画 ○先駆的な取り組みの分析と普及 など	○福祉サービスの融合。そのさらなる推進と担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討する省内検討チームの設置 ○健康づくりを意識したソーシャルキャピタルの活用やまちづくり ○地域支援事業の一環としての移動支援策 ○地域医療連携推進法人や地域医療介護総合確保基金、ヘルスケアリートの活用 など

地方自治体が「地方版総合戦略」を作成する際のコンサルテーションを実施

○地方創生コンシェルジュの任命、活用

○省内に検討チームを創設。引き続き、福祉サービスの融合等について議論

厚生労働省まち・ひと・しごと創生サポートプラン

- 地方に「しごと」をつくり、地方へ「ひと」を呼び込み、「ひと」の暮らしを支える「まち」が活性化する好循環・相乗効果が重要
- これまでの施策が具体的効果を生み出せなかった原因を詳細に吟味し、その上で個別施策の羅列ではなく、個々の施策が有機的に関連づけられることが必要

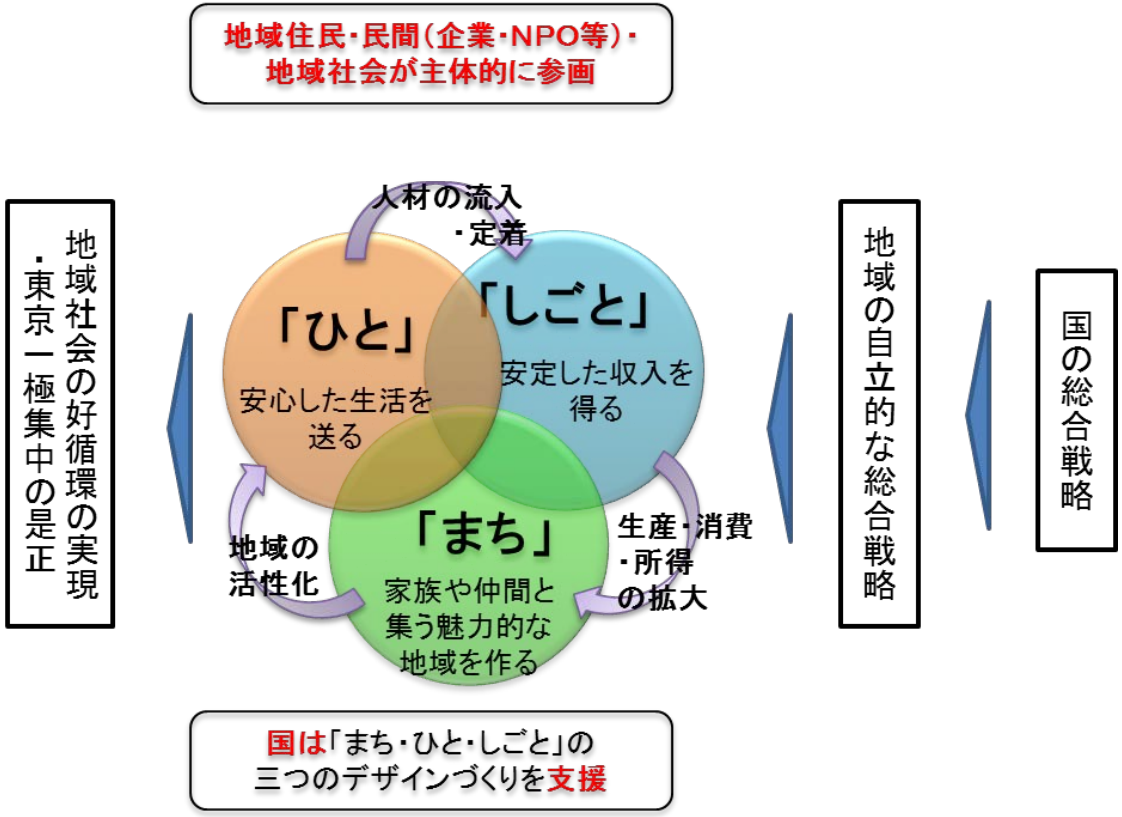

雇用制度・雇用対策に関する取組方針

- 地方中核都市に成長力のある産業・企業を誘致するためには、優秀な人材を確保することが必要
- 地域に人材が定着するためには、地域の強みや特性を活用して、都市部にはない、都市部とは違った魅力ある働き方、生活面でのメリットを提供し、それをアピールすることを考える必要
- 各自治体は、地域固有の比較優位性を備えた競争力（強み）のある産業分野を選定し、育成することが求められる。
- 人材政策にフォーカスし、地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援、人材の能力開発支援、魅力ある職場作り支援等に取り組むことが重要
- 地域で産業を興し、必要な人材を確保するためにも、様々な背景や価値観を持った人々が持てる能力を存分に発揮できる環境の整備が不可欠

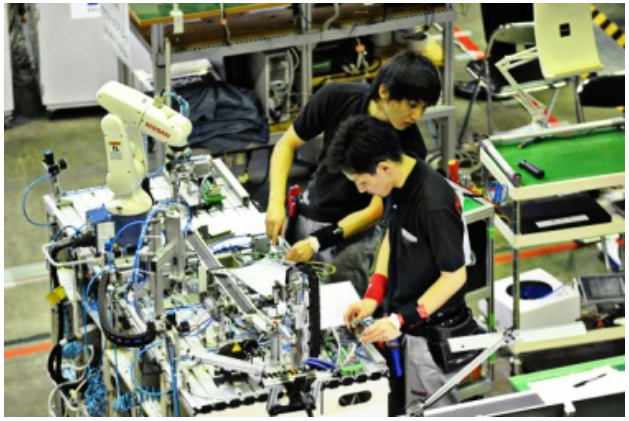

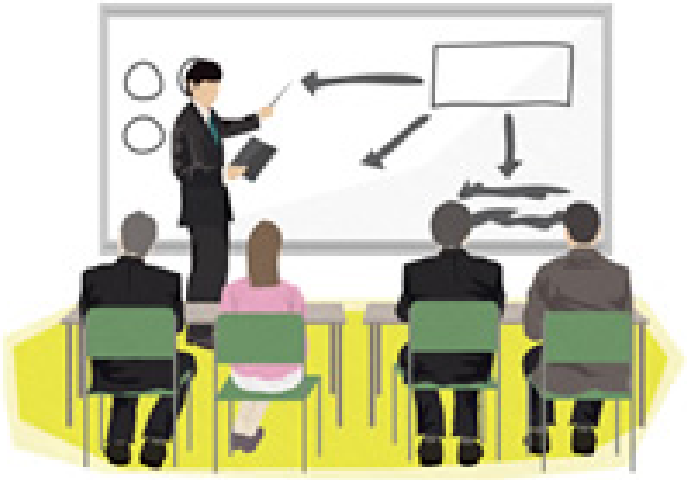

東京、横浜、岡山における１ヶ月の収入と支出の比較（単位：円）

	収入	支出							収入－支出（①－②）
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃（※2）	保育料（※3）	非消費支出（税・保険料等）	
東京都区部	548,135	389,030	85,174	22,717	18,511	76,703	72,000	113,925	159,105
横浜市	506,462	347,927	81,814	22,581	14,161	68,068	53,000	108,303	158,535
岡山市	467,137	279,488	63,319	20,879	14,071	43,527	45,700	91,992	187,649

東京都区部との差	収入	支出							収入－支出（①－②）
	①勤め先収入	②支出計	食料	光熱・水道	被服・履物	家賃	保育料	非消費支出（税・保険料等）	
横浜市	▲ 41,673	▲ 41,103	▲ 3,360	▲ 136	▲ 4,350	▲ 8,635	▲ 19,000	▲ 5,622	▲ 570
岡山市	▲ 80,998	▲ 109,542	▲ 21,855	▲ 1,838	▲ 4,440	▲ 33,176	▲ 26,300	▲ 21,933	28,544

（※1）特に※がないものは、「総務省　家計調査（平成25年）」より引用
（※2）「総務省　住宅・土地統計調査（平成20年）」より引用
（※3）保育料については、以下のとおり
東京都区部；品川区の認可外保育所の最低月額保育料
横浜市　；横浜市の所得税額（月額）19040円×12＝23万円
横浜市の認可保育所では所得税（月額）203,000円以上233,000円未満は保育料53000円
岡山市　；岡山市の所得税額（月額）17474円×１２＝21万円
岡山市の認可保育所では所得税額（月額）103,000円以上　413,000円未満の保育料は45700円

産業の誘致の取組（徳島県）

- 徳島県の情報通信インフラは全国的にもトップクラスで、ケーブルテレビサービスの世帯普及率が88.9%（平成25年3月現在）
- 恵まれた情報インフラを活用し、情報通信関連産業を積極的に誘致
- 古民家等を活用して、首都圏企業のサテライトオフィスを県内の過疎町村に試験的に設置し、東京とのテレビ会議のほか、集落の情報をフェイスブック等のソーシャルメディアにより情報発信
- 平成26年3月時点で11社14事業所が進出、雇用者数計1,000名超

徳島サテライトオフィス・プロモーションサイト

職場等の様子
（徳島サテライトオフィス・プロモーションサイトより引用）

本社機能移転の取組（コマツ）

- 本社機能（購買本部と教育ｸﾞﾙｰﾌﾟ）を小松市へ移転し、グローバル研修センタを開設
- 現地での大卒者の採用も開始
- 同社の既婚女性社員の子どもの数は、東京では0.7人なのに対し、石川では1.9人。また、30歳以上の女性社員既婚率は、東京では50%なのに対し、石川は90%。

近年の北陸におけるコマツの取組（第2回まち・ひと・しごと創生に関する懇談会資料5より引用）

2002年～	本社機能を小松市へ移転（2002年購買本部、2011年教育グループ）
2005年	富山の産業機械メーカを買収
2007年	金沢港に工場を建設（石川から輸出を行うことが可能になる）
2010年	現地での大卒採用開始（現地採用増）
2011年	本社教育グループを小松市へ移転し、グローバル研修センタ開設。 同敷地内に地域との交流を目的とした「こまつの杜」を竣工
2013年	若者が地元に根付き地域が活性化するよう、農業、林業への技術支援を開始
2014年	小松市に新工場を建設

地方版総合戦略策定の推進組織への労働関係者の参画について～働き方改革～

○　平成26年12月27日に閣議決定された総合戦略では『若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる』の柱として、『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（**「働き方改革」**）』が掲げられています。

○　また、総合戦略では、『「地方版総合戦略」の策定・実施に当たっては、地方において、地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・**労働団体（産官学金労）**が連携し効果的な施策が実施されるよう、戦略の策定から、担い手の選定、具体的な進め方まで、**それぞれの代表も加わった形**で（略）行うことが重要である』とされています。

○　地方版総合戦略の策定やその実施に当たっては、**働き方改革の地方版総合戦略への盛り込み**や、都道府県労働局や労働団体といった**労働関係者の参画**について、再度ご検討をお願いします。

都道府県における労働関係者の参画状況（※）

※総合戦略推進組織を設置するとした４１都道府県の状況。
都道府県労働局調べ（平成２７年３月時点）。

【都道府県労働局】
参画する：6局　（山梨、長野、静岡、愛知、三重、沖縄）、参画しない：10局、未定：25局

【労働団体】
参画する：16府県、参画しない：6県、不明：19都県

（参考）関連する施策

都道府県労働局における「働き方改革推進本部」

◎企業の自主的な働き方の見直しを推進するために、
・労働局長等による企業経営陣への働きかけ（仕事の進め方の見直しによる所定外労働時間の削減など）や、
・地方自治体、労使団体等との連携による働き方の見直しに向けた地域全体における気運の醸成（年次有給休暇の取得促進など）　を行うもので、
既に全都道府県労働局で取組が開始されており、多くの都道府県にご協力いただいている。

「地域しごと支援事業」～地方創生交付金メニュー例

◎地域が必要とする人材を大都市圏で掘り起こすとともに、各自治体による若年人材の還流、育成、定着を支援するため、地方創生交付金を活用して以下の取組を一体的に行う。
・しごと情報や生活情報等を一元的に収集・提供する「地域しごと支援センター」の整備
・各地域における、働き方の見直しを含めた、魅力あるしごと作りとそれに必要な人材の呼び戻しや育成・定着等の取組

少子化対策に関する取組方針

- 第１子の壁、第２子の壁、第３子以降の壁として現状分析した上で課題を整理し、それぞれの対策を講じることが重要
- 少子化施策に係る様々な指標をレーダーチャートのようにデータ化して他都市との比較を行うなど、施策の進捗と育児のしやすい環境を「見える化」し、若い世代の移動の指標にしていくことが重要
- まずは、各自治体は、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援新制度のサービスを効果的に組み合わせていくことが求められる。
- くるみんやプラチナくるみん取得企業について、自治体としてその周知及び支援を行うための方策を検討

都道府県別にみた出生順位ごとの出生数の割合（2013年）

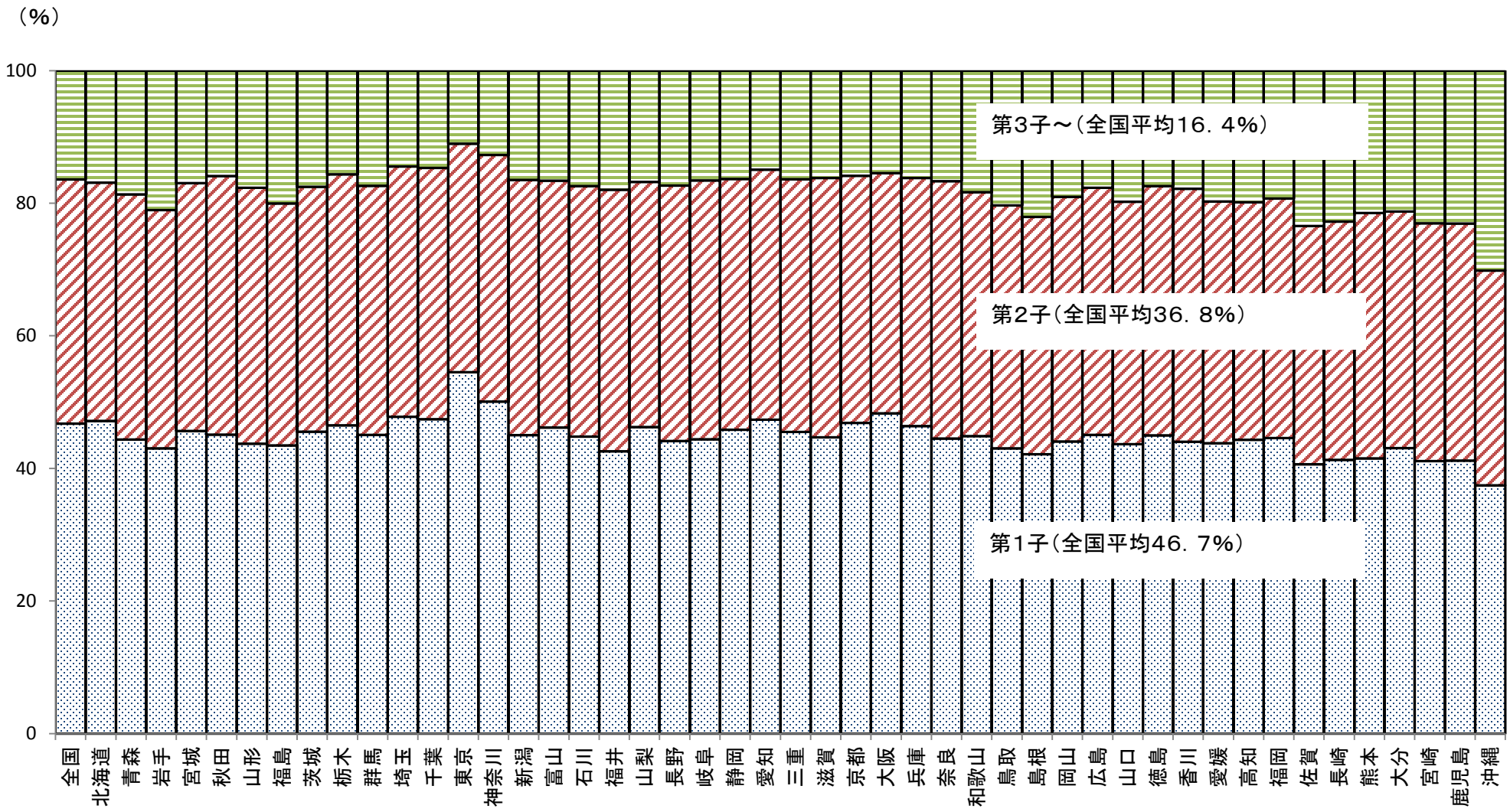

（出所）　厚生労働省「人口動態統計」（2013年確報）

注：　出生順位（第1子、第2子、…）とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

都道府県別にみた出生順位ごとの出生率推計値（2013年）

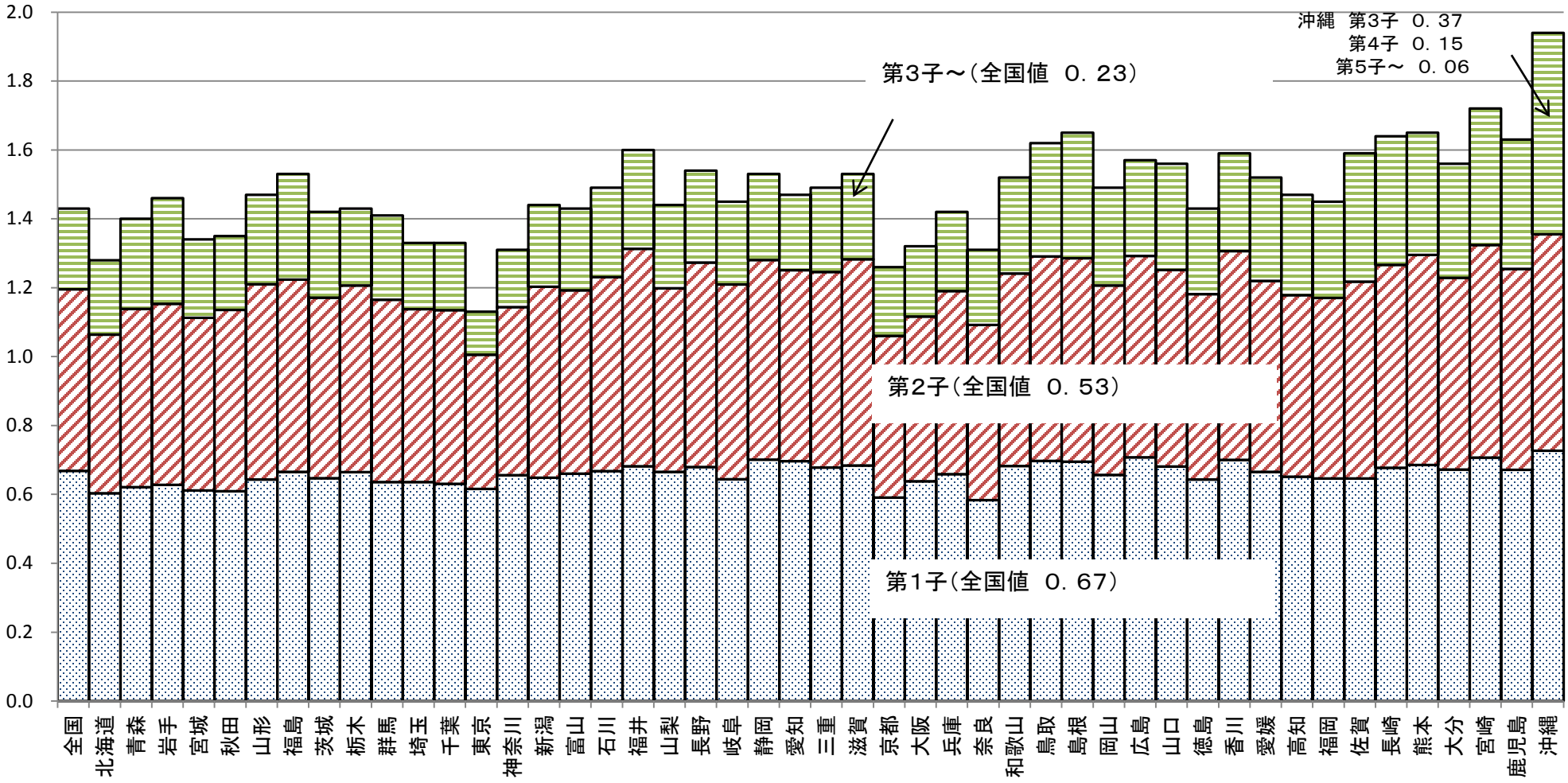

（出所）　厚生労働省「人口動態統計」（2013年確報）

注1：　都道府県別の合計特殊出生率に当該地域における出生順位別の割合を機械的に乗じて算出した試算値である。

注2：　出生順位（第1子、第2子、…）とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

都道府県別にみた出生順位ごとの母の平均年齢（2013年）

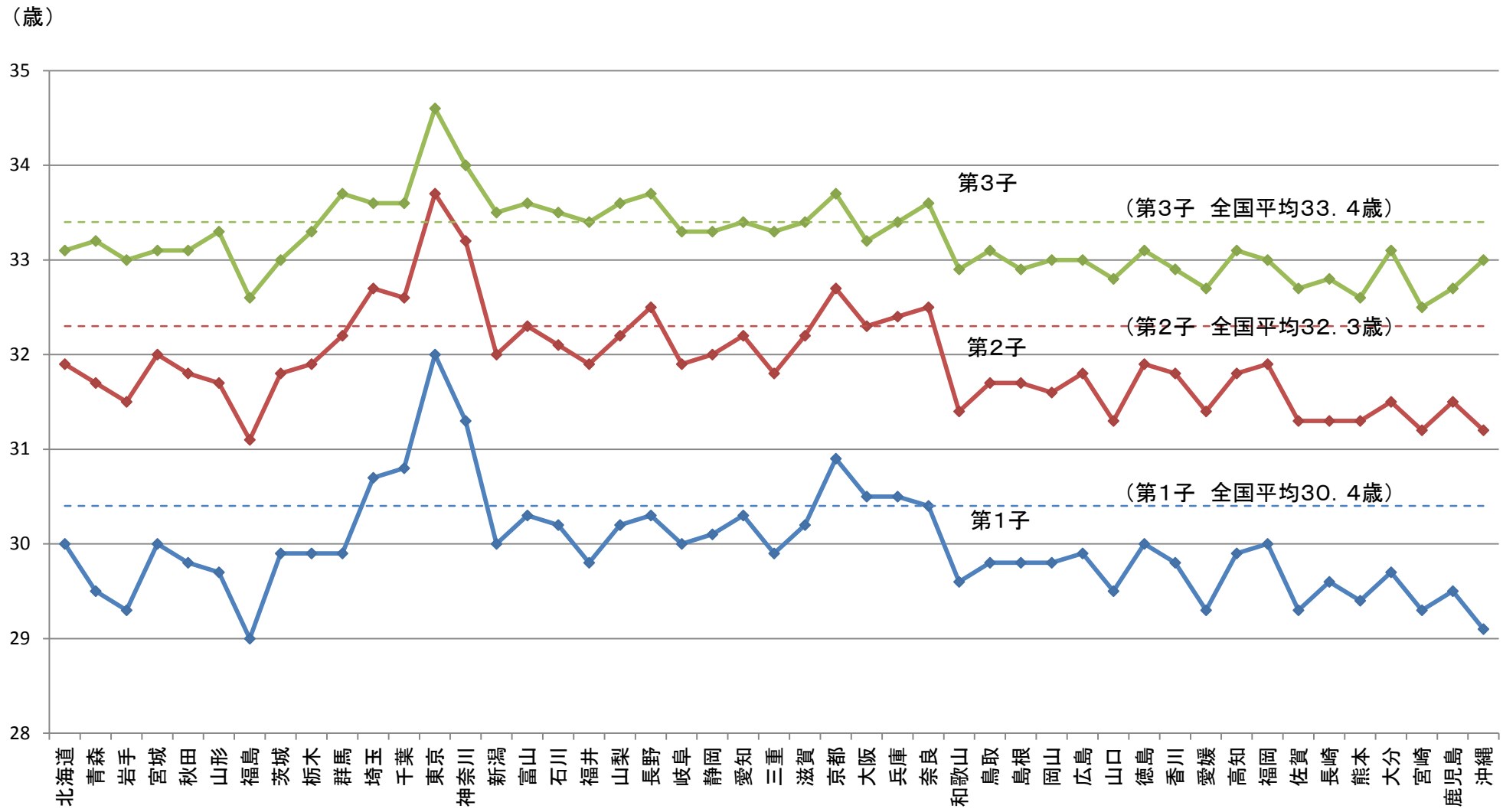

（出所）　厚生労働省「人口動態統計」（2013年確報）

注1：　点線は全国平均を表す。

注2：　出生順位（第1子、第2子、…）とは、同じ母親がこれまでに生んだ出生子の総数について数えた順序である。

少子化対策に関する各種指標の例

下記のような指標を活用して、地域における少子化の要因等を分析・評価し、「見える化」する。

	指標	都道府県	市町村	備考
結婚	非正規雇用労働者の割合	○（5年に1度）	×	以下の指標は、国単位でのみ把握。 ・希望子ども数 ・実際の子ども数 ・男女の育児休業取得率 ・第一子出産前後の女性の継続就業率 ・保育所の利用率 ・年次有給休暇取得率 ・週労働時間60時間以上の30代男性の割合
	完全失業率	○	×	
	結婚支援事業の有無	○	○	
妊娠・出産	合計特殊出生率	○	○（5年に1度）	
	不妊治療費の助成 ※夫婦間で行われる体外受精・顕微授精に限る	○	×	
	分娩取扱医療機関、分娩取扱助産所の数	○	×	
両立支援	保育所の待機児童数	○	○	
	放課後児童クラブの利用率（登録児童数÷小学校就学児童数）	○	○	
	放課後児童クラブの待機児童数	○	○	
子育てへの不安	三世代の同居率	○（3年に1度）	×	
	地域子育て支援拠点事業の実施率（人口1万人当たり）	○	○	
経済的負担	乳幼児医療費無償化	○	○	
	1ヶ月当たり所得に占める家賃の割合	○（5年に1度）	×	

結婚支援の取組（茨城県）

- 平成18年に、全国に先駆けて県と（社）茨城県労働者福祉協議会が共同で設立した「いばらき出会いサポートセンター」において「ふれあいパーティー」の開催等を実施
- 地域における世話役として、出会いの相談や仲介等の活動を行う「マリッジサポーター」（ボランティア）を募集。656名（男322人、女334人）に委嘱。（平成25年4月末現在）
- いばらき出会いサポートセンター利用者等による成婚数は1,200組超

いばらき結婚・子育てポータルサイト

結婚応援ナビ（県作成のリーフレット）

多子世帯支援の取組（福井県）

- 「新ふくい３人っこ応援プロジェクト」として、３人目以降の子どもについて、小学校入学前までの保育料などを原則無料化
- 具体的には、保育料、保育所等での一時預かりサービスの利用料、病児保育の利用料を無料化
- 実施主体は市町で、補助率は県が１／２、市町が１／２

「新ふくい3人っ子応援プロジェクト」（351百万円）

市町と連携して３人っ子世帯への経済的支援をさらに強化

・保育所・幼稚園の保育料の無料化を３歳未満から小学校入学前まで拡大

・一時預かりサービスを小学校入学前まで１人分無料化

【保育風景】

新ふくい3人っこ応援プロジェクト（福井県報道発表資料より抜粋）

妊娠期からの切れ目のない支援の取組（和光市）

- 「わこう版ネウボラ」として、妊娠期から産後子育て期まで切れ目のない支援を実施
- 具体的には、「母子保険相談」、「産後ケア」、「産前産後サポート」を実施
- 市内に５つの拠点を整備

わこう版ネウボラの基本構想（和光市HPより抜粋）

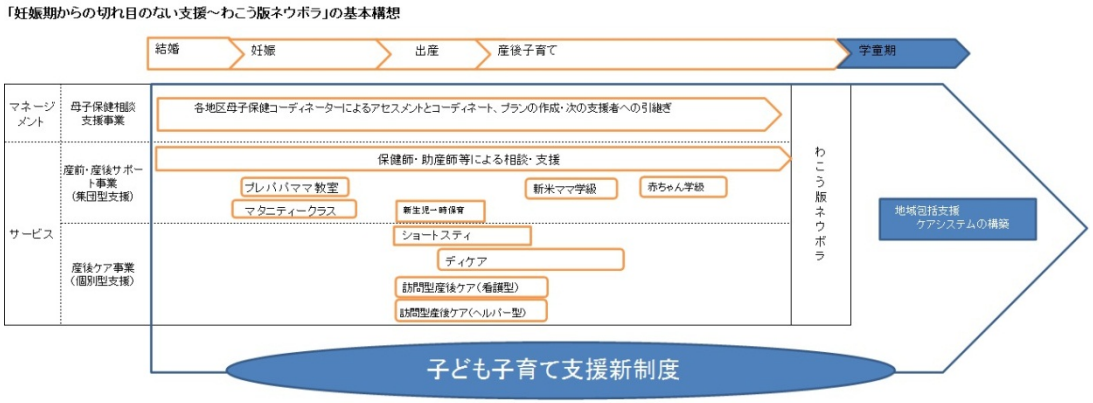

事業所内保育施設の設置促進の取組（札幌市）

- 市内に新たに「事業所内保育施設」を設置する事業主に、設置費用の一部を助成
- 国の助成金を受けられない施設にも設置費用を補助（国の助成金を受ける施設には上乗せして設置費用を補助
- 市内に事業所内保育施設を設置していること等の要件を満たす事業主を表彰

札幌市の事業所内保育施設費用の補助額（札幌市HPより引用）

	国の助成金	札幌市の補助金
国の助成金を受けない場合	－	対象経費の4分の3 （上限500万円）
国の助成金を中小企業として受ける場合	対象経費の3分の2 （上限2,300万円）	対象経費の12分の1 （上限500万円）
国の助成金を大企業として受ける場合	対象経費の3分の1 （上限1,500万円）	対象経費の4分の1 （上限500万円）

医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取組方針

- 人材確保やサービス提供が困難な地域の増加に備え、利用者の利便性等にも勘案し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった福祉サービスの融合を図ることが必要。その更なる推進方策とともに、福祉サービスの担い手となる専門職種を統合・連携させる方策を検討するための検討チームを厚生労働省に設置
- 地域支援事業の一環として、「福祉有償運送」のスキームを活用することなどにより、社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供を支援
- 医療計画や介護保険事業計画と地方版総合戦略を連携させていくことが重要
- 福祉サービスの融合化を進めることにより、各サービスがコーディネートされ、ワンストップでサービス提供できる体制を構築することが必要

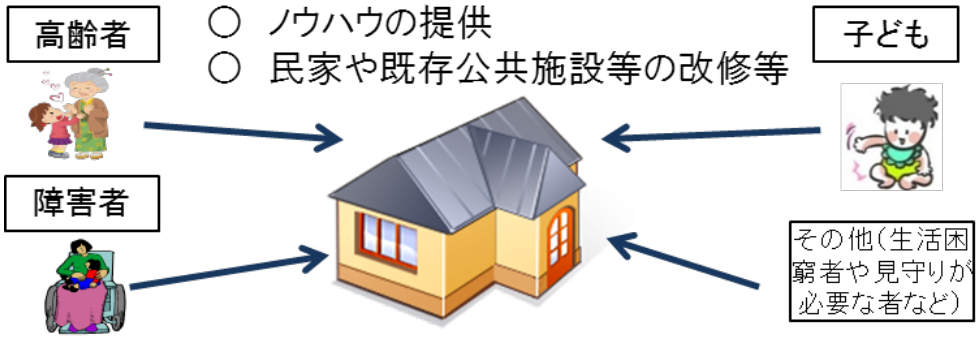

多世代交流・多機能型福祉拠点

福祉有償運送について

- 公共交通機関によっては要介護者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合は、運輸支局長等に登録することで、ＮＰＯ等が営利とは認められない対価によって個別輸送サービスを行うことが可能
- 対価については、当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね１／２の範囲内であること等の基準がある

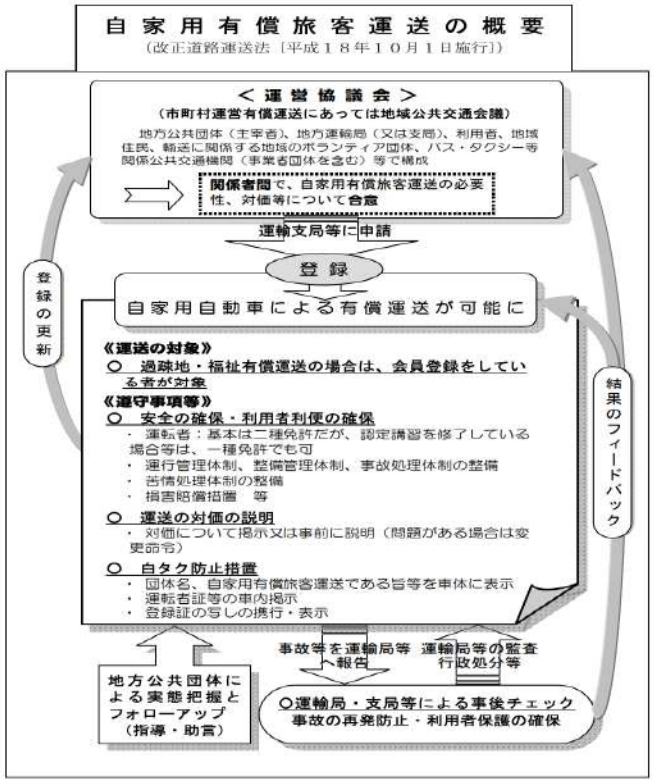

福祉車両の例（岡山県HPより引用）

福祉サービスの融合化の取組①（サンサンタウン）

- 岐阜県にある「岐阜シティタワー４３」では、３階部分に診療所、薬局、託児所、ディサービスセンター等の様々な医療・福祉等生活支援施設が入った「サンサンタウン」を設けた。
- 同じ建物の上階に高齢者優良賃貸住宅や分譲住宅
- 同フロア内の異事業者間の連携や異なる専門職による合同での研修の実施

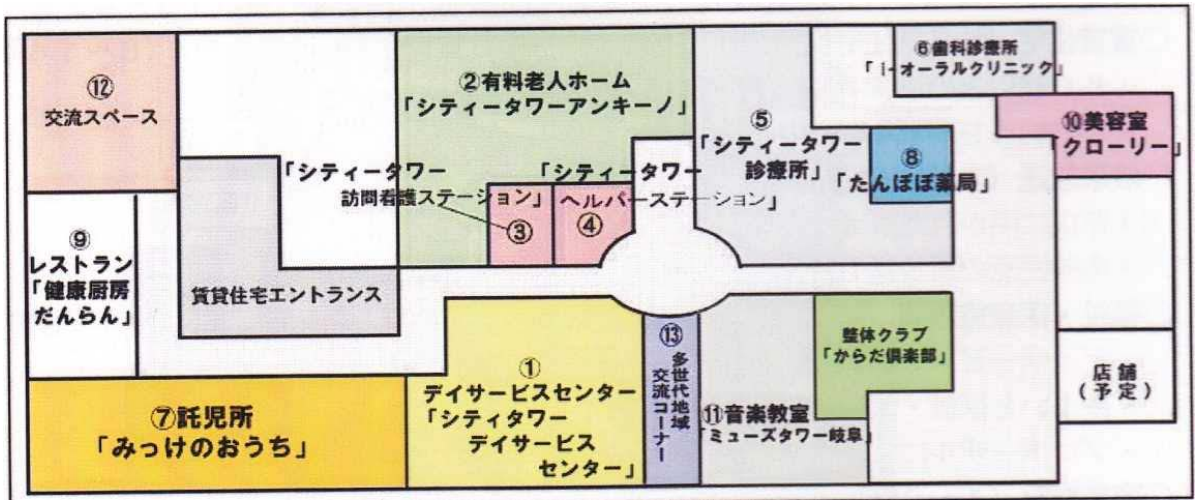

サンサンタウン

福祉サービスの融合化の取組②（富山型ディサービス）

- 富山県のＮＰＯ法人等において、高齢者、障害児（者）、学童、乳幼児の預かり等、いつでも誰でも受け入れることができるディサービスを実施
- 一般住宅をベースとして、利用定員が概ね15人程度であり、家庭的な雰囲気が保たれている
- 身近な住宅地の中に立地しており、地域との交流が多い

富山型ディサービスパンフレット

富山型ディサービスの特徴（富山県作成パンフレットより抜粋）

多世代がともに暮らせるコミュニティづくりの取組（「ゆいまーる」シリーズ）

- 株式会社コミュニティネットにおいて、子どもから高齢者までの多世代がともに暮らせるコミュニティづくりを目指し、「ゆいまーる」シリーズとして８地域でまちづくりの提案・実行を支援
- 「ゆいまーる」シリーズは、団地再生型、駅前再開発型、過疎地帯策型に大別され、地域の特徴を的確に捉えて事業がなされている

ゆいまーるシリーズについて（株式会社コミュニティネットHP）

厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例（サポートプラン別添）

別添

厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例

事項			施策・事例
Ⅰ．雇用制度・雇用対策に関する取り組み方針			
① 産業・雇用創出	地域の歴史・文化、地理的特性、資本や労働等の既存資源等の現状の把握・分析。地域固有の比較優位性を備えた競争力のある産業分野の選定。		ドイツにおける都市再生（比較優位な地域資源を分析し最大限活用した事例） http://www.rieti.go.jp/jp/events/bbl/130926_iwamoto.pdf 徳島の IT 企業誘致（全国トップクラスの情報通信インフラを活用した企業誘致） http://www.pref.tokushima.jp/promoting/special-johotusin.html
	外部の目利きのできる人材の活用		地域おこし協力隊・集落支援員・復興支援員・外部専門家（総務省ＨＰ） http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyosei08_03000073.html
	地域資源の掘り起こしやその活用による産業興し、雇用創出についての好事例		地域雇用対策　パッケージ関連事業 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048510.html 地域社会雇用創造事業（内閣府ＨＰ） http://www5.cao.go.jp/keizai1/koyou/chiiki/chiiki.html
	地域の産業・雇用創出をマネジメントするための「産官学金労」等が連携した組織の整備。		航空宇宙産業クラスター（特区推進協議会を産官学金労で構成） http://www.pref.aichi.jp/kikaku/sogotokku/system/files/download/02.pdf
	経済圏域を牽引出来る産業・雇用創出という観点に基づいた雇用政策		神戸医療産業都市（日本最大のバイオメディカルクラスターに成長） http://www.kobe-lsc.jp/develop コマツ（本社機能を東京から小松市へ移転。第２回まち・ひと・しごと創生に関する懇談会資料５） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kondankai/dai2/gijisidai.html
	地域の今後の展望を踏まえた産業創出・雇用創出（暮らしを支える分野の充実）		厚労省の実践型地域雇用創造事業 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000048510.html
	地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の活用		27 年度税制改正要望(雇用促進税制の見直しなどによる地方拠点強化税制の創設) ○厚生労働省 HP：雇用促進税制の拡充 http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000055668_3.pdf　(p.4) （参考）経済産業省 HP：地方拠点強化税制の全体像 http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/kigyoukodou/02.pdf　(p.18～20)
	地方出身の若者や地方大学の学生の地方企業への就職促進		地域しごと支援事業（地域住民支援交付金のメニュー例） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/seikatsusien/dai1/siryou8.pdf　(p.14)
	都市部の大学等から地方企業への就職を促進		厚労省の「地域しごと創生プラン」による地方就職希望者の掘り起こし（H27 予算案に新規に盛り込まれたもの） http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/15syokanyosan/dl/gaiyo-06.pdf　(p.6)
	地方企業や大学と連携した地域人材育成		移住相談をワンストップで対応する高知県の取組（移住・交流コンシェルジュ） http://www.pref.kochi.lg.jp/~chiiki/iju/concierge.shtml 若者雇用に係る厚労省の支援（地方の中小企業の魅力を発信する若者応援企業宣言の活用、全国の新卒応援ハローワーク等を通じた学卒者募集など） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page07.html
	「仕事」「住まい」「暮らし」をセットで提供する UI ターン支援		厚労省の人材の地方移動支援 http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/anteikyoku/chihou_idou/ 島根の UI ターン（くらしまねっと） http://www.kurashimanet.jp/
		地方の企業における優秀な人材の確保や定着の実現に向けた支援	非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主に対する厚労省の支援 正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を通じた優秀な人材の確保を支援（キャリアアップ助成金） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000060817.pdf 優秀な人材の確保のため、非正規雇用労働者のキャリアアップ支援をお考えの事業主に参考となる好事例等の紹介（契約社員、パート、派遣社員などのキャリアアップガイド） http://www.hiseikikoyou.jp/ パートタイム労働者の雇用管理を改善するための各種ツールや短時間正社員制度の導入・運用を支援するための情報、他社の事例などの紹介（パート労働ポータルサイト） http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/
		夫婦共働きの子育て世帯の労働者に対する企業の両立支援（育児休暇の取得・短時間勤務の推進、事業所内保育施設の整備など）	厚労省の両立支援の助成金 http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000059698.pdf イクメンプロジェクト http://ikumen-project.jp/index.html 厚生労働省委託事業「両立支援のひろば」 http://www.ryouritsu.jp/
		フレキシブルな働き方の支援（テレワークの普及促進など）	厚労省の多様な就労支援 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/index.html 有限会社 COCO-LO http://www.diversity100sen.go.jp/practice/pdf/94cocola.pdf マイクロソフト（テレワーク） http://www.microsoft.com/ja-jp/office/365/telework2014/default.aspx
		多様な就労形態による高齢者雇用の充実	厚労省の高齢者雇用対策 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kourei sha/index.html 柏市の生きがい就労 http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/060200/p008608.html http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yrrs-att/2r9852000002yrwb.pdf
		障害がある人の雇用の場の創設や就労の安定化に向けた施策	岡山県総社市（障がい者千人雇用） http://www.city.soja.okayama.jp/fukushi/shogaisha/sennin koyou/sennin_top.html
② 人材確保・人材育成		地域や企業が必要とする人材確保のためのマッチング支援	厚労省の地域しごと創生プラン 職業紹介（ハローワークと地方自治体のワンストップ支援事業） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000054171.html
		地域や企業が必要とする人材の能力開発支援	公共職業訓練について http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jarnal/tokusyu/2009_04.html 人材育成に取り組む事業主に向けた厚労省の支援（「人材育成支援策」のご案内） http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/0000063275.pdf 処遇や職場環境の改善を図る場合の助成金（中小企業労働環境向上助成金） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/roudou_kobetsu.html 厚労省の多様な就労支援【再掲】 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/index.html 厚労省の働き方・休み方ポータルサイト http://work-holiday.mhlw.go.jp/
		地域や企業が必要とする魅力ある職場作り支援	
		人口減少が著しい地域における医療、介護、福祉分野の人材確保	地域しごと支援事業（地域住民支援交付金のメニュー例）【再掲】 http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/seikatsusien/dai1/siryou8.pdf　(p.14)
Ⅱ．少子化対策に関する取り組み方針			
① 子育て支援		結婚を希望する者への出会いの場の提供	いばらき出会いサポートセンター推進事業 http://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/marriage01/ その他の自治体の事業例

厚生労働省としての地方創生の基本的指針に係る施策・事例（サポートプラン別添）

		http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s7.pdf 各都道府県の結婚支援について http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/meeting/taikou/k_2/pdf/s6-2.pdf
	多子世帯に重点化した経済的支援（保育料の軽減等）	兵庫県（多子世帯の保育料軽減） https://web.pref.hyogo.lg.jp/hw10/hw10_000000071.html 福井県（第３子以降の経済的支援） http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kodomo/threechildren/sanninko-project.html
	企業の福利厚生を活用した経済的支援（育児休業給付の上乗せ等）	ダイキン（育児サービス利用の費用補助の例） http://www.daikin.co.jp/press/2007/070528/ 厚労省の育児休業給付の引き上げ http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000042797.pdf
	新制度における多様な保育サービスの効果的な組み合わせ	子ども子育て支援新制度 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/ 地域の少子化対策について http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/kihonseisaku/dai1/s6.pdf
	近隣自治体と連携した保育基盤整備	市町村における先駆的な事例（熊本県嘉島町） http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf
	企業とも連携した受け皿整備（事業所内保育所の設置など）	厚労省の事業所内保育施設設置・運営等支援助成金 http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu01/dl/hoiku-riifu.pdf 札幌市の事業所内保育施設設置促進事業（国の補助金に上乗せ） http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisedai/wlb/hoiku.html
	地域の小児・周産期医療の確保等も含めた包括的な子育て支援環境の整備	小児医療体制を確保する http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2014/26webhonpen/html/b2_s2-3-1.html
	「子育て世代包括支援センター」等のワンストップ拠点整備	和光市ネウボラ http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/ninshin-shussan/neuvola.html 名張版ネウボラ http://www.city.nabari.lg.jp/ct/other000031500/149000850-11-2-2-3.pdf 浦安市子育てケアプラン http://www.city.urayasu.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/591/keikakugaiyounado.pdf
	子育て支援環境に関するデータの「見える化」	子育てしやすい街特集 http://www.stepon-contents.jp/contents/special/archives/024307.html
	施設や人材の合理化・効率化	市町村における先駆的な事例（高知県大川村） http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h240918/pdf/s9-10.pdf
	親世代の住み替え支援による同居・近居の実現	国交省の住み替え支援事業（借上主体が、高齢者の所有する住宅を借り上げて、子育て世帯等へ転貸） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm 移住住み替え支援機構の取り組み(50歳以上のシニアを対象にマイホームを借上げ、賃貸住宅として転貸するシステム) http://www.jt-i.jp/
②　ワークライフバランス	企業と連携したワークライフバランス実現に向けた取り組み（朝型勤務時間の設定、コンプレストワークウィーク、テレワークなど）	厚労省の多様な就労支援（再掲） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shigoto/index.html
	男性の育児休業の取得促進に向けた施策（パパクォータ制度など）	パパクォータ制度（ノルウェー、スウェーデン等） http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/07/dl/h0701-6a_0004.pdf イクメンプロジェクト（再掲） http://ikumen-project.jp/index.html
	リーディングカンパニーの先駆的な取り組みを分析し、企	両立支援に取り組む企業の事例 http://www.ryouritsu.jp/bn02.html

	業に広く普及	
Ⅲ.医療・介護、福祉サービスの基盤整備に関する取り組み方針		
①　医療・介護	医療と介護の一体的な改革	医療と介護の一体的な改革（厚労省ＨＰ） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713.html
	コンパクトシティの形成（市役所、医療、福祉、商業、教育等の都市機能や居住機能を都市の中心部や生活拠点等に誘導）	富山市マスタープラン（コンパクトシティの例） http://www.mlit.go.jp/common/000997707.pdf
	安心を支える「生活支援」	豊中市安心生活創造事業 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000waqz-att/2r9852000000watv.pdf
	地域包括ケアシステムと地域医療構想の具現化	厚労省の地域医療介護総合確保基金 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000068065.html 厚労省の地域包括ケア取り組み事例 http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/dl/model.pdf
	高齢者等の所有する戸建て住宅等を子育て世帯等へ賃貸することの円滑化	国交省の住み替え支援事業（再掲） http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/sumikae/sumikae_top.htm 移住住み替え支援機構の取り組み（再掲） http://www.jt-i.jp/
	高齢者の高齢期の生活に適した住宅への住み替え（都市部から地方への早めの住み替えなど）	ゆいまーる那須など（株式会社コミュニティネット「ゆいまーるシリーズ」） http://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=3&ved=0CCMQFjAC&url=http%3A%2F%2Fwww.murc.jp%2Fuploads%2F2014%2F05%2Fkoukai_140513_c10.pdf&ei=2ArrVKiiHIXEmAXI2oGQBw&usg=AFQjCNF9S3EkUGZjvQArYbAacnSdpu8lRg&sig2=ByXsk4y64JrHWr6YUqlQpg&bvm=bv.86475890,d.dGY&cad=rja
	介護支援ボランティアポイント	稲城市介護支援ボランティア制度 https://www.city.inagi.tokyo.jp/kenko/kaigohoken/kaigosien/index.html
	社会福祉法人等による移動支援サービス等の提供（「福祉有償運送」のスキームの活用など）	福祉有償運送（岡山県） http://www.pref.okayama.jp/page/334378.html
	スマートウェルネスシティの構築	Smart Wellness City Project http://www.swc.jp/
②福祉	高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など縦割りで提供されている福祉サービスの融合化	新生会サンビレッジ岐阜「サンサンタウン」 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r985200000372uj-att/2r985200000372zr.pdf 富山型デイサービス http://www.toyama-kyosei.jp/pamphlet/ フィンランドのラヒホイタヤ（職種統合の例） http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kinkyukoyou/suisinteam/TF/kaigo_dai2/siryou2.pdf
	中山間地域における「小さな拠点」の形成	高知県の「小さな拠点」整備の例 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111601/files/2014042500174/141022sousei.pdf 被災地における「地域共生拠点」整備の例 http://www.murc.jp/uploads/2013/04/koukai130424_01.pdf
	生活困窮者対策における働く場等の開発	生活困窮者自立支援制度（厚労省ＨＰ） http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059425.html 釧路市自立支援プログラム http://www.city.kushiro.lg.jp/kenfuku/fukushi/seikatsuhogo/0005.html
	医福食農連携	農林水産省 HP（医福食農連携） http://www.maff.go.jp/j/keikaku/ifukushokunou.html
	教育との連携	「りぷりんと」（学校等における高齢者の読み聞かせの例） http://www2.tmig.or.jp/healthpromotion/reprints/about.html

資料11

農林水産省　説明資料

４月３日　地方創生に関する説明会

新たな食料・農業・農村基本計画について

施策推進の基本的な視点

○ 農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進

- 基本法の基本理念の実現に向けた施策の安定性の確保
- 食料の安定供給の確保に向けた国民的議論の深化
- 需要や消費者視点に立脚した施策の展開
- 農業の担い手が活躍できる環境の整備
- 持続可能な農業・農村の実現に向けた施策展開
- 新たな可能性を切り拓く技術革新
- 農業者の所得の向上と農村のにぎわいの創出

評価と課題

中長期的な情勢の変化の見通し

食料・農業・農村をめぐる情勢

- 高齢化や人口減少の進行
- 世界の食料需給をめぐる環境変化、グローバル化の進展
- 社会構造等の変化と消費者ニーズの多様化
- 農地集積など農業・農村の構造変化
- 多様な可能性（国内外の新たな市場、ロボット技術等）
- 東日本大震災からの復旧・復興

これまでの食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法（平成11年7月制定）に基づき策定

今後10年程度先までの施策の方向性等を示す、農政の中長期的なビジョン

- 平成12年3月決定　基本計画
- 平成17年3月決定　基本計画
- 平成22年3月決定　基本計画

おおむね5年ごとに見直し

食料自給率の目標

○ 食料自給率目標は実現可能性を考慮して設定

【カロリーベース】　39%（H25）→ 45%（H37）

【生産額ベース】　65%（H25）→ 73%（H37）

食料自給率の目標

- 食料消費の見通し
- 生産努力目標
- 総合食料自給率（カロリーベース、生産額ベース）
- 飼料自給率

○ 食料自給力指標を初めて公表

食料自給力（食料の潜在生産能力 ）

- 食料自給力指標
  食料の潜在生産能力を評価する食料自給力指標を提示し、食料安全保障に関する国民的議論を深め、食料の安定供給の確保に向けた取組を促進

【基本計画と併せて策定】

- 農地の見通しと確保
- 農林水産研究基本計画
- 農業構造の展望
- 魅力ある農山漁村づくりに向けて
- 農業経営等の展望

講ずべき施策

食料の安定供給の確保

○ 食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取組の推進

○ 食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承の推進

○ 農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて健全に発展するため、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等を促進

○ 食料の安定供給に係る様々なリスクに対応するため、総合的な食料安全保障を確立

農村の振興

○ 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度の着実な推進や鳥獣被害への対応強化

○ 高齢化や人口減少の進行を踏まえ、「集約とネットワーク化」など地方創生に向けた取組の強化

○ 都市農村交流、多様な人材の都市から農村への移住・定住等の促進

農業の持続的な発展

○ 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、経営所得安定対策の着実な推進

○ 女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備

○ 農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地集積・集約化と農地の確保

○ 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤の整備

○ 米政策改革の着実な推進、飼料用米等の戦略作物の生産拡大、農業の生産・流通現場の技術革新等の実現

○ 気候変動への対応等の推進

東日本大震災からの復旧・復興

○ 農地や農業用施設等の着実な復旧等の推進

○ 食品の安全を確保する取組や風評被害の払拭に向けた取組等の推進

団体の再編整備

○ 農協改革や農業委員会改革の実施

○ 農業共済団体、土地改良区の在り方について、関連制度の在り方を検討する中で、検討

「強い農業」と「美しく活力ある農村」の創出

魅力ある農山漁村づくりに向けて ～ 都市と農山漁村を人々が行き交う「田園回帰」の実現 ～

集落間の結び付きを強める

【拠点への機能集約とネットワーク化の強化】

診療所、福祉施設等の生活サービスの提供の拠点を基幹集落に集約し、周辺地域とネットワークでつないだ「拠点＋ネットワーク」を形成

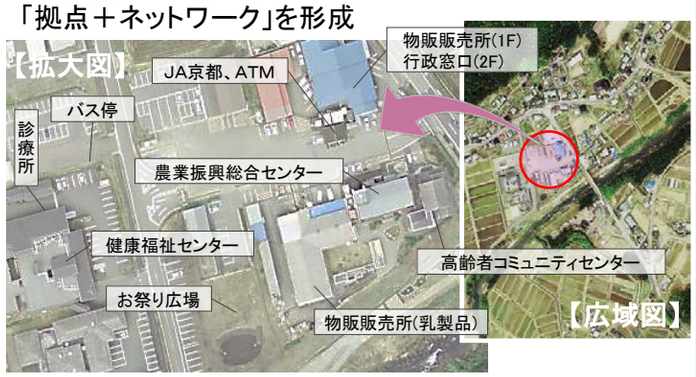

京都府南丹市美山町平屋地区　拠点＋ネットワーク

【地域の暮らしを支える取組】

民間団体等が高齢化した農家のサポートや集落が担ってきたコミュニティ機能を補完

新潟県上越市櫛池地区　庭先集出荷

都市住民とのつながりを強める

【都市と農山漁村の結び付き】

一過性のブームに終わらない積極的な都市と農山漁村の交流

群馬県川場村　世田谷区との交流を促進

【多様なライフスタイルの選択肢の拡大】

地域の仕事や暮らしに関する情報を豊富に提供し、農山漁村への移住・定住や二地域居住、Uターンを促進

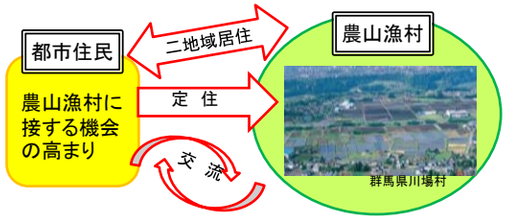

移住・定住等の促進イメージ

※　魅力ある農山漁村の概念図であり、地域の特色に応じて様々な配置が考えられます。

農山漁村にしごとをつくる

【「地域内経済循環」のネットワーク構築】

地域に埋もれた未利用資源を発掘し、域外に流出していた価値を域内に再投資

岡山県真庭市　真庭バイオマス産業都市のイメージ

【社会的企業（ソーシャル・ビジネス）の活躍】

地域資源の活用等により小さなビジネスを営みつつ、民間主体で地域の課題解決に取り組み、地域コミュニティを活性化

島根県雲南市 地元の農産物を加工

【女性の担い手・社会経験を積んだ者の活躍】

マーケティング・経理事務など農山漁村に不足する能力を補強し、地域経済の発展に寄与

京都府京丹後市 チャレンジつねよし百貨店

地方版総合戦略に盛り込むことが想定される事例集

（農林水産分野）

１－①　食・農による地域の健康・福祉ビジネス創出支援

民間のノウハウ等を活用した
サービスの向上

取組の内容

○　地方の活性化にとって「健康・福祉」は重要なテーマのひとつであり、これらの地域の課題と地域資源である「食・農」と結びつけることで、新たな「地域のビジネス」が創出される可能性を秘めている。

○　事業創出を促し、地域に定着させるためには、地域内外の行政、健康・福祉、商工、農業等の諸分野が、それぞれの専門性を生かして横断的に連携し、地域ならではの課題や資源を生かした取組を検討し、育てる場が必要である。

○　具体的には、食・農による地域の健康・福祉ビジネスの創出を図るために、地域一体となって取り組む、体制づくりや人材の育成・紹介、専門家の派遣等を支援する。

① 事業を創出しやすい体制づくりの例

・地域の「健康・福祉」に関する課題と「食・農」資源を生かした事業機会の抽出、場の提供
・機能性表示に対応するための地域農産物の品質評価体制の構築（品質指導の人材確保、評価機器の共同利用）

②人材の育成や紹介、専門家派遣等の支援の例

・地域スーパーや道の駅への健康な食生活コンシェルジュ（栄養士等）の配置支援
・地域特産物を利用した機能性食品の開発支援
・中間的就労等（生活困窮者や高齢者等の雇用）を支える加工技術指導

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
　○当該地域における雇用者数の増加

【アウトプットベースの指標例】
　○本スキームを通じて創出された事業数

事業スキーム

○地域のビジネス創出支援のイメージ

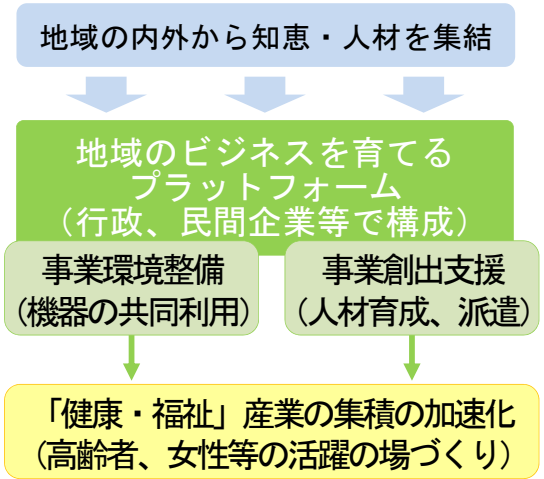

１－②　農林水産物の直売の促進

民間のノウハウ等を活用した
サービスの向上

取組の内容

○　中山間地域等においては、少量多品種の農産物を生産している高齢化した農家が多数存在する。また、山村地域には、木材や特用林産物等の地域資源が存在する。さらに、漁村地域で漁獲される水産物には、市場に出してもほとんど値がつかない低価格魚・未利用魚が多数存在する。さらに、水産物は、衛生管理が必要であり、冷凍・冷蔵の技術面及びコスト面での課題が存在する。

○　地域の農林漁業者にとって、自分で生産した作物が売れることにより、収入の確保が図られるとともに、生活への張りが生まれることとなる。

○　こうした資源を活用した新たな農林水産加工品や食堂メニュー等を開発し、地域の拠点となる箇所に地元住民や観光客向けに農産物を直接提供する場をつくることで、地域農林水産物の消費拡大と農林漁業者の所得増加。

○　具体的に想定される取組は以下のとおり。

①　地域資源を活用した新たな農林水産加工品や食堂メニュー等の開発支援
②　農林水産物直売に取り組む農林漁業者への食品衛生管理、経営、接客等に関する研修会の開催
③　農林水産物直売所等を活用した販売促進活動
・　感謝祭、都市圏からのツアー等のイベント開催や都市圏でのPR活動に対する支援
④　農林水産物の直売所・食堂の運営や移動販売に向けた取組の推進
⑤　水産物の旬の味と鮮度を保つために必要な、より使いやすい冷凍・冷蔵技術等の導入に対する支援

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○農林水産物直売所の利用者数
○農林水産加工品の販売額
○当該地域における農林水産物直売所利用率
○当該地域における地場産農林水産物等の販売額

【アウトプットベースの指標例】
○販売促進活動件数
○農林水産物直売所の運営数

取組例

○京都府南丹市美山町
閉鎖したＪＡ店舗を活用し、農産物直売施設を旧町単独で整備

○愛媛県JAえひめ南他
地域のAコープ、農産物直売所から、組合員又は日常の買い物が困難な地域住民に対して、移動購買車が週1回巡回

○茨城県大洗町
大洗町漁協女性部が経営する食堂「かあちゃんの店」を整備

１－③　フィッシャリーナにおける地域拠点機能の強化

民間のノウハウ等を活用した
サービスの向上

取組の内容

○フィッシャリーナについては、漁業の振興と海洋性レクレーションが共存する場であり、漁業者や遊漁者、海洋レジャー関係者、そして地域住民が集う地域の拠点として、地域の特色を活かした様々な取組がされている。

○これらの取組を促進するため、「フィッシャリーナ」を地方創生の拠点として、地域振興施設等におけるサービス提供機能の強化を支援する。

○具体的に想定される取組は次のとおり
①漁業振興と海洋性レクレーションの普及、共存促進への強化
・海洋レジャー初心者教育等への支援
・不法係留や放置艇解消への活動支援　　等
②観光拠点としての強化
・景観維持改善のための清掃活動
・観光総合窓口とするための支援
・直売所運営の支援　　等

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○フィッシャリーナ利用者数・利用隻数の増加
○不法係留、放置艇の減少

【アウトプットベースの指標例】
○初心者教育等活動数
○直売所等地域振興施設運営数

取組例

○神奈川県三浦市
みうら・宮川フィッシャリーナ、三崎フィッシャリーナに隣接する魚市場でのマグロのセリ見学や産地直売施設での新鮮な魚貝類の購入消費等による観光と、プレジャーボートのビジター利用の推進を図り、海洋レジャーの拠点として機能。

○千葉県鴨川市
フィッシャリーナ鴨川において、シーフェスタ等のイベントを漁業者と海洋レジャー関係者等が共催し、相互理解の促進や、新鮮な魚の販売や魚食文化普及活動と、海洋レジャーの普及活動

○福岡県北九州市
脇田漁港フィッシャリーナにおいて、魚や農産物の直売施設による、漁業者と海水浴利用者、地域住民の利用者の交流促進。

１－④　地域小売店による子育て支援の推進
～子どもにやさしい地域づくり～

民間のノウハウ等を活用した
サービスの向上

取組の内容

〇人口減少や少子高齢化等を背景として、生鮮食料品店をはじめとした商店街の店舗は減少し続けている。子育て世帯にやさしい特色ある小売業を推進することで、地方の事業を継続し、このような現状に歯止めをかけ地域を元気にすることが急務である。そのため、以下の取組を支援。

①地域の食料品小売店等が一体となった子育て支援
教育機関やボランティアなどの異業種等と連携し、八百屋や魚屋などでの子どもの商業体験や販売促進イベント等の実施を支援します。更に空店舗等を利用した休憩所やコミュニティカフェの設置など、子育て支援機能を有する場を整備することにより、地域小売業の活性化及び地域コミュニティの形成を促進。

また、①の効果を高めるため、食料品小売店の専門知識を生かせる以下の取組を支援。

②人材育成への支援
　乳幼児等の食事に関するアドバイス等、子育て支援に資する知識をもち、販売力強化に繋がる経営・企画力を有する人材育成を支援。

③ニーズに的確に対応した店づくりへの支援
　子育て世帯のニーズを的確につかみ、乳幼児向けの食品や地域ならではの惣菜・生鮮品といった品揃えの拡大や効果的な商品管理、ベビーカーでも利用しやすい店づくり等を行うことを支援。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
・小売店の利用者数
・安心して結婚・妊娠・出産・子育てできるような社会の実現

【アウトプットベースの指標例】
・子育て支援の取組数
・育成した人材数

取組例

〇東京都品川区「大井銀座商店街（みんなの食育ステーションin大井）」
商店街の空き店舗に食と健康をテーマとした施設を開設し、料理講座、健康相談、食材紹介、夕方市などを開催し、親子等の学習の場を提供することにより商店街の活性化を図っている。

〇愛知県名古屋市（柳原通商店街振興組合）
子育て支援をしているNPO法人と商店街が連携して、空き店舗に子育て支援施設（遊モア）を開設し、親子で遊ぶ場の提供と商店街の活性化を図っている。

１－⑤　介護食品を活用した「食生活改善活動」等による健康寿命延伸の実証

民間のノウハウ等を活用した
サービスの向上

取組の内容

○　医療・介護関係者などの事業者が連携し、介護食品の活用を軸としながら地域の「食生活改善活動」等を実施する中で、
①　高齢者の低栄養の問題などの本人のQOLの向上にどのように結びついていくか、
②　医療費削減などにより社会的コストの削減にどのように結びついていくか、
③　企業の利益にどのように結びついていくか、
といった点について、各種指標を設定して継続的に測定を行う実証を行い、地域の農林水産物・加工食品の需要拡大を図る。

○　これらの測定結果を踏まえ、どのような「食生活改善活動」等を行うことが高齢者の低栄養の改善等につながるのかの検証を行い、それを活動の改善につなげていくことにより、活動の拡大を通じて雇用を創出するとともに、地域全体の健康寿命の延伸を図る。

○　取組においては、自治体における各種「食生活改善活動」等への支援の他、1の①～③に関連するデータを測定する各種指標を設定し、現状の把握及び指標の変化に関する定期的な調査を行うための、健康診断、栄養相談、データ入力、分析等について支援を行う。

（参考）「食生活改善活動」等の取組例
・自治体、病院、介護施設、ドラッグストア、スーパー等が参画した高齢者の食品供給に関する協議会の設置
・元気高齢者等のボランティアの支援を得て、学校給食施設を活用した会食・配食サービスの実施
・デイケアセンター等での高齢者と児童の郷土食をはじめとする食を通じた交流活動
・地場産品を積極的に使用したスマイルケア食の提供の推進　など

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○高齢者の栄養状態の改善（BMI、アルブミン値など）
○高齢者の健康寿命の延伸
○参画する事業者の売上の増加
○参画する事業者における雇用の増加

【アウトプットベースの指標例】
○参画する高齢者数
○参画する事業者数

取組例

○埼玉県和光市
　郵送方式で65歳以上の被保険者全員に調査を行い、実態を把握。郵送物が返送されなかった方には民生委員や和光市で設置している介護予防サポーターなどの協力を得て戸別訪問により回収し、対象者全ての実態を把握。
　調査の結果を踏まえ、地域支援事業等への参加の呼びかけ等を実施。
　これにより、地域の現状把握及び食生活改善等のための活動を同時に実施。

（地域支援事業の例）～まちかど健康相談室～
　地域包括ケアシステムの一環として、団地内店舗スペースを活用して高齢者等の孤立予防や世代間の地域交流を推進するための機会を創出。
　保健師や栄養士等による各種相談対応、料理教室や講座等を実施することで、高齢者や子育て中の女性などの交流・憩いの場の提供、高齢者への食事・ケアサービスの実施、栄養士等の新たな活動の場の創出等の効果をもたらしている。

２－①　農山漁村への観光客（都市住民）の誘致拡大

ふるさと旅行券事業との連携による
地域観光資源の開発

取組の内容

○農山漁村に滞在し、農家等との交流や地域色豊かな郷土料理の体験などを行うグリーン・ツーリズムは、雇用・所得を創出し、活力ある農山漁村の構築につながるもの。

○都市住民等が農山漁村に訪れる機会を増やし、農山漁村の魅力を楽しむことができるよう、ふるさと旅行券事業等と連携し、受入体制の整備やツアープログラムの開発を行うとともに、農家･漁家民宿の開業支援や、地域間交流拠点の形成などに必要な支援を行う。

○具体的に想定される取組は次のとおり。

①旅行者受入に向けた体制整備
・ＨＰ等、情報発信ツールの作成
・都市住民・旅行業者等を対象としたモニターツアーの実施、森林環境教育プログラムの開発
・訪日外国人旅行者とのコミュニケーションのツールとしてＩＴの活用や多言語標示を推進。

②農家・漁家民宿の開業支援
・旅館業法の農家民宿開業の申請手続き

③グリーン・ツーリズム推進団体等の職員が旅行業関連の免許・資格取得を支援

④地域間交流拠点等の形成
・地域内支援拠点施設の運営や都市地域におけるアンテナショップ開業

事重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○開発したツアープログラムの参加者数
○農家・漁家民宿の利用者（宿泊者）数

【アウトプットムベースの指標例】
○ツアープログラムの開発数

取組例

○　山形県飯豊町では、農家民宿を中心とした都市農村交流の取組のほか、杉並区高円寺の商店街に町のアンテナショップを設置。アンテナショップの運営には高円寺の商店街や近隣の大学も協力。交流のほか、移住・定住に関する情報を発信。

○　長野県上松町では、地元自治体や観光協会等が、国と連携し、森林内での散策活動に向けた環境づくりを進めるとともに、医療機関とも連携し、全国に先駆けて森林浴を展開。

○　神奈川県三浦市では、都心から約90分の地理的な優位性を活用し、地引網や干物づくり体験等の体験プログラムや民泊での「おかみさん」とのふれあいをセールスポイントに主に北海道や中部関西地方から修学旅行生を受け入れ。

２－②　地方産業相互振興事業
～家畜防疫対策による観光資源の保全～

ふるさと旅行券事業との連携による
地域観光資源の開発

取組の内容

○　地域の活性化を図る観点から、地域の特色を活かした観光資源を有効に活用することは重要であり、全国では、渡り鳥の餌付けや観光牧場、イベント等による観光客の誘致に取り組む地域が見られる。他方で、こうした地域は、同時に畜産業の盛んな地域であることから、観光業と畜産業を共栄させることが重要である。

○　具体的には、国内外の観光客が動物と触れ合うことで高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等、畜産業に重大な影響を与える越境性疾病の病原体が我が国に侵入する可能性や、我が国における家畜の伝染性疾病のまん延の可能性を高め得ることから、持続的な地域の活性化を図るため、このような観光地及びその周辺における適切な家畜防疫対策が必要となる。

○　このため、ふるさと旅行券事業等と連携し、観光客の誘致により家畜の伝染性疾病の病原体が侵入・拡散する可能性のある渡り鳥の渡来地、観光牧場等の観光地において、観光客の靴底消毒等の防疫体制の構築や観光客への正しい情報の提供（看板、パンフレット等）、定期的な渡り鳥の疾病検査等について支援を行う。

○　また、当該観光地周辺の公道等の消毒や宿泊施設、地方空海港等観光客の多く集まる施設での消毒など防疫体制の構築について支援する。

○　さらに、当該観光地周辺の畜産農家に対し、観光シーズン期間中における消毒薬の配布について支援する。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○家畜防疫対策を実施する観光施設の増加

【アウトプットベースの指標例】
○取組を実施した観光施設の数
○消毒を実施した車両、観光客、畜産農家の数
○配布したパンフレット等の数
○検査を実施した動物の数

取組例

○鹿児島県出水市
　ツルの飛来地は、国指定出水・高尾野鳥獣保護区及び特別天然記念物「鹿児島県のツルおよびその渡来地」に指定。ツル観察センター出入口の消毒用マット設置による観光客の靴底消毒、駐車場に出入口における車両消毒を実施。また、死亡ツル、ツルの糞便及びねぐらの水について、高病原性鳥インフルエンザの検査を実施。

３－①　食品関連の大企業ＯＢ等の再雇用マッチングと地方定住化支援

地域の「しごとづくり」等に資する人材の育成・確保

取組の内容

１　食品の製造・加工や品質管理等に高い技術力を誇る食品関連の大企業ＯＢ等のエキスパート人材の地方の中堅・中小企業への再雇用を促進し、地域産業の成長化や人材の確保に資するとともに、海外への技術流出の防止を図るため、下記２～４の取組を支援。

２　企業と人材の双方のニーズ（製品開発、ＨＡＣＣＰによる品質管理、マーケティング、輸出ノウハウ等）を把握した上で、マッチングを実施。

３　食品関連の大企業ＯＢ等の地方への転居に係る費用の支援や住居のあっせんを実施。

４　退職前の給料水準となるよう給与の一部を補填。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】

〇食品関連の大企業ＯＢ等の地方の中堅・中小企業への雇用件数の増加

〇当該地域における定住人口の増加

取組例

１　地方中堅食品企業とエキスパート人材のマッチング支援

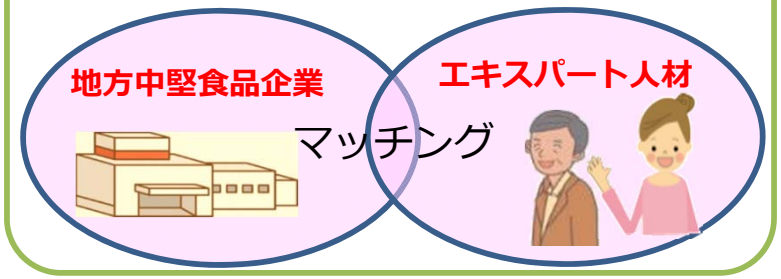

２　エキスパート人材の地方受入れ・定住化支援

３　エキスパート人材の給与の一部を補填

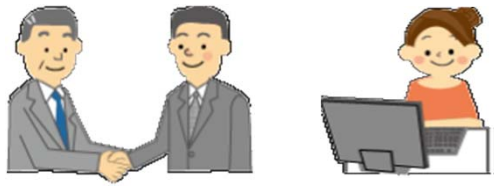

３－②　田舎暮らし希望者による空き家・耕作放棄地の活用

地域の「しごとづくり」等に資する人材の育成・確保

取組の内容

○　農村では高齢化、人口減少が都市に先駆けて進行しており、相当数の空き家、耕作放棄地等が存在している。他方、田舎暮らしをするなら農的暮らしを楽しみたいという都市住民も多く、これらの未利用資源への潜在的なニーズは大きい。

○　このような都市住民のニーズに応え、定住人口、交流人口を増やすことで地域への人材環流を促進していくため、以下の取組を推進する。

・空き家、農地などの情報発信
・体験ツアー、移住相談会などによる地域の案内
・移住者が地域に溶け込むための支援（地域住民との交流イベント、菜園の栽培指導、田舎料理講習など）
・農村で活動・生活することに関心がある若者等をインターンシップ的に派遣
・農村活性化に資する国等の各種支援制度に必要な企画や申請・事務手続き等をサポートするための若者等の人材派遣
・移住やお試し滞在を受け入れるための空き家、農家民宿、サテライト・オフィス等の活用や周辺の環境づくり（汚水処理、交通アクセス等）
・移住者・交流者のための耕作放棄地の再生　等

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○本事業による定住人口・交流人口の増加

【アウトプットベースの指標例】
○活用した空き家の数
○活用された耕作放棄地の面積

取組例

○和歌山県日高川町
　相談員がワンストップで移住相談を受け付け、地域・空き家・農地の案内や、お試し滞在施設を紹介。
　農家民泊やインストラクター付きの体験型観光による農業体験も実施。

○徳島県神山町
　空き家の活用に向けた情報提供、コーディネート等やお試し住宅による移住体験等の取組を実施。

○高知県本山町
　移住希望者のお試し滞在施設として滞在型市民農園（クラインガルテン）を設置。利用者への農業講習や地域住民との交流イベントを開催。
　移住定住、二地域居住希望者の田舎暮らし相談会、空き家見学、移住者との交流会も実施。

○福島県二本松市東和地区
　移住希望者のお試し滞在施設として、有機栽培や水田など希望に応じた栽培が行える農地を複数準備。
　不在の間の栽培管理を地域の新規就農者等にお願いすることもでき、新規就農者等の所得向上効果もあり。

○徳島県
　サテライトオフィスの活用や集積に向けた取組に対して支援。

３－③　地域の農業をスマートに変える農業用ロボットの開発・普及促進

地域の「しごとづくり」等に資する人材の育成・確保

取組の内容

〇野菜や果樹等の収穫等の作業においては、まだ人手に頼っている部分が多く、新しい機械の開発・普及促進による職場環境の改善等を通じて新規就農者を確保する。

〇このため、以下の取組を推進する。

・地域の中小メーカーと農家が協力し、地域のニーズに応じた新たな農業用ロボットや機械を開発、製造および市場開拓。

・地域一丸となって生産性向上等を図る取組を促進する。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトプットベースの指標例】

〇開発した機械の普及台数・販売台数
〇機械の製造等に係る雇用拡大
〇新規就農者の増加

取組イメージ

〇収穫を人手に頼っているアスパラガスや薬用作物等の作物について、地域の大学・高専・町工場と農家が協力して新しい機械を開発することに対して支援。

〇地域の農業者が行うロボットや機械の導入による生産性向上等を図る取組を支援。

４－①　「地域経済」を支える特産作物の新たな価値による需要創出・定着促進事業

地域に埋もれた資源の商品化

取組の内容

○　茶、いぐさ等の地域特産作物は、我が国の伝統的な作物として、地域の加工等の関連産業と一体となって地域経済を支えている。

○　一方、近年、これらの地域特産作物には、新しい様々な効果・効用が発見（毎日の緑茶の摂取により、肥満、高血圧などの改善効果など）されていることから、これらの活用により、従来の固定観念にとらわれない伝統作物の新たな価値を見いだし、新しい需要の創出や定着化が実現できる可能性がある。

○　このため、地域特産作物の産地と消費地が連携し、新しい効果・効用を大規模に実感体験し、これをアピールするとともに、商品開発を行うこと等により、新たな需要の創出と地域経済の活性化を図る。

○　具体的に想定される取組は以下のとおり、
・地域特産作物の新たな効果に係る実証実験を支援
・健康改善などの新たな効果を産地や消費地の子供たち、企業等が実感体験するツアープログラムの開発、試行的取組の支援
・健康改善などの新たな効果を利用した商品開発を支援

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
〇本事業による地域特産作物の生産量の増加
〇本事業による地域特産作物の購入量、消費量の増加

【アウトプットベースの指標例】
〇新たな価値を実感・体験を行った箇所数及び人数
〇地域特産作物の生産量、使用量

取組例

○静岡県K市
＜緑茶の生活習慣病予防効果に関する介入試験＞
定期的に地元のお茶生産農家から出荷された茶を摂取することにより、摂取していない者よりも肥満などの生活習慣病予防効果があることを確認。

〇鹿児島県S市（茶機能実証委員会）
＜1日お茶プラス6杯運動の実施＞
市職員や市民を対象に緑茶を毎日湯飲み6杯程度飲んで、血中カテキン濃度や脂質、血糖などの詳細変化を検証。

〇鹿児島県M市
市民を対象に、お茶を日常的に飲めば、コレステロールの増加抑制など健康保持に効果があることを実証。

４－②　地域ブランド産品を活用した地域振興

地域に埋もれた資源の販路拡大

取組の内容

○　地理的表示保護制度による登録を受けるためには、地域の伝統的な農林水産物・食品について、生産方法やそれによりもたらされる形、食味等の特性をまとめた品質基準を策定し、その基準を遵守した生産が行われるよう品質管理を行う必要があることから、品質基準の策定に必要な科学分析費用や、地域関係者の合意形成に向けた協議会の運営に対して支援を行い、地域ブランド産品の品質確保、向上を図る。

○　また、品質基準に基づいた品質管理の推進に対する支援を行う。

○　更に、当該産品の安定的な生産・流通に向けた体制づくりや、登録後の観光資源としての活用を見据えた生産現場の見学に向けた取組等について支援する。

＜参考：地理的表示保護制度の概要＞

○　地域で育まれた伝統と特性を有する農林水産物・食品のうち、品質等の特性が産地と結び付いており、その結び付きを特定できるような名称が付されているものについて、その名称を地理的表示として国に登録し、知的財産として保護する制度が本年６月までに運用開始される。

○　本制度により地理的表示として登録されると、国が品質にお墨付きを与えた地域ブランド産品として差別化が図られ、価格の維持・向上が見込まれるほか、当該産品の生産増や加工品の開発等による地域雇用の増大、産地への観光客の増加等の波及効果が見込まれる。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
- ○ 本事業による地域ブランド産品の販売量・額の増加
- ○ 本事業による雇用者数の増加
- ○ 本事業による観光客数の増加

【アウトプットベースの指標例】
- ○ 品質基準の策定数
- ○ 地理的表示登録申請数

取組例

○ 長野県飯田市・下伊那郡

地域特産品である「市田柿」について、ブランドイメージを保護するため地域団体商標を取得。「衛生管理マニュアル」等を活用した衛生管理の徹底のほか、「市田柿品質基準」の導入等によりブランド価値を高める取組を推進。

４－③　薬用作物を観光資源とした「薬草の里」づくり支援

地域に埋もれた資源の商品化

取組の内容

○　薬用作物を新しく生産し、これを中核として、栽培体験の実施、特産品開発、薬膳料理等サービスの提供など、薬用作物による農観連携の取組を通じ、「薬草の里」として健康志向の強い観光客を誘致し、地域経済の活性化を実現。

○　地域の大学（薬学部、農学部）、農業高校、食品事業者等地域の産学官が一体となった協議会等の設立、薬草園や薬用作物を観光資源とした観光イベントの実施、薬用作物の持つ機能性に着目した新商品・料理等の開発を支援。

○　首都圏へのプロモーション、ツアー開発等について支援。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
○　薬用作物を活用した商品の売上高
○　地域への観光客数

【アウトプットベースの指標例】
○　薬用作物を活用した商品の開発数、薬用作物に関連した観光イベント数

取組例

○　長崎県
島原半島の活性化を目的に大学、薬用作物生産者、様々な事業者等をメンバーとした協議会を設立。大学の薬学部や地元農業高校と協力し、薬用作物を活用した商品や料理を開発。首都圏へのプロモーションや島原半島ツアーの開催を予定。

○　石川県Ａ町
大学と協力して、能登各地の耕作放棄地などを利用して薬用作物栽培を開始し、能登ワインや能登牛などとコラボすることにより、県内外からの観光客を誘致。薬用作物の食用部分を利用し、ジャムなどの加工食品を製造。

４－④　地域における食品の輸出促進の取組を支援

地域に埋もれた資源の販路拡大

取組の内容

○　農林漁業者の所得の向上のためには、成長する海外の食市場に取り込むことが不可欠であり、2020年に日本の農林水産物・食品の輸出額を1兆円にする目標達成に向け、オールジャパンの輸出体制の整備等を行ってきたところである。
　この体制の下、さらに輸出拡大を図っていくためには、各産地の特長を活かして輸出拡大のための取組を行う必要があり、各産地における以下の輸出促進の取組を支援。

【国際的規格基準への対応】
- 輸出に対応したHACCPの構築（例　FSMA（米国食品安全強化法）に対応したHACCPの改訂への支援）
- ハラール認証施設を地域内で集約、ハラール認証取得
- 日本茶やかつお節等の輸出先国での残留農薬・有害化学物質基準等に対応した商品開発への支援（例：輸出に対応した栽培体系の検討や輸出向け商品の残留農薬検査・化学物質分析の実施）
- 国際的規格基準を満たした生産体制の構築

【輸出用の商品開発・広告】
- 海外のマーケットニーズを踏まえた商品開発（例：高所得者層向けの高品質商品、健康志向に合わせた商品、6次産業化商品、日本酒カクテル等）
- 輸出用商品の広告（例：パッケージのQRコードから産地紹介等のPR）
- 国際博覧会サイドイベントを開催し、輸出用商品をPR
- 地域の農林水産物・食品と食に関連する調理器具や食器等の地場産品をパッケージした輸出促進の取組支援
- 日本酒カクテルコンペを開催（審査員は海外のソムリエ等）し、優秀作品については商品化し、海外で試飲会等を開催しPR）

【輸出実務を担当できる人材の育成】
- 輸出に関する手続き等についてのセミナー・勉強会の開催

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトプット・アウトカムベースの指標例】
- 輸出に対応したHACCPの構築件数
- ハラール認証施設を地域内で集約件数、ハラール認証取得件数
- 海外のマーケットニーズを踏まえた商品開発件数
- 食に関連する調理器具や食器等の地場産品と一体にしたパッケージ輸出事例数
- 輸出用商品の広告の取組事例数
- 輸出に関する手続き等についてのセミナー・勉強会の開催件数

取組例

○徳島県　とくしま農林水産物等輸出促進ネットワーク
徳島県農林水産物の輸出促進を目的に平成24年度に設立し、県が定めた「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」に基づき輸出拡大を推進し、香港・シンガポール・台湾での農林水産物の輸出定着やEU等への販路を拡大。

○秋田県酒造協同組合
秋田県酒造協同組合の秋田酒輸出促進協議会（ASPEC）加盟5蔵では、平成20年8月から、アメリカの高級レストランや酒販店向けに、「美酒王国秋田」をアピールし、日本酒を輸出。国内の問屋に左右されない新市場の開拓を行い、和食だけでなく、フランス料理店等現地の様々な食文化に日本酒が浸透。

４－⑤　産学官連携研究による農林水産業の新たな商品開発の推進

地域に埋もれた資源の商品化

取組の内容

○　農山漁村の有するポテンシャルを十分に引き出し、地域全体として所得向上を目指すには、品質やブランド力など「強み」のある農林水産物・食品づくりに取り組むことが有効である。

○　特に、各地域に根ざす固有の資源、特産物として生産されている農林水産物・食品等をベースとしつつ、研究開発によって、機能性など品質に関する科学的根拠を取得するとともに、特徴的な商品を開発し、戦略的なマーケティングを通じてブランドとして確立していく等の取組により、地域の活性化を図っていくことが重要である。

○　このため、地域において、都道府県の農業試験場、工業試験場等の公設試、地域の地場産業企業、流通・小売業者等による研究推進体制を構築し、新たな農林水産物・食品等の商品化に向けた研究開発等を支援する。

○　このほか、
①研究独法、企業、大学等からの研究者の派遣
②研究者を獲得するためのｺｰﾃﾞｨﾈｰｼｮﾝやﾘｸﾙｰﾃｨﾝｸﾞ
③持続的な研究を行うための体制づくり等についても支援する。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】
- ○事業化・商品化に結びついた新たな農林水産物・食品等の数
- ○新たな農林水産物・食品等の生産量・販売量
- ○雇用者数の増加

【アウトプットベースの指標例】
- ○新たな農林水産物・食品等の開発成果数
- ○機能性等「強み」の根拠となる研究成果数

取組例

○千葉県（県、中央農研、松山（株）（農機メーカー）、生産者 等）
- 高齢化が進行する中で、労働集約型の落花生生産について収穫、乾燥作業の機械化等による省力生産体系を確立。
- 地域特産作物である落花生の産地の維持に貢献。

普通型コンバインを利用したピックアップ収穫体系の開発・実証

○愛媛県（えひめ飲料、愛媛大学 等）
- 骨粗しょう症等の予防機能を有するβ－クリプトキサンチンを多く含み、効果的な摂取を可能とする、みかんジュースの加工法・商品を開発。
- うんしゅうみかんの生産・加工業の活性化に貢献。

β－クリプトキサンチン高含有みかんジュース「アシタノカラダ」

○鹿児島県（県、九州大学、日本製紙、フンドーキン醤油 等）
- 赤い茶葉が特徴的な新品種「サンルージュ」の機能性（生体防御作用、抗ストレス作用）を解明。
- サンルージュを用いたドレッシングの開発や、生産技術の確立と産地形成により、地域の農業振興に貢献。

サンルージュの栽培ほ場（徳之島）

４－⑥　地域エネルギーを利用した地場産農林水産物等の生産・販売支援

地域に埋もれた資源の見出し・事業化

取組の内容

○　地域で再生可能エネルギー発電事業を実施し、その電気を農林水産業及び食品加工業に利用することで、地場産のエネルギーを利用した農林水産物や食品等を生産・販売する取組を支援し、農林水産物の高付加価値化・ブランド化を図る。

○　具体的に想定される取組は以下のとおり。

・地域で再生可能エネルギー発電事業を行う発電事業者と、その電気を買い取り、農林漁業者や食品加工業者等に安価で販売することを約束する新電力(特定規模電気事業者(PPS：Power Producer and Supplier))を誘致。

・園芸施設や畜産農場、市場、選果場、加工場等での再生可能エネルギー発電による電力の活用を推進。

・地域エネルギーの活用を軸とした、観光業との連携に向けた取組を推進。

・地域において生産された電力を活用した農林水産物である旨をPRした販売促進を実施。

・地域で作られる電力を地域の農林漁業者等で利用できる体制の整備や、農林水産物等の企画及び販路の検討(事業全体構想のコーディネート)について支援。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】

○　本事業による地場産農林水産物等の販売額の増加
○　本事業による生産コストの削減
○　本事業による雇用者数の増加
○　本事業による視察等の地域への来訪者数の増加

【アウトプットベースの指標例】

○　再エネを利用した農林水産関連施設の数

取組例

（下記①②③の複合的取組を想定）

①再エネ電気を利用して農林水産物の生産する事例

○　北海道浜中町

太陽光発電の電気を酪農で使用し、1戸当たりの電力経費を年間20万円程度削減。生産した生乳を「エコ牛乳」としてアピール。

②PPSを活用して安価な再エネ電気を地域に提供する事例

○　岩手県一戸町、大分県佐伯市（両自治体とも取組準備中）

地域の木質バイオマスを利用し発電した電気を、PPSが買い取り、地域内の電気需用者等に通常より安い電気料金で提供。

③再エネ施設に見学者が来訪することで地域産業が活性化する事例

○　山形県最上町

町外からの視察者は、地元旅行社が一元的に受け入れることで、町内の飲食店や宿泊施設等の利用促進につなげている。

４－⑦　地域の森林資源の利用拡大

地域に埋もれた資源の見出し・事業化

取組の内容

【新たな木材製品・技術の開発や販路の拡大】

○　住宅向け構造部材や内装材、非木造建築の木造化を促進する工法など、地域材の需要拡大や高付加価値化に向けた需要者ニーズに即応した商品の開発・普及を行う。

○　中大規模の公共建築物の木造化・木質化を進めるため、設計者等に必要な知見を普及する講習会やセミナー等を開催し人材育成を行う。

○　森林認証材を地域内で供給・活用するため森林認証（FM認証、CoC認証）の取得に向けた調査・計画や関係者の合意形成を図る。

○　地域材を活用し、地域ごとに木材生産者・製材工場・工務店など川上と川下の関係者が連携し、消費者ニーズに対応した特色ある住宅づくり（顔の見える木材での家づくり等）を行う。

【バイオマスとしての有効活用】

○　木質バイオマスの熱利用を進めるため、木質チップ・ペレット・薪の需給体制を構築する。例えば、森林所有者から間伐材等を買い取って薪に加工し販売する場を設けるなど、森林を所有しない地域住民に薪を供給する仕組みを構築する。

重要業績評価指標（KPI）の例

【アウトカムベースの指標例】

○　当該地域における新たな木材製品の需要量

○　当該地域における木質バイオマス燃料の消費量

【アウトプットベースの指標例】

○　開発に取り組んだ商品又は事業の数、人材育成セミナーの回数

取組例

○　高知県では、CLT建築の普及を目的とした協議会を関係団体で立ち上げ、地域の設計者を対象にCLT等新たな木材製品技術を活用する構造設計セミナー等を開催するなど人材育成に取り組んでいる。

○　岩手県住田町では、保育園・学校、役場庁舎、住宅等でのペレットボイラー・ペレットストーブなど、町内における幅広い木質エネルギー利用を推進。原料となる木質ペレットは、町内のプレカット工場の残材等から製造している。

資料12

国土交通省　説明資料

４月３日　地方創生に関する説明会

観光振興について

観光庁

広域観光周遊ルートの形成促進について

H26補正予算額：２５０百万円
H27予算額：３０４百万円

国土交通省

複数の都道府県を跨って、テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地を、交通アクセスも含めてネットワーク化して、外国人旅行者の滞在日数（平均6日～7日）に見合った、訪日を強く動機づける「広域観光周遊ルート」（骨太な「観光動線」）の形成を促進し、海外へ積極的に発信する。

広域観光周遊ルート形成促進事業（広域の協議会による取り組み）

- ○広域観光周遊ルート形成計画の策定
- ○数値目標の設定とPDCAサイクルの整備
- ○外国人受入環境の整備（免税店の整備、多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備、手ぶら観光の推進等）
- ○広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- ○地域の観光資源を活かした滞在コンテンツの充実
- ○広域の関係者の官民連携による体制づくり　等

国の支援

- ○計画策定に係る費用
- ○マーケティング費用
- ○広域での外国人受入環境の整備
- ○広域周遊のための交通アクセスの円滑化
- ○海外への情報発信　等

スケジュール（予定）

2月	世界に誇れる広域観光周遊ルート検討委員会設置
3月	補正予算による調査開始
4月	基本方針の公表 計画の公募
⋮	計画の認定

広域観光周遊ルート形成促進事業パッケージ支援メニュー例

テーマ性・ストーリー性　日本固有の○○文化と○○自然を巡る○○ルート

ルート共通の取組
- マーケティング調査
- 計画策定のための専門家の招へい
- 海外プロモーションの実施
- 広域周遊ツアーの企画・販売
- その他広域の地域共通の取組　等

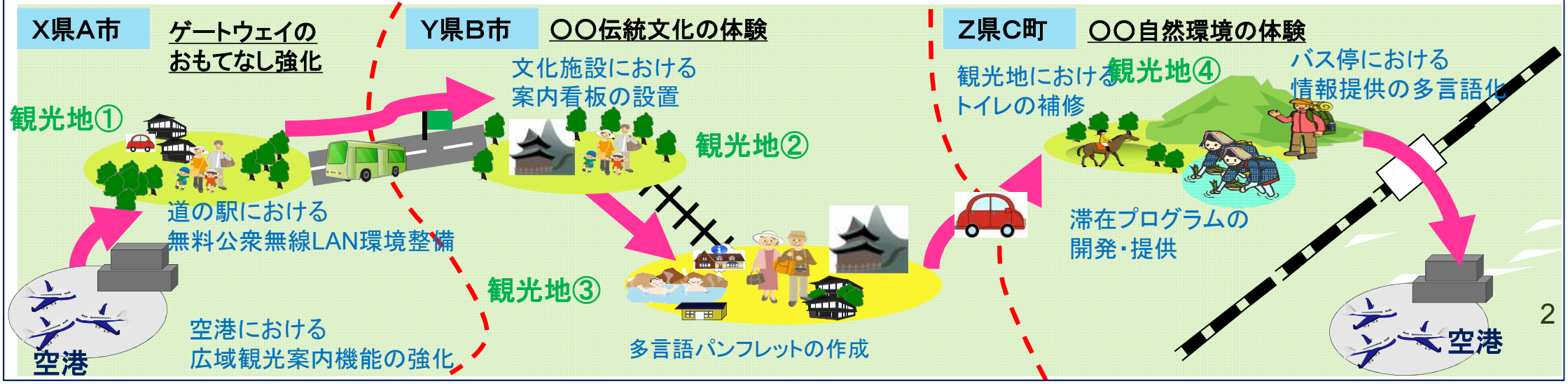

地域資源を活用した観光地魅力創造事業

H27予算額：２９０百万円、皆増（新規）

国土交通省

地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるため、歴史的景観、美しい自然、海洋資源、豊かな農山漁村、魅力ある食文化等の観光資源を活かした地域づくり施策と、体制づくり、受入環境整備、二次交通の充実等の観光振興のための施策を一体で実施する。

様々な地域づくりの取組と連携し、地域の観光資源を世界に通用するレベルまで磨き上げるとともに、外国人の受入環境整備を実施。

- 歴史的景観とバリアフリーの相乗効果による観光振興
- 日本最北の世界自然遺産で観光と保護の両立
- 離島のハンデを克服した観光システムづくり
- 「農」の優位性を活かした産業と観光の融合
- 地産から地消までを観光客とともに創りあげる地域
- 産業遺産を核とした広域連携での観光振興

等

観光関係者による取組

協議会：市町村、観光協会、交通事業者、関係行政機関その他地域づくりの取組を実施する者等により構成

取組の評価を踏まえた計画の見直し

計画の策定（数値目標、取組体制、事業内容等）

マーケティングの実施

地域の魅力を高める取組の実施

①滞在コンテンツの充実・強化
- 着地型旅行商品の造成・販売
- 地産地消の推進
- ガイドの育成

②来訪需要の喚起
- 一元的な情報発信／予約システム の構築
- 宿泊施設の魅力向上
- 地域版MICEの推進検討

③来訪者の利便性等向上
- 観光案内所の機能強化
- 観光地周遊バスの実証運行
- 美観の維持、トイレ改修

④外国人受入環境整備
- 観光案内の多言語表記化
- Wi-Fi環境の整備
- 免税店の導入検討

等

パッケージ支援

国による支援

- ○計画策定に係る費用
- ○マーケティング費用
- ○着地型旅行商品等の滞在コンテンツの企画・作成費用
- ○二次交通の整備に係る実証実験等の実施費用
- ○受入環境整備、おもてなしの向上に係る費用

等

〈観光による活性化事例（埼玉県川越市）〉

［歴史的景観］

［多言語表記案内板］

歴史的景観を活かしつつ、
- 滞在コンテンツの充実
- 外国人受入環境の整備

等を総合的に実施

［外国人も含めた賑わい］

川越市外国人入込観光客数
H25年　45，000人
H19年　31，000人
（川越市HP「観光統計資料」より）
⇒ 平成19年比45%増

地方における消費税免税店の拡大について

国土交通省

外国人旅行者による地方での旅行消費を拡大し、地域経済の活性化を図るため、
商店街、物産センターなど地方の外国人旅行者向け免税店の拡大を推進。
※全国の免税店数：平成26年4月1日 5777店 → 平成26年10月1日 9,361店。半年間で 3,584店増加。

消費税免税制度の拡充

〈拡充第1弾〉（2014年10月1日運用開始）

・全ての品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。

［平成27年度税制改正の大綱（平成27年1月14日閣議決定）］

〈拡充第2弾〉（2015年4月1日運用開始）

・免税手続の第三者への委託を可能とし、商店街や物産センター等において、免税手続の一括カウンターの設置を実現。

・外航クルーズ船の寄港時に埠頭に臨時出店する仮設店舗の免税許可申請を簡素化する。

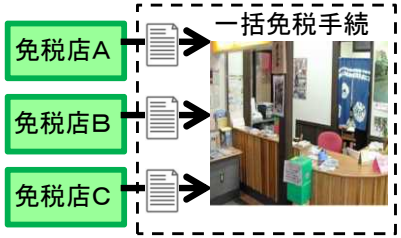

シンボルマーク制度、相談対応制度の活用

・地方運輸局に設置した免税制度相談窓口を周知・活用。

・免税店のブランド化・認知度向上のために創設した「免税店シンボルマーク」の使用申請にあわせて免税店の「活きた情報」を取得しＪＮＴＯのＨＰで海外向け情報発信。

ショッピングの魅力を官民連携して海外に発信

・地方ならではの魅力あるお土産や新しい消費税免税制度の情報を、観光庁やＪＮＴＯ、百貨店、航空会社、旅行会社、クレジットカード会社等官民が連携して発信。

【旅行消費額と訪日外客数の推移】

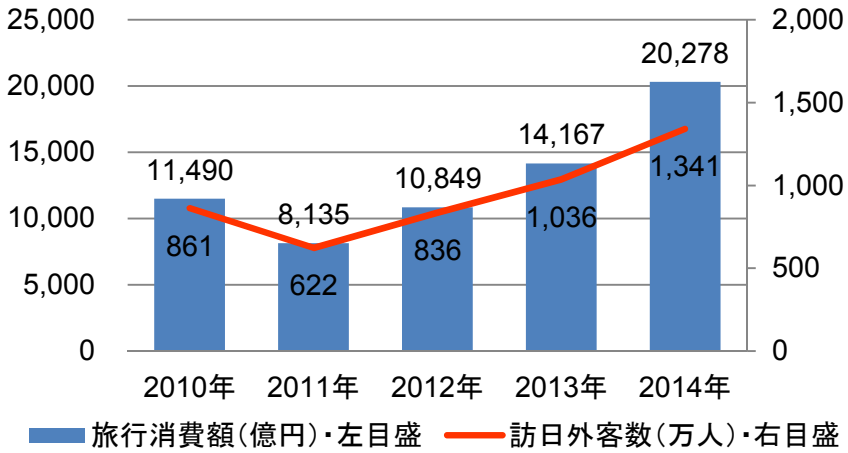

【訪日外国人の費目別旅行消費額（2014年）】

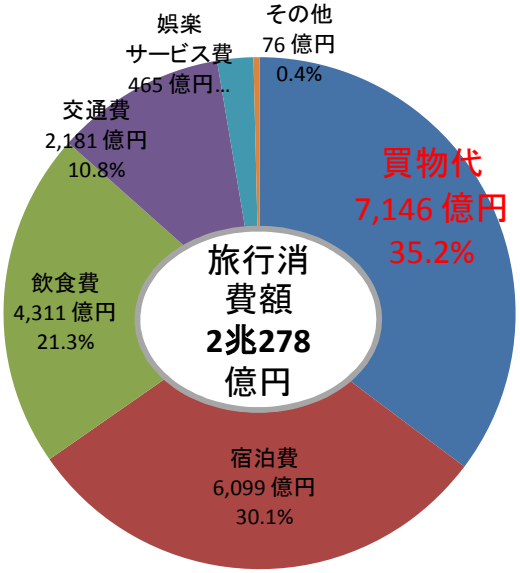

<拡充第一弾>2014年10月１日運用開始　消費税免税制度の改正

国土交通省

対象品目の拡大

食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、特定の条件の下、**全ての品目を免税対象品目とする。**

○一般物品（消耗品以外のもの）

家電製品

着物・服

カバン

同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の一般物品の販売合計額が、１万円を超えるもの

○消耗品（食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他消耗品）

食品類

飲料類

薬品類

化粧品類

同一の非居住者に対して、同一店舗における１日の消耗品の販売合計額が、５千円を超え、５０万円までの範囲内 のもの

※　非居住者が事業用又は販売用として購入することが明らかな物品は免税販売対象外。

手続きの簡素化

手続時の外国人旅行者の記入負担、店舗の事務負担を軽減するため。　「購入記録票」及び「購入者誓約書」は、特定の様式でなくても、記載すべき事項を記載していれば自由様式を使用してよいこととなった。

<拡充第二弾>2015年4月1日運用開始　一括カウンター制度

国土交通省

免税手続を第三者へ委託することにより、商店街・物産センター等において、免税手続の一括カウンターの設置を可能とする（2015年4月1日より制度開始）。
併せて、一括カウンターでは、店舗を超えて購入金額の合算を可能とする（ただし、一般物品と消耗品は区別）。

施策の背景

2014年10月1日より全品目が消費税免税の対象となり、地方の名産品にも対象が拡大。外国人旅行者がより一層買い物を楽しむことができるよう、地方の商店街等における免税店の拡大と外国人旅行者の利便性向上が必要。

制度の概要

商店街における一括カウンターの設置イメージ

【旧制度】
免税店が一部の店舗のみに留まっており、商店街全体に広がっていない。

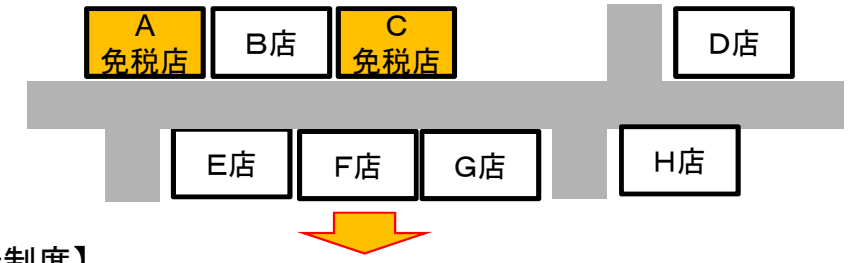

【新制度】
①一括カウンターの設置が可能となり、より多くの店舗が免税店許可を取得し、商店街が一体となって外国人旅行者を誘致。
②外国人旅行者は、一括カウンターにおいて購入金額を合算できるため免税で買い物がしやすくなり、免税手続もまとめて一度にできる。

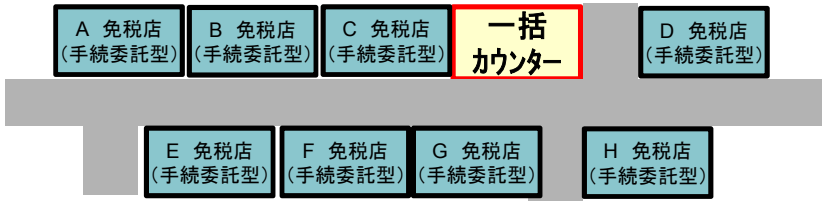

Japan. Tax-free Counter

・外国人旅行者が免税店でお得に便利に買物を楽しむことで、消費額の増加が期待される。

【免税店数の増加】

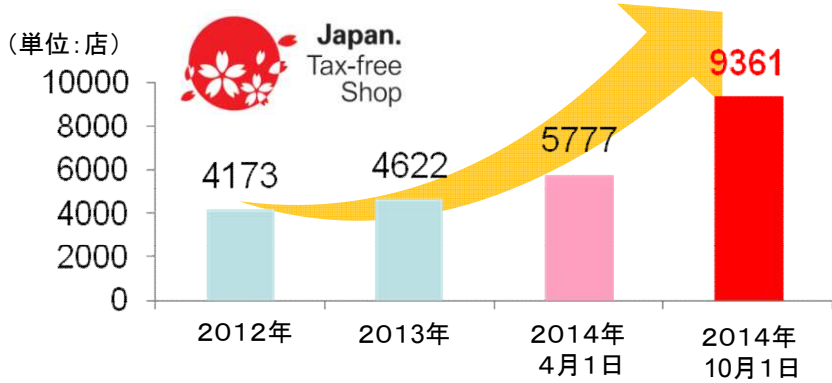

《三大都市圏とその他道県における免税店数の割合》

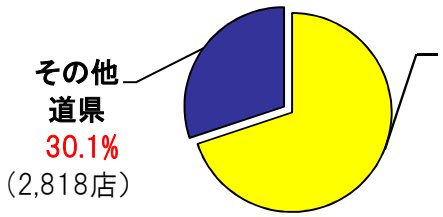

【地域の商店街】

札幌狸小路商店街
（北海道札幌市）

川越一番街商店街
（埼玉県川越市）

（参考）消費税免税店の都道府県別分布

国土交通省

都道府県別の輸出物品販売場数（全国9，361店　2014年10月1日時点）

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
札幌国税局	283	594	311	209. 9%
北海道	283	594	311	209. 9%
仙台国税局	81	156	75	192. 6%
青森	5	12	7	240. 0%
岩手	2	18	16	900. 0%
宮城	58	94	36	162. 1%
秋田	2	7	5	350. 0%
山形	5	8	3	160. 0%
福島	9	17	8	188. 9%
関東信越国税局	274	509	235	185. 8%
茨城	34	66	32	194. 1%
栃木	34	69	35	202. 9%
群馬	16	22	6	137. 5%
埼玉	93	211	118	226. 9%
新潟	46	53	7	115. 2%
長野	51	88	37	172. 5%
東京国税局	2674	4172	1498	156. 0%
千葉	197	383	186	194. 4%
神奈川	229	468	239	204. 4%
東京	2238	3268	1030	146. 0%
山梨	10	53	43	530. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
金沢国税局	99	122	23	123. 2%
富山	68	73	5	107. 4%
石川	29	46	17	158. 6%
福井	2	3	1	150. 0%
名古屋国税局	365	595	230	163. 0%
岐阜	28	57	29	203. 6%
静岡	95	161	66	169. 5%
愛知	194	296	102	152. 6%
三重	48	81	33	168. 8%
大阪国税局	1267	2084	817	164. 5%
滋賀	27	52	25	192. 6%
京都	187	351	164	187. 7%
大阪	852	1259	407	147. 8%
兵庫	180	307	127	170. 6%
奈良	13	49	36	376. 9%
和歌山	8	66	58	825. 0%
広島国税局	126	220	94	174. 6%
鳥取	6	23	17	383. 3%
島根	1	6	5	600. 0%
岡山	31	56	25	180. 6%
広島	68	114	46	167. 6%
山口	20	21	1	105. 0%

	店舗数		増加数	対前回比率
	2014. 4. 1	2014. 10. 1		
高松国税局	50	87	37	174. 0%
徳島	2	3	1	150. 0%
香川	25	48	23	192. 0%
愛媛	19	25	6	131. 6%
高知	4	11	7	275. 0%
福岡国税局	422	587	165	139. 1%
福岡	371	507	136	136. 7%
佐賀	24	37	13	154. 2%
長崎	27	43	16	159. 3%
熊本国税局	54	97	43	179. 6%
熊本	15	24	9	160. 0%
大分	15	22	7	146. 7%
宮崎	10	15	5	150. 0%
鹿児島	14	36	22	257. 1%
沖縄国税事務所	82	138	56	168. 3%
沖縄	82	138	56	168. 3%
合計	5777	9361	3584	162. 0%

2014年10月1日現在：国税局所管地域別（国税庁集計）

（参考）外国人旅行者消費税免税制度の問い合せ先

国土交通省

	消費税免税制度相談窓口 （①手続委託型輸出物品販売場制度）		②外航クルーズ船が寄港する港湾における輸出物品販売場に係る届出制度
	観光庁・地方運輸局	経済産業省・地方経済産業局	国土交通省港湾局・地方整備局
	観光庁　観光戦略課 （電話）　03-5253-8322	商務流通保安グループ　流通政策課 （電話）03-3501-1708	港湾局　産業港湾課 （電話）03-5253-8672
北海道	北海道運輸局　観光地域振興課 （電話）011-290-2722	北海道経済産業局　流通産業課 （電話）011-738-3231	北海道開発局　港湾計画課 （電話）011-709-2137
東北	東北運輸局　国際観光課 （電話）022-791-7510	東北経済産業局　商業・流通サービス産業課 （電話）022-221-4914	東北地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）022-716-0005
関東	関東運輸局　国際観光課 （電話）　045-211-7273	関東経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）　048-600-0345	関東地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）045-211-7416
中部	中部運輸局　観光地域振興課 （電話）052-952-8009	中部経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）052-951-0597	中部地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）052-209-6323
北陸	北陸信越運輸局　観光地域振興課 （電話）025-285-9181		北陸地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）025-370-6706
近畿	近畿運輸局　観光地域振興課 （電話）06-6949-6411	近畿経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）06-6966-6025	近畿地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）078-391-8361
中国	中国運輸局　国際観光課 （電話）082-228-8702	中国経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）082-224-5655	中国地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）082-511-3928
四国	四国運輸局　観光地域振興課 （電話）087-835-6357	四国経済産業局　商業・流通・サービス産業課 （電話）087-811-8524	四国地方整備局港湾空港部　港湾計画課 （電話）087-811-8330
九州	九州運輸局　観光地域振興課 （電話）092-472-2920	九州経済産業局　流通・サービス産業課 （電話）092-482-5455	九州地方整備局港湾空港部 港湾物流企画室 （電話）092-418-3379
沖縄	沖縄総合事務局　運輸部企画室 （電話）098-866-1812	沖縄総合事務局　経済産業部　商務通商課 （電話）098-866-1731	沖縄総合事務局　港湾計画課 （電話）098-866-1906

「コンパクトシティ形成支援チーム」に関する取組について

国土交通省
都市局　都市計画課
総合政策局　公共交通政策部　交通計画課

まち・ひと・しごと総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）

国土交通省

主な政策パッケージ

4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

（イ） 地方都市における経済・生活圏の形成

○都市のコンパクト化と、公共交通網の再構築をはじめとする周辺等の交通ネットワーク形成が必要。

○都市全体の観点から、地域包括ケアシステムの構築や公共施設の再編、中心市街地活性化等関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討する必要。

○<u>関係省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設け、強力な支援体制を構築</u>。

○<u>2020年までに立地適正化計画を作成する市町村数を150市町村、</u>地域公共交通網形成計画の策定総数100件を目指す。

関係省庁をあげて、横の連携を強化し、市町村の取組を強力に支援

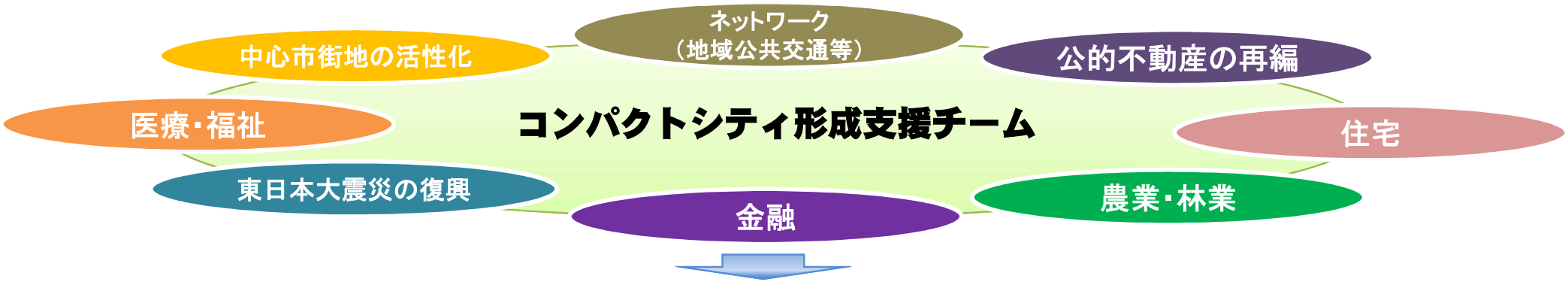

○ 市町村からの相談等のワンストップ対応
○ 国の制度・施策へのフィードバック
○ 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
○ 政策に関する情報発信

コンパクトシティ形成支援チームの設置（平成27年3月19日）

国土交通省

コンパクトシティ形成に向けた市町村の取組が一層円滑に進められるよう、関係施策が連携した支援策について検討するなど、関係省庁をあげて市町村の取組を強力に支援

チームメンバー

チームリーダー	国土交通省	大臣官房審議官（都市局担当）
副チームリーダー		総合政策局公共交通政策部長
構成員	内閣官房	まち･ひと･しごと創生本部事務局参事官
	復興庁	統括官付参事官
	総務省	自治行政局市町村課長
		自治財政局財務調査課長
	財務省	理財局国有財産企画課長
	金融庁	監督局総務課長
	文部科学省	大臣官房政策課長
	厚生労働省	医政局地域医療計画課長
		雇用均等･児童家庭局 保育課長
		老健局高齢者支援課長
	農林水産省	農村振興局農村政策部都市農村交流課都市農業室長
	経済産業省	商務情報政策局商務流通保安グループ中心市街地活性化室長
	国土交通省	総合政策局公共交通政策部交通計画課長
		住宅局 住宅政策課長
		都市局 都市計画課長

事務局：国土交通省

- ○ 市町村からの相談等のワンストップ対応
- ○ 国の制度・施策へのフィードバック
- ○ 政策現場における課題やニーズの吸い上げ・共有
- ○ 政策に関する情報発信

当面のスケジュール

国土交通省

◆３月１９日　第１回 コンパクトシティ形成支援チーム会議　（実施済）

○コンパクトシティ形成支援チームの設置について
○コンパクトシティの形成に向けた基本認識について
○関係省庁施策内容の共有

◆４月１０日　第２回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○地方公共団体に対する関係省庁のコンパクトシティ形成に向けた政策に関する説明会

◆５月中旬　ブロック別相談会
国土交通省がコンパクトシティの形成に取り組む地方公共団体とのブロック別相談会を実施

◆５月下旬又は６月上旬　第３回 コンパクトシティ形成支援チーム会議

○地方公共団体の取組状況等の共有（ブロック別相談会の報告）
○地方公共団体からのヒアリング（課題やニーズの吸い上げ・共有等）

都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づく施策①

国土交通省

平成26年8月1日施行

改正都市再生特別措置法

●立地適正化計画（市町村）

・都市全体の観点から、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープランを作成

・民間の都市機能への投資や居住を効果的に誘導するための土俵づくり（多極ネットワーク型コンパクトシティ）

都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定

◆都市機能（福祉・医療・商業等）の立地促進

○誘導施設への税財政・金融上の支援

○福祉・医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

○公的不動産・低未利用地の有効活用

◆歩いて暮らせるまちづくり

○歩行空間の整備支援

◆区域外の都市機能立地の緩やかなコントロール

○誘導したい機能の区域外での立地について届出、市町村による働きかけ

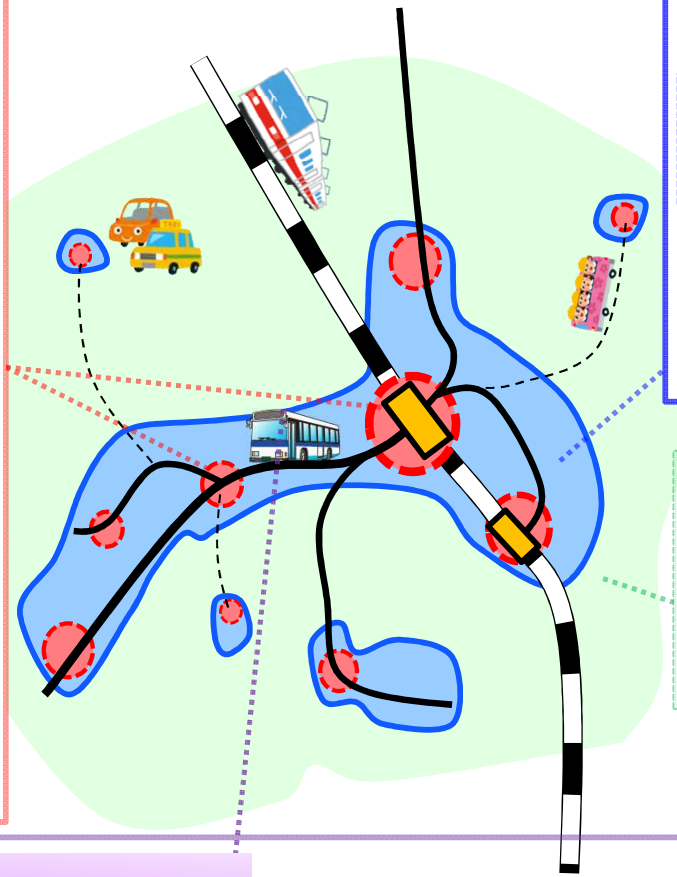

居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定

◆区域内における居住環境の向上

○住宅事業者による都市計画等の提案制度

◆区域外の居住の緩やかなコントロール

○一定規模以上の区域外での住宅開発について、届出、市町村による働きかけ

◆区域外の住宅等跡地の管理・活用

○協定を締結した跡地の適正管理を支援

○不適切な管理がなされている跡地に対する市町村による働きかけ

公共交通

維持・充実を図る公共交通網を設定

◆公共交通を軸とするまちづくり

○地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）

※下線は法律に規定するもの

都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づく施策②

国土交通省

改正地域公共交通活性化再生法

ポイント

①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワーク を再構築

基本方針

国が策定
まちづくりとの連携に配慮

地域公共交通網形成計画

事業者と協議の上、地方公共団体が協議会を開催し策定

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

地域公共交通特定事業

地域公共交通再編事業	軌道運送高度化事業（LRTの整備）	鉄道事業再構築事業（上下分離）	…
地域公共交通再編実施計画	実施計画	実施計画	…

国土交通大臣が認定し、計画の実現を後押し

取組イメージ（福岡県八女市）

○ 5町村が合併し、別々であった政策を計画策定から再編・統一。

○既存の路線バス、患者輸送車、福祉バス等を見直し、広域移動を可能にする幹線路線バス2系統と、そこに接続する「デマンドタクシー」の連携による再編を図り、交通空白地域を解消。

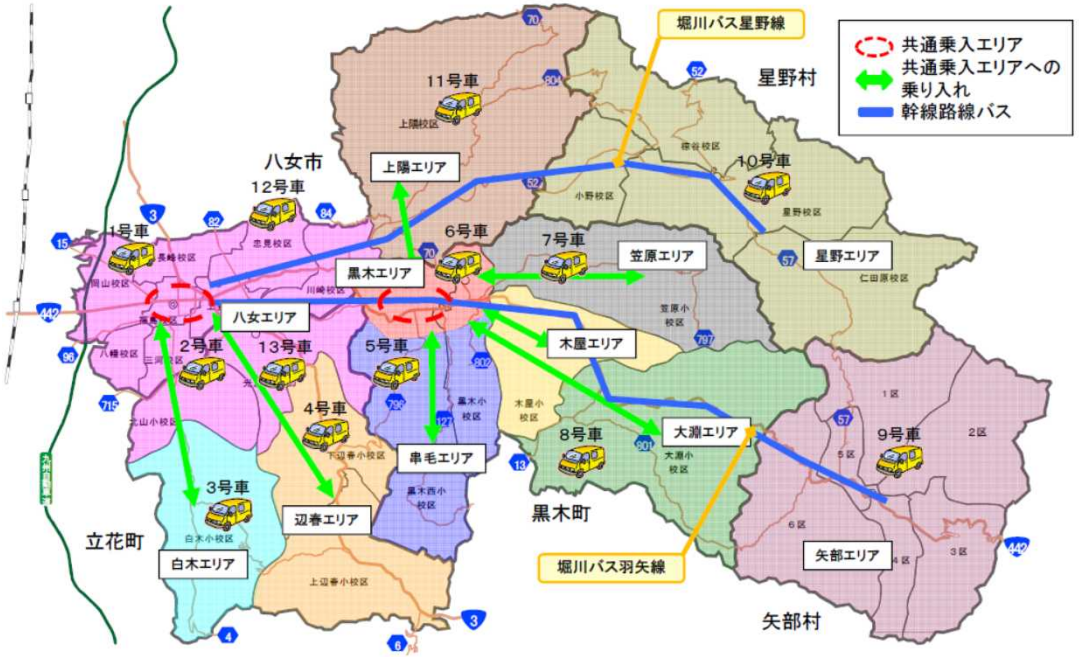

ワンストップ相談窓口

地域公共交通網形成計画（地域公共交通活性化再生法）、立地適正化計画（都市再生特別措置法）を活用した「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の推進のため、地方整備局・地方運輸局にワンストップ相談窓口を設置。

関係省庁との連携施策例①　～公的不動産の再編との連携～

国土交通省

公的不動産の課題と取組の方向性

※公的不動産は我が国の全不動産の１／４の資産規模を占める

公共施設等総合管理計画の策定

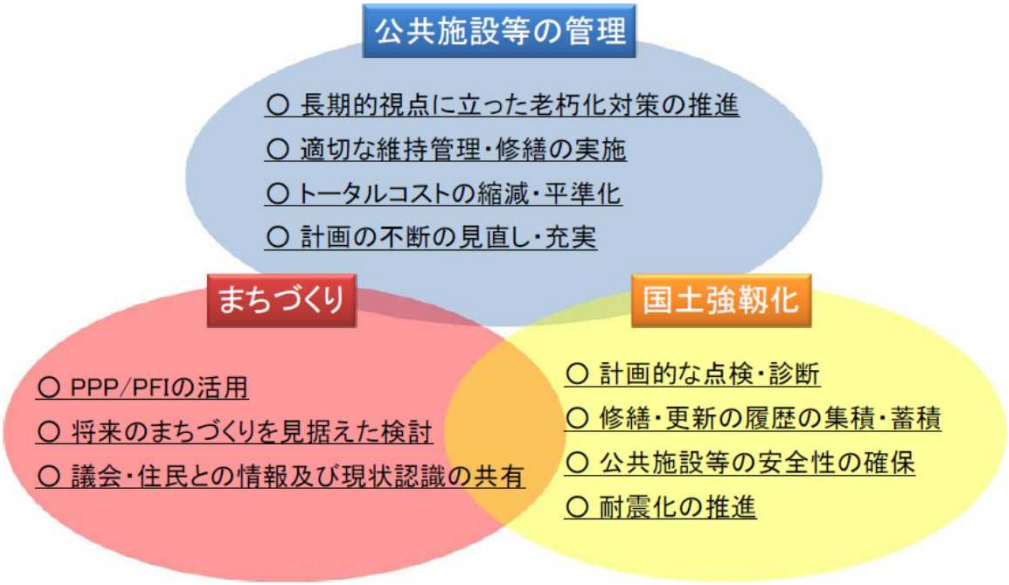

地方公共団体においては、

○人口減少や少子高齢化の進展

○将来の公共施設等の維持管理・更新費用の増大

が見込まれること等を踏まえ、

公共施設等の総合的かつ計画的な管理が必要

○ 総務省からの要請により、
地方自治体の９８％が平成２８年度までに策定予定

○ 主に財政負担の軽減・平準化を目的として
公共施設の更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施

「コンパクトなまちづくり」と「公的不動産の再編」との連携

○公的不動産の再編にあたっては、住民の利便性や公共投資の効率性の維持・向上を図るため、
コンパクトなまちづくりと連携して実施することが重要

例）・庁舎、公民館等の公共施設を重要な都市機能と捉え、再編にあたり拠点への集約化を図る
・低未利用の公有地を必要な施設整備の種地として活用

○国土交通省では、「まちづくりのための公的不動産有効活用ガイドライン」を発出（H26.4）

関係省庁との連携施策例②　～福祉・医療政策の取組との連携～

国土交通省

「地域包括ケアシステム」の実現

○地域における医療･介護体制の見直し

2025年を目途に医療･介護･予防･住まい・生活支援が一体的に提供される「**地域包括ケアシステム**」の構築に取り組む
（概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域）

健康日本21（第二次）平成25年～

○国民の健康の増進の総合的な推進

生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現

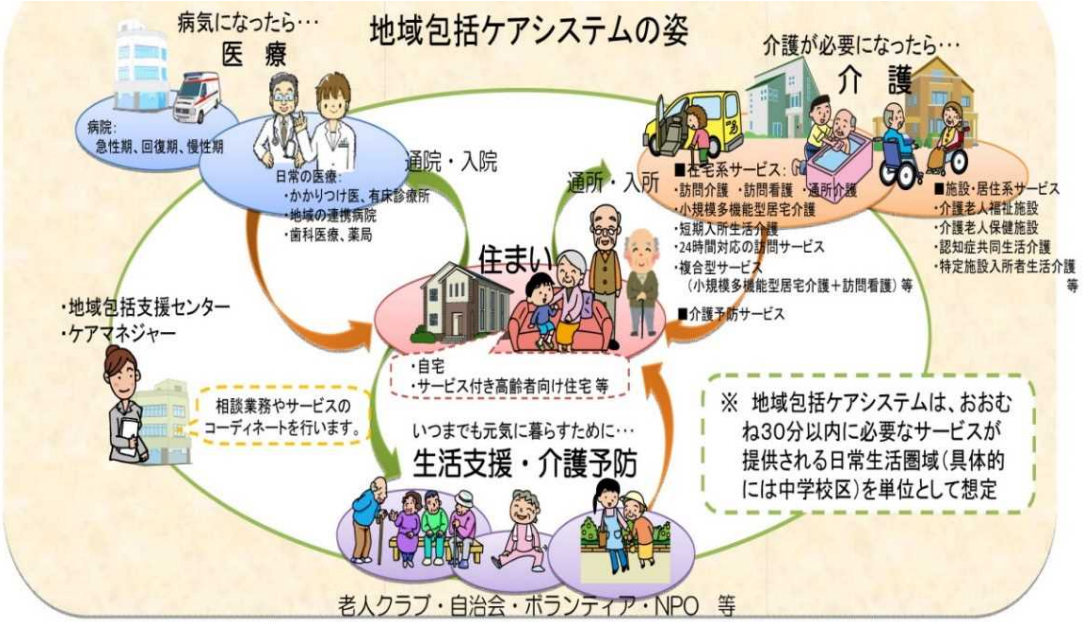

住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供
（団塊世代が７５歳以上になる２０２５年を目標）

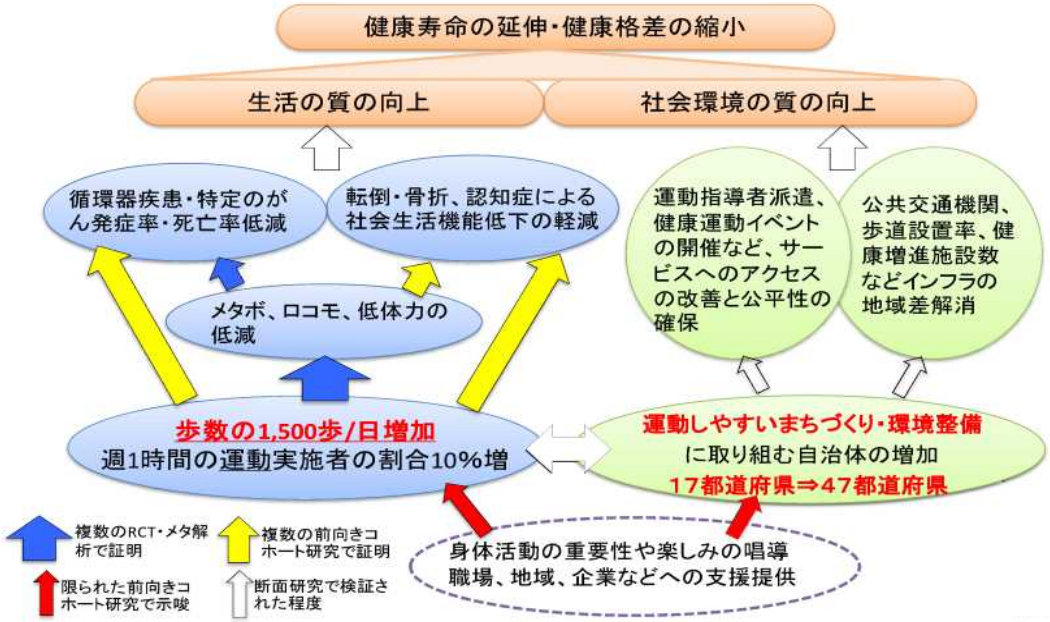

・日常生活における歩数の増加、運動習慣者の割合の増加、
・住民が運動しやすいまちづくり・環境整備に取組む自治体数の増加

○ 医療や介護など様々な生活支援サービスが日常生活圏域で適切に提供されるコンパクトなまちづくりが重要

○ 国土交通省では、平成25年5月に「健康・医療・福祉まちづくり研究会」を起ち上げ、学識、地方公共団体、内閣官房、厚生労働省との議論を重ね「健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン」を策定。

コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口

国土交通省

〇コンパクトシティの形成に向けた地域に身近な相談窓口を、地方整備局等と地方運輸局等に設置。コンパクトシティ形成支援チームに関する事項についても本相談窓口で対応。

＜コンパクトシティ全般や立地適正化計画等について＞

機関名	担当課	電話番号
北海道開発局	事業振興部都市住宅課	011-738-0234
東北地方整備局	建政部都市・住宅整備課	022-225-2016
関東地方整備局	建政部都市整備課	048-600-1907
北陸地方整備局	建政部都市・住宅整備課	025-280-8755
中部地方整備局	建政部都市整備課	052-953-8573
近畿地方整備局	建政部都市整備課	06-6942-1081
中国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	082-511-6194
四国地方整備局	建政部都市・住宅整備課	087-811-8315
九州地方整備局	建政部都市・住宅整備課	092-471-6355（内線 6165）※
沖縄総合事務局	開発建設部 建設産業・地方整備課	098-866-1910

＜地域公共交通網形成計画等について＞

機関名	担当課	電話番号
北海道運輸局	企画観光部交通企画課	011-290-2721
東北運輸局	企画観光部交通企画課	022-791-7507
関東運輸局	企画観光部交通企画課	045-211-7209
北陸信越運輸局	企画観光部交通企画課	025-285-9151
中部運輸局	企画観光部交通企画課	052-952-8006
近畿運輸局	企画観光部交通企画課	06-6949-6409
中国運輸局	企画観光部交通企画課	082-228-8701
四国運輸局	企画観光部交通企画課	087-835-6356
九州運輸局	企画観光部交通企画課	092-472-2315
沖縄総合事務局	運輸部企画室	098-866-1812

どちらに相談して良いか分からない場合は、どちらにご連絡を頂いても適切に対応致します。

※　電話番号に続けて内線番号を入力下さい。

国土交通省における「小さな拠点」に関する取組について

国土交通省　国土政策局　地方振興課
総合計画課

小さな拠点　～地域消滅を防ぐには、日常を支える機能の維持がポイント～

国土交通省

出典：国土のグランドデザイン2050参考資料

○全国を1km²毎の地点でみると、人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上を占める。
○しかし、非都市地域でも旧役場、小学校の周辺の地域では集落が残れる可能性。
○そのためには、日常を支える機能を残せるか否かがポイント。

将来人口推計

	2010年人口（万人）	2050年人口（万人）	減少率	人口増減率別1kmメッシュ割合（対居住メッシュ）				
				半減以下			0以上50%未満減	増加
					うち非居住化	うち50%以上減		
全国	12,806	9,708	▲24%	63%	19%	44%	35%	2%

地域消滅のおそれ

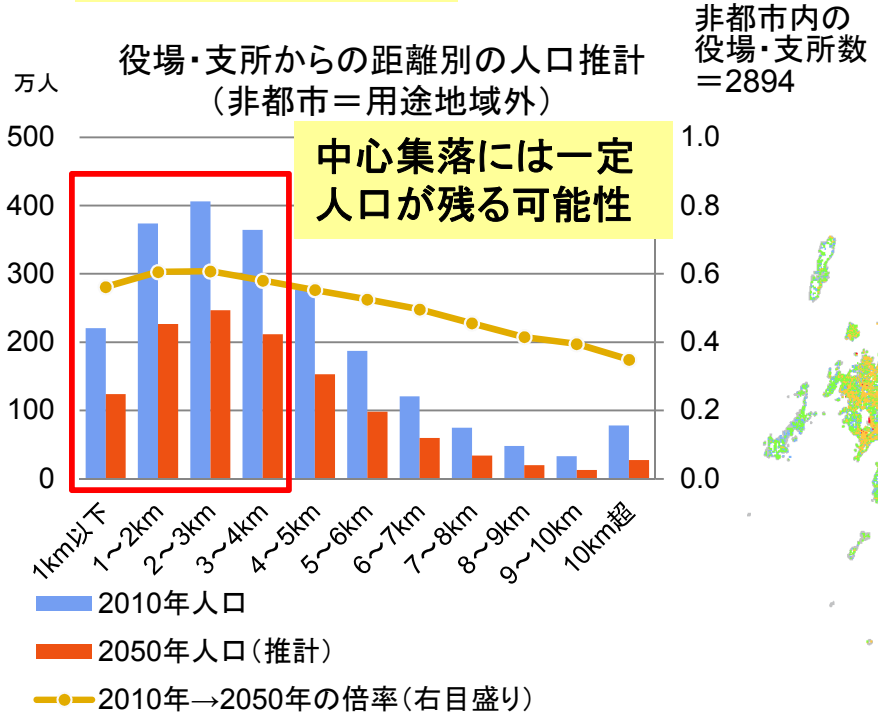

注）用途地域及び役場・支所データは、国土交通省国土政策局「国土数値情報」による。

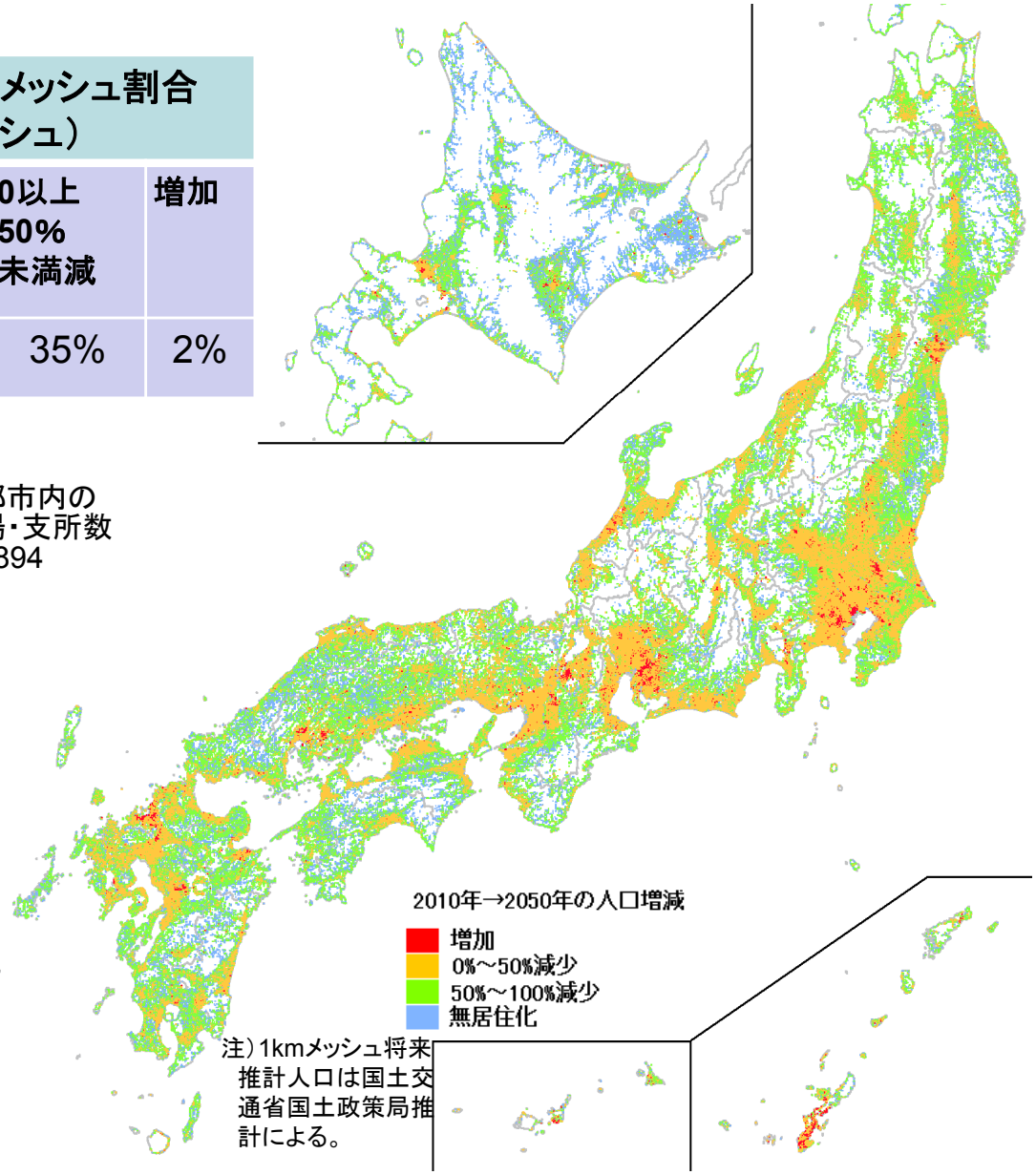

注）1kmメッシュ将来推計人口は国土交通省国土政策局推計による。

「小さな拠点」に係る取組の経緯等について

国土交通省

○取組の経緯

平成20年7月　国土形成計画（全国計画）

「地域によっては、人口減少、高齢化が著しく、維持・存続が危ぶまれる集落が存在している。」と初めて国土計画に位置付け

平成21年4月　国土交通省　過疎集落研究会報告書（座長：小田切徳美明治大学農学部教授）

「過疎集落の住民生活の安定を図るためには、（中略）具体的には、①日常的な医療、福祉、買い物、地域交通等の生活に必要な基礎的サービスを提供する、小さな拠点を整備すること」

平成22年1月　国土審議会政策部会集落課題検討委員会とりまとめ（委員長：奥野信宏中京大学総合政策学部教授）

「基礎的な生活サービスを集落住民に効果的に提供するためには、医療、食料品・日用品の販売、金融等の複数の生活サービスの提供機能を集約した『小さな拠点』を整備するとともに、それへのアクセス手段を確保することが有効である。」

平成24年　「『小さな拠点』づくりガイドブック」の作成

平成25～26年　国の調査を通じた地域内の合意形成支援（モニター調査の実施（全国24地域））

平成26年7月　「国土のグランドデザイン2050」

「集落が散在する地域において、商店、診療所など日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を、歩いて動ける範囲に集め、周辺地域とネットワークでつないだ「小さな拠点」を形成する。

平成27年3月「新たな国土形成計画（全国計画）中間とりまとめ」

中山間地域等における人口規模の小さな集落地域においては、生活サービス機能を始めとする各種機能を集約した「小さな拠点」の形成・活用を戦略的に進める。

○他省庁との連携

内閣府地方創生推進室、総務省、農林水産省とも連携して、「小さな拠点」に関する取組を推進している。

「小さな拠点」の形成推進

国土交通省

人口減少・高齢化が進む過疎地域等において、基幹集落に生活機能等を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進することで、集落の再生・活性化を図る。このため、生活圏形成プログラムの策定及び具体化を一体的に支援するとともに、多様な関係者の連携・協働による総合的な取組を推進。

「小さな拠点」づくり

○廃校舎等の既存公共施設を活用して行う施設の集約・再編、機能再生等
（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）

○「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災等の地域拠点機能の強化のため、重点的に支援

連携

構想策定・合意形成

具体化

（プランづくり）
地域の点検、集落間の機能分担、「小さな拠点」づくり計画、公共施設の再編・整備計画の策定等

（社会実験）
コミュニティ内の移動の確保や集落コンビニの運営等について、社会実験を通じて行う検証等

（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）

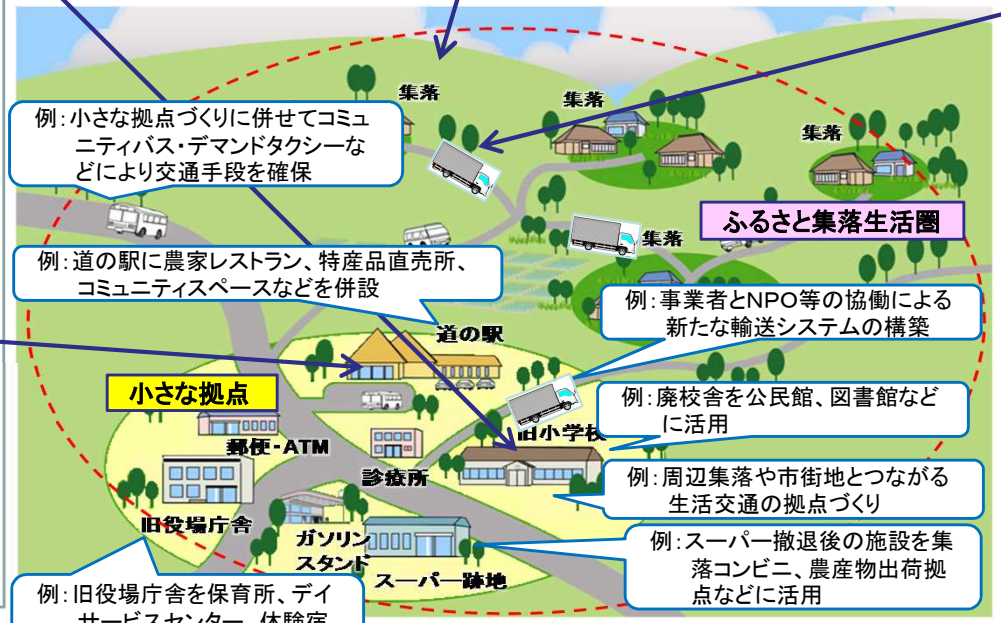

※既存住宅ストックの有効活用の取組みとも連携

具体化

ネットワークの形成

○コミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送によるコミュニティ内の移動の維持・確保

○事業者とＮＰＯ等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムの構築

地域の担い手づくり

○ソーシャルビジネスをはじめ、地域ビジネスの担い手を支援する中間支援組織の育成等
（新たな公による地域ビジネス創造支援体制の構築）

連携

○地域の見守りや地域の担い手となる人材確保、都市農村交流などの農山漁村の活性化等について、関係省庁（総務省、農林水産省等）と連携して総合的な取り組みを推進

※この他、構想策定や合意形成（「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業）について、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、重複の排除を進めつつ、窓口の一元化を図る。

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

国土交通省

基幹となる集落に生活機能を集めた「小さな拠点」を核とし、周辺集落とのアクセス手段を確保した「ふるさと集落生活圏」の形成を推進し、集落の再生・活性化を図る。

「小さな拠点」と「ふるさと集落生活圏」

小さな拠点 :【下図の　　のエリア】
小学校区など、複数の集落が集まる地域において、商店、診療所等の複数の生活サービスや地域活動の場を、歩いて動ける範囲に集めた、地域の拠点となる集落。

ふるさと集落生活圏 :【下図の　　で囲むエリア】
小さな拠点と周辺の集落とをコミュニティバスなどで結んだ圏域。小さな拠点に人々が集い、交流する機会が広がることで、 新しい集落地域の再生を図る。

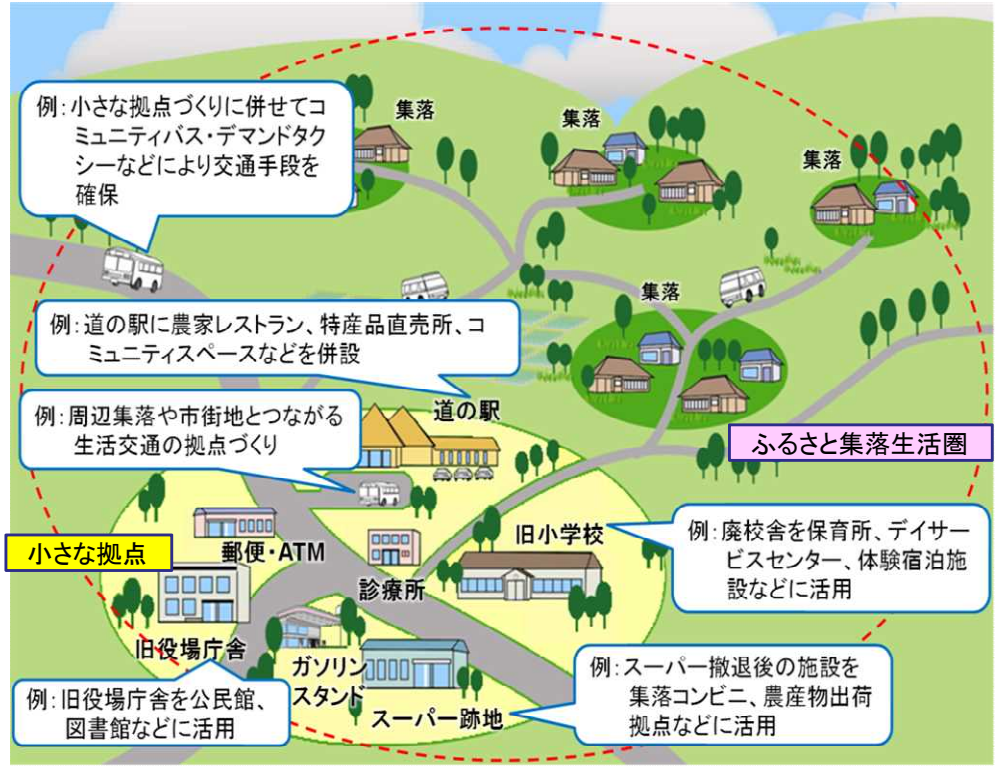

実　施　内　容

平成26年度まで実施していた国のモニター調査を廃止・再編するとともに、現行の集落活性化推進事業と統合し、一体的に支援。

「小さな拠点」を核とした
「ふるさと集落生活圏」形成推進事業

○プランづくり、社会実験
- 定額補助（上限300万円/年、2年間を限度）
- プランづくりを通じた合意形成や、住民・市町村の連携による移動確保等の実証検証を支援。

○施設の再編・集約
- 補助率1／2以内
- 既存公共施設を活用した公共サービス施設の再編・集約に係る改修費、廃止施設の除却費を補助。（小さな拠点の形成に資する事業に限定して実施。）

※全て条件不利地域を対象

国土交通省地方振興課ホームページURL
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html

「小さな拠点」づくりガイドブック（平成24年度作成）

国土交通省

集落地域の大きな安心と希望をつなぐ「小さな拠点」づくりガイドブック

～つながり、つづける地域づくりで 集落再生

平成 25 年 3 月
国土交通省国土政策局
集落地域における小さな拠点形成推進に関する検討会

国土交通省総合計画課ホームページURL
http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html

目　　次

はじめに
ガイドブックのねらい――1
ガイドブックの構成――1

第1部 「小さな拠点」とは
1．集落地域における「小さな拠点」とは？――2
2．「小さな拠点」にはどのような役割があるの？――3
3．「小さな拠点」をつくるとどのような効果があるの？――4
4．なぜ「小さな拠点」をつくる必要があるの？――5
5．地域の『困りごと』を「小さな拠点」で解決するには？――6

第2部 「小さな拠点」づくりの手順とポイント
1．「小さな拠点」づくりはどう進めるの？――10
2．「小さな拠点」づくりのポイント――12

第3部 「小さな拠点」づくりに向けて ～事例から学ぶ～
1．「小さな拠点」づくりに関する取組事例――22
2．「小さな拠点」づくりに関する取組事例の概要――23

◆（旧）小学校区のエリアでの拠点づくりの事例◆
事例1　秋田県由利本荘市　鳥海町笹子地区〔道の駅　清水の里・鳥海郷〕――24
事例2　京都府南丹市　美山町平屋地区〔道の駅　美山ふれあい広場〕――26
事例3　岡山県笠岡市　北木島町〔北木島診療所・北木公民館〕――28
事例4　広島県東広島市　河内町小田地区〔小田地域センター・小田診療所〕――30
事例5　山口県阿武町　宇田郷地域〔ひだまりの里〕――32
事例6　高知県四万十市　西土佐地域大宮地区〔（株）大宮産業〕――34
事例7　大分県中津市　山国町槻木地区〔槻木交流センター・槻木診療所〕――36

◆平成の合併前の旧町村のエリアでの拠点づくりの事例◆
事例8　新潟県上越市　安塚区〔安塚コミュニティプラザ〕――38
事例9　岡山県新見市　哲西地域〔きらめき広場・哲西、道の駅・鯉が窪〕――40

◆都道府県・市町村の取組事例◆
事例10　高知県及び市町村（参考事例：集落活動センター汗見川）――42
事例11　山形県小国町（参考事例：叶水基幹集落センター）――43

このガイドブックは、国土交通省国土政策局において、平成24年度に有識者からなる「集落地域における『小さな拠点』形成推進に関する検討会」を設置し、検討を行った成果をとりまとめたものです。

〔検討会委員〕

○小田切	徳美	明治大学農学部教授
中塚	雅也	神戸大学大学院農学研究科准教授
沼尾	波子	日本大学経済学部教授
平井	太郎	弘前大学大学院地域社会研究科准教授
藤山	浩	島根県中山間地域研究センター研究企画監
前田	和彦	高知県産業振興推進部中山間地域対策課課長
山口	政幸	山形県小国町副町長

（敬称略、五十音順、○印は座長）

地域の持続可能な
物流ネットワークの構築について

国土交通省　物流審議官部門物流政策課企画室

地域の持続可能な物流ネットワークの構築（施策の概要）

国土交通省

少子高齢化等を背景として過疎化が進みつつある地域では物流の効率が低下する一方、車を運転しない者の増加に伴い日用品の宅配などの生活支援サービス等のニーズは高まっている。

過疎地等における事業者とNPO等の協働による宅配サービスの維持・改善や買い物難民支援等にも役立つ新たな輸送システムを、自治体と連携しつつ構築するため、モデル事業を実施し、オペレーション上の課題や対応策等について検討を行う。

【地域の活動拠点（小さな拠点）におけるモデル事業の実施について】

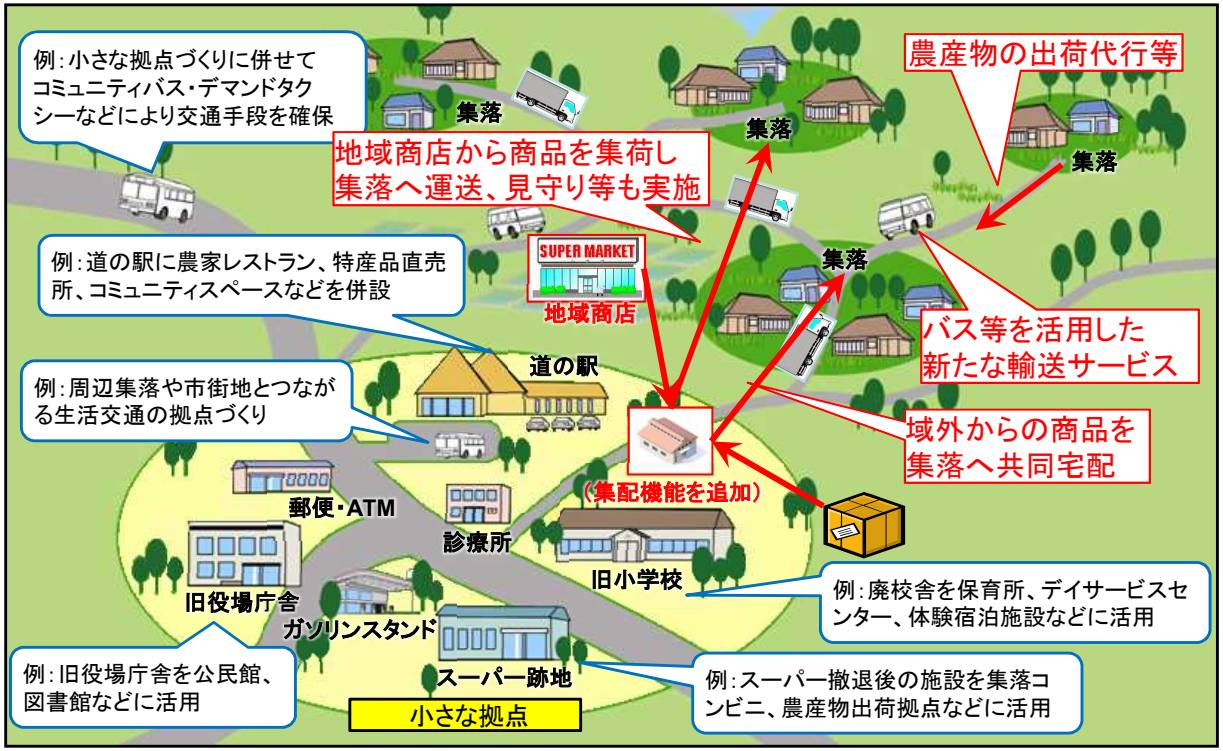

【モデル事業における役割分担】

【主な検討項目】

- 地域での意見集約における課題
- NPOに求められる能力（輸送能力、荷扱い等の品質、賠償能力等）
- 物流事業者、NPO、荷主、自治体等の関係者の役割分担のあり方

【現在の取組み】

- 平成26年10月より、学識経験者、物流事業者、地方自治体、NPO等からなる「地域を支える物流システムのあり方に関する検討会」を開催（平成26年10月、12月、2月、3月の計4回開催。）。
  3月31日（火）に報告書を発表済み。
- 平成27年度予算において、モデル事業を実施予定。（41百万円の内数）

地域の持続可能な物流ネットワークの構築（支援内容）

国土交通省

【１】モデル事業による支援（予定）

①実施主体
過疎地等における地方自治体、事業者、
NPO等、**地域住民等からなる協議会**　等

②支援対象
協議会の開催、モデル事業に関する計画策定、
効果測定等に必要となる**経費（調査費）を一定額**支出。

③申請方法（予定）
国土交通省ホームページに掲載予定の募集要項に添付する
申請様式に記入の上、郵送またはメールで申し込み。

URL：http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/
seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html

④スケジュール（予定）
・４～５月頃：**モデル事業の公募**
・５～６月頃：モデル事業実施地域の決定
・６月～１２月頃：モデル事業の実施

⑤対象事業のイメージ
以下に例示するような、複数のサービスに係る輸送を複合化することによって、輸送の効率化を実現する事業が対象。
・域外からの商品の集落への共同宅配
・地域商店への商品の集荷・集落への運送、
　これと併せた見守り等生活支援サービスの提供
・バス等を活用した新たな貨物輸送サービスの提供
・商品の集出荷等と併せた農産物の出荷代行　　等

【２】取組事例の紹介・情報発信

高知県大豊町の取組事例
（買い物支援、高齢者等の見守り）

過疎化・高齢化が進む中で、物流の効率が低下するとともに、買い物支援や見守りに対するニーズが高まっていた大豊町では、平成24年に地元商店、商工会、宅配事業者及び自治体の連携による高齢者の見守りも兼ねた買い物支援サービスを導入、利用者から好評を得ている。

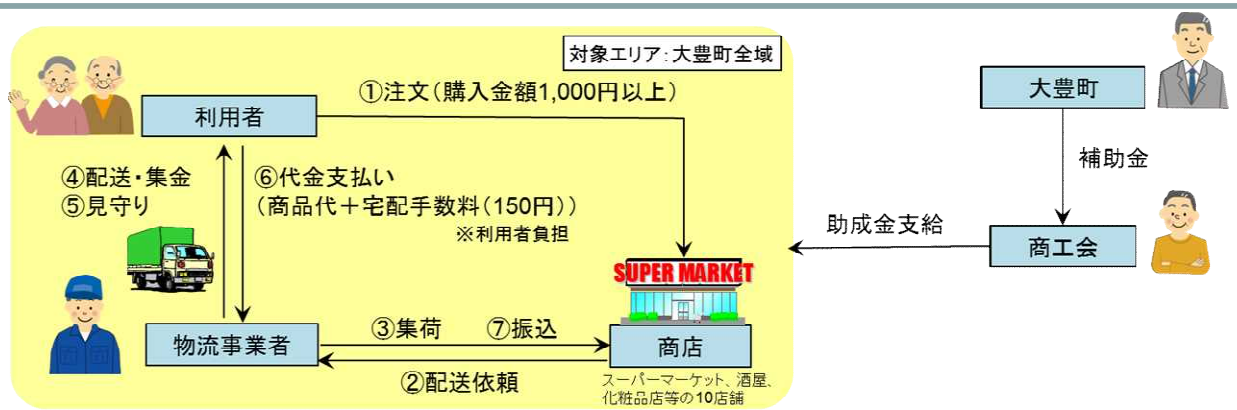

※その他の取組事例についても、下記Webページの「取組み事例（詳細）」及び会議資料中にて公開しています。
http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000046.html

【３】本省・地方運輸局におけるコンサルティング

別紙「お問い合わせ先」に記載の担当までご相談ください。

【本省お問い合わせ先】
国土交通省　物流審議官部門物流政策課企画室　鎌倉、新井
代表：03-5253-8111（内線：53-344）　直通：03-5253-8799

お問い合わせ先

国土交通省

〇観光

【国土交通省本省（広域観光周遊ルート、観光地魅力創造事業）】
観光庁　観光地域振興部　観光地域振興課　03-5253-8328

【地方支分部局（外国人旅行者消費税免税制度）】
地方運輸局等（P8をご参照ください。）

〇コンパクトシティ形成支援チーム

【地方支分部局（地域の問い合わせ窓口）】
地方整備局・地方運輸局（P17をご参照ください。）

【国土交通省本省（法制度全般）】
都市局　都市計画課　03-5253-8409
総合政策局　公共交通政策部　交通計画課　03-5253-8111（内線54-703、54-708）

〇小さな拠点

【国土交通省本省】
国土政策局地方振興課
03-5253-8403（直通）
03-5253-8111（代表）（内線：29543）

〇地域の持続可能な物流ネットワークの構築

【国土交通省本省】
物流審議官部門物流政策課企画室
代表：03-5253-8111（内線：53-344）　直通：03-5253-8799

【地方支分部局】
地方運輸局 交通・環境部 物流課（※）
（※）四国運輸局は環境・物流課、内閣府沖縄総合事務局は総務運航課企画室が担当です。
窓口がご不明な場合は、本省までお問い合わせください。